

平成 23 年第 2 回伊仙町議会定例会会期日程表

平成 23 年 6 月 14 日開会～6 月 17 日閉会 会期 4 日間

月	日	曜	会議別	日 程	備 考
6	14	火	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○開会 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○諸報告 <ul style="list-style-type: none"> (1) 諸般の報告 (2) 行政報告 ○陳情第 3 号～4 号の委員会付託 (2 件) 陳情第 5 号文書配付 (1 号) ○諮問第 2 号 (1 号) (採決まで) ○承認第 1 号～承認第 10 号 (10 件) (提案理由まで) ○報告第 1 号～報告第 2 号 (2 件) (報告) ○報告第 24 号～報告第 28 号議案上程 (5 件) <li style="text-align: right;">(提案理由まで) ○一般質問 (上木議員、琉議員 2 名) 	<ul style="list-style-type: none"> 団体 町長提出 町長提出 町長提出 町長提出
〃	15	水	本会議	○一般質問 (明石議員、佐藤議員、前議員)、常任委員会	
〃	16	木	委員会	○行財政調査特別委員会 パソコン研修	
〃	17	金	最終本会議	○議案審議 (質問～討論～採決) ～ (閉会)	最終本会議

平成23年第2回伊仙町議会定例会議事日程（第1号）

平成23年6月14日（火曜日） 午前10時開議

1. 議事日程（第1号）

○開会の宣言

○開議の宣言

○日程第1 会議録署名議員の指名

○日程第2 会期の決定

○日程第3 （1）諸般の報告

○日程第4 （2）行政報告

○日程第5 陳情第3号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の採択要請について

（総務文教厚生常任委員会へ審査付託）

○日程第6 陳情第4号 川内原発増設計画の白紙撤回などを求める陳情書

（経済建設常任委員会へ審査付託）

○日程第7 諮問第2号 人権擁護委員候補の推薦につき意見を求めることについて（採決まで）

○日程第8 承認第1号 伊仙町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認（提案理由説明まで）

○日程第9 承認第2号 伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認（提案理由説明まで）

○日程第10 承認第3号 平成22年度伊仙町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認（提案理由説明まで）

○日程第11 承認第4号 平成22年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第7号）の専決処分の承認（提案理由説明まで）

○日程第12 承認第5号 平成22年度伊仙町老人保健特別会計補正予算（第2号）の専決処分の承認（提案理由説明まで）

○日程第13 承認第6号 平成22年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認（提案理由説明まで）

○日程第14 承認第7号 平成22年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認（提案理由説明まで）

○日程第15 承認第8号 平成22年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第2号）の専決処分の承認（提案理由説明まで）

○日程第16 承認第9号 平成22年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第6号）の専決処分の承認（提案理由説明まで）

- 日程第17 承認第10号 平成22年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第2号）の専決処分の承認（提案理由説明まで）
- 日程第18 報告第1号 平成22年度伊仙町一般会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第19 報告第2号 平成22年度伊仙町上水道事業会計繰越計算書
- 日程第20 議案第24号 町道の認定（提案理由説明まで）
- 日程第21 議案第25号 平成23年度伊仙町一般会計補正予算（第1号）（提案理由説明まで）
- 日程第22 議案第26号 平成23年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第1号）（提案理由説明まで）
- 日程第23 議案第27号 平成23年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第1号）（提案理由説明まで）
- 日程第24 議案第28号 平成23年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）（提案理由説明まで）
- 日程第25 一般質問（上木 勲議員、琉 理人議員）2名

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	永田誠君	2番	福留達也君
3番	前徹志君	4番	佐藤隆志君
5番	明石秀雄君	6番	樺山一君
7番	永岡良一君	8番	清水喜玖男君
9番	伊藤一弘君	10番	杉並廣規君
11番	琉理人君	12番	上木勲君
13番	美島盛秀君	14番	常隆之君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 椛山正二君 事務局書記 佐平勝秀君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明君	副町長	中野幸次君
総務課長	稲隆仁君	企画課長	牧徳久君
税務課長	池田俊博君	町民生活課長	鶴永宏造君
保健福祉課長	松田一郎君	経済課長	樺山誠君
建設課長	上木千恵造君	耕地課長	大山秀光君
環境課長	福永正徳君	水道課長	中熊俊也君
選管書記長	岩井哲之助君	農委事務局長	仲武美君
教育長	亀山喜一郎君	教委総務課長	窪田良治君
社会教育課長	當吉郎君	学給センター所長	吉見誠朗君
ほーらい館長	四本延宏君		
総務課課長補佐	佐平浩則君		

△開 会（開議） 午前10時00分

○議長（常 隆之君）

ただいまから平成23年第2回伊仙町議会定例会を開会します。
これから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（常 隆之君）

日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、樺山 一君、永岡良一君、予備署名議員に清水喜玖男君、伊藤一弘君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（常 隆之君）

日程第2、会期の決定について議題とします。
お諮りします。

本定例会の会期は、本日6月14日から6月20日までの7日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日6月14日から6月20日までの7日間と決定いたしました。
なお、会期の日程につきましては、お配りしてあります日程表のとおりです。

△ 日程第3 諸般の報告

○議長（常 隆之君）

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長より、平成23年第1回定例会以降本定例会までの諸般の報告を行います。

議長の動静等の報告については、皆様方のお手元に配付してあります。

したがって、主な項目についてだけ御報告いたします。

平成23年5月24日、第54回奄美群島市町村議会議員大会開催記念闘牛大会を皮切りに、翌25日、本大会、26日の町内視察と、みんなが一つになり、最高の大会が開催されました。

また、3町の提出議題、鹿児島県立徳之島農業高等学校跡地に大島養護学校分校の設置についてを採択し、実現に向けて、奄美群島全体で取り組んでいくことになりました。

以上で議長の動静の報告を終わります。

伊仙町監査委員より、平成23年5月分までの例月出納検査の結果、適正に処理されているとの報告がなされています。

閲覧を希望される場合は、事務局に常備していますので、御確認ください。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

△ 日程第4 行政報告

○議長（常 隆之君）

日程第4、行政報告について、報告の申し出がありますので、これを許します。町長。

○町長（大久保明君）

行政報告を行ってまいります。

3月議会終了時に、東北地方太平洋沖地震の復興を支援する会を伊仙町で立ち上げまして、その中で、バレイショを東北に送るということをお願いいたしました。その結果、徳之島3町で18tのバレイショが集まりまして、東北地方に配布いたしました。

3月23日から26日まで休暇をとりまして、私は、東北地方大震災の南三陸町で医療支援活動を行ってまいりました。

4月4日に、国交省の特別地域振興官、安栖振興官と補佐が来町いたしまして、効果促進事業の件について意見の聴取、ヒアリングを行いました。その中で、伝統文化情報発信施設として、東目手久闘牛場周辺の整備について強く要望いたしました。

その後の経過を少し申し上げますと、この事業は、23年度に地域周辺のトイレと駐車場、情報発信施設の整備ということで、これは道路効果促進事業のほうで予算が決定いたしました。

また、24年度は、奄振の非公共の中で闘牛場の屋根等の整備を約1億4,000万で整備するふうに、ほぼ決定をいたしました。

4月7日に、6年来徳之島3町で取り組んでいました名所旧跡めぐりが決定いたしまして、最福寺の池口恵観法主を招聘いたしまして、亀徳のなごみの岬で開山式が行われました。

また同時に、恵観先生には、戦艦大和を旗艦とする慰霊祭にまた出席していただきまして、英霊たちに対しまして祈りをささげていただきました。

4月7日の新転入教職員の宣誓式の中で、教職員は全員、町校区内、最低町内に居住していただくようお願いをいたしました。そのための受け入れ態勢として、町有地に民間の建設業者の方々に現在依頼をしているところでございます。

4月10日には、関西の奄美会から案内がございまして、去年の基地問題について話をしていただきたいということで、これはあいさつの中で、全郡が一致団結して反対していたということに協力していただいたことに感謝の意を述べてまいりました。

4月22日に、地域女性連の総会がございまして、伊仙町の女性連の活動費が他の自治体より少ないということで、女性連は、今非常に各団体が連携をとって、地域の行事などに精力的に参加して

いることを評価いたしまして、補正予算のほうでも組んでいく予定でございます。

5月6日に、徳之島に初めて、平土野港に豪華客船、クルーズ船「ふじ丸」が接岸いたしまして、3町での歓迎会などを行いました。

5月12日に、鹿児島県の離島振興協議会総会の中で、現在、徳之島3町と保健所、県と医師会、民間の医療団体を含めて、「徳之島の医療を考える会」を、準備会を数回開いております。

その中で、9月18日に全国離島医療サミットを徳之島で開くことを決定しております。

そのことを県の離島振興協議会にも協力をお願いいたしましたら、全面的に協力するということでもあります。今後、全国の離島だけでなく、僻地においても医師の確保が非常に困難な中で、全国が一丸となって、各県、国に要望していくという形をつくっていけるようになると思います。

5月16日には、10年来の課題でありました徳之島中央家畜市場の落成祝賀会が三京のほうでございまして、今後、毎月競りが開催され、多くの購買者が来島し、また品質もかなり改善していくと思われまます。

商工会の通常総会が5月19日に開催されまして、特に青年部との意見交換会の中で、前向きな非常に建設的な意見が、初めてこういう若者が、伊仙町全体をおのおの各自の店だけでなく、全体として底上げするような意見が出ました。

先ほど議長の報告からありました議員大会記念闘牛大会、もう本当に全郡の議員、また首長の方が生の闘牛、迫力ある闘牛を見て、大変感動をいたしました。また、この大会で、雨の中、全議員が参加して接待活動をやっていることは、大変すばらしいもてなしの町を代表するような行動だったと思われまます。

翌25日の議員大会においては、議長が話したとおり、大島養護学校の分校を徳之島農業高校跡地という形で全郡の議員が強く理解をしていただいたことは、大変大きな成果だと思われまます。

これも、今後新しい時代に多くの人たちが徳之島に行って、障害のある子供たちをしっかりと育てていこうと、あそこはそれだけの力がある島だというふうに理解をしていただけたと思います。

また、稲村公望先生の情報通信に関する話も含めて、島の歴史、文化、教育について、稲村先生の強い思いを聞くことができました。これから、情報は東京に発信するのではなくて、全世界、ワシントンに発信すべきだと、徳之島がその中心となっていけるというまでエールを送っていただきました。

6月1日の全国離島振興協議会に急遽参加いたしまして、県の事務局長とともに全国離島医療サミットについて話をしたら、これは全国共通の最大の課題であるということが理解できました。

各地区、個々には要望してはいますけれども、全国的な形で一致団結していけるような組織を今後つくっていきたいと思っております。

製糖終了感謝デー生産振興大会が、農業高校体育館跡地、体育館で行われまして、盛大に開催され、きのうのサトウキビ生産対策本部総会におきまして、これもサトウキビ生産対策本部ができてからずっと天城町——南西糖業が事務局で、天城町が会長ということでしたけれども、ことしから

は3年単位で持ち回りということに、きのう決定をいたしました。

6月6日の職員全体朝礼に議長が参加いたしまして、今回の議員大会、職員に対して、議長の丁寧なお礼の言葉がございました。また、今、伊仙町議会が行政と是は是、非は非ということをやっていることに対して、職員も深く理解をしてきている状況でございます。

以上、行政報告を終わりたいと思います。

○議長（常 隆之君）

以上で諸報告を終わります。

△ 日程第5 陳情第3号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の採択要請について

△ 日程第6 陳情第4号 川内原発増設計画の白紙撤回などを求める陳情書

○議長（常 隆之君）

日程第5、陳情第3号30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の採択要請について及び日程第6、陳情第4号川内原発増設計画の白紙撤回などを求める陳情書を議題とします。

3月の定例会閉会后、これまで受理した陳情は、陳情第3号30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の採択要請について、陳情第4号川内原発増設計画の白紙撤回などを求める陳情書の2件であります。

お手元にお配りしました陳情第3号は総務文教厚生常任委員会、陳情第4号は経済建設常任委員会に付託します。

なお、町外からの陳情につきましては、申し合わせにより文書配付してありますので申し添えます。

私のこの調子が悪いため、地方自治法第106条の規定により、副議長に議長の職務を行わせます。副議長、よろしく申し上げます。

[議長交代]

○副議長（伊藤一弘君）

よろしく申し上げます。

△ 日程第7 諮問第2号 人権擁護委員候補の推薦につき意見を求めることについて

○副議長（伊藤一弘君）

日程第7、諮問第2号「人権擁護委員の推薦」について議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大久保明君）

平成23年第2回伊仙町定例議会に提案いたしました諮問第2号についての理由を説明いたします。

諮問第2号は、人権擁護委員の任期が本年6月30日となっているため、再任の推薦をいたしたく、意見を求めるものでございます。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○副議長（伊藤一弘君）

お諮りします。

本件は、お手元にお配りしました意見のとおり答申したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（伊藤一弘君）

異議なしと認めます。

したがって、諮問第2号「人権擁護委員の推薦」については、お手元にお配りしました意見のとおり答申することに決定しました。

- △ 日程第8 承認第1号 伊仙町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認
- △ 日程第9 承認第2号 伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認
- △ 日程第10 承認第3号 平成22年度伊仙町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認
- △ 日程第11 承認第4号 平成22年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第7号）の専決処分の承認
- △ 日程第12 承認第5号 平成22年度伊仙町老人保健特別会計補正予算（第2号）の専決処分の承認
- △ 日程第13 承認第6号 平成22年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認
- △ 日程第14 承認第7号 平成22年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認
- △ 日程第15 承認第8号 平成22年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第2号）の専決処分の承認
- △ 日程第16 承認第9号 平成22年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第6号）の専決処分の承認
- △ 日程第17 承認第10号 平成22年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第2号）の専決処分の承認

○副議長（伊藤一弘君）

日程第8、承認第1号「伊仙町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認」から

日程第17、承認第10号「平成22年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第2号）の専決処分の承認」までの10件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大久保明君）

承認第1号から承認第10号までの10件について提案理由の説明をいたします。

承認第1号及び承認第2号は、国民健康保険法施行令の一部を改正する法律が3月30日に公布され、4月1日に施行に伴い、伊仙町においても同日に国民健康保険条例並びに国民健康保険税条例の一部を改正する必要があると、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定に基づき議会に報告して、承認を求めます。

承認第3号から第10号までは、平成22年度の伊仙町一般会計補正予算（第9号）、伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第7号）、伊仙町老人保健特別会計補正予算（第2号）、伊仙町介護保険特別会計補正予算（第4号）、伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第2号）、伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第6号）、伊仙町上水道事業会計補正予算（第2号）を地方自治法第179条第1項の規定により平成22年3月31日に専決処分したので、同条第3項の規定に基づき議会に報告して、承認を求めます。

以上、承認第1号から第10号までの提案理由を説明いたしました。御審議賜りますようお願いいたします。

○副議長（伊藤一弘君）

補足説明があれば、これを許します。保健福祉課長。

○保健福祉課長（松田一郎君）

補足説明をいたします。

承認第1号であります。伊仙町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてでございます。

国民健康保険条例において一部改正でありますけれども、町長が申し上げたとおり、23年3月31日の一部改正の公布に伴うものであります。

国民健康保険条例において、出産育児一時金等の支給額を恒久的措置とするため、本則中の子産一時金の金額の改正と附則の特例規定の改正が必要となります。改正というのは、削除ということになっております。出産一時金の恒久的措置にかかわる一部改正であります。

続きまして、承認第2号伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてであります。

地方税法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第44号）は、平成23年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることとされたことに伴う伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、次のとおりでございます。

1つ、国民健康保険料の賦課限度額が改正されることにあわせて、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を51万円（現行50万円）に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を14万円（現行13万円）に、介護納付金課税額に係る課税限度額を12万円（現行9万円）に引き上げることとなります。これは、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第56条の88の2関係であります。

2番目として、その他所要の規定の整備を行うこととしました。

7月からの保険税徴収から適用されます。

国保財政は厳しい状況であり、国の負担金をふやすことが重要です。

以上が補足説明であります。緊急を要しましたので専決処分いたしました。何とぞ御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○総務課長（稲 隆仁君）

続きまして、承認第3号平成22年度伊仙町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認について補足説明を行います。

平成22年度伊仙町一般会計補正予算（第9号）は、歳入歳出の総額53億2,671万6,000円に歳入歳出それぞれ1,533万円を減額し、歳入歳出予算の総額を53億1,138万6,000円とするものであります。

7ページをお願いいたします。

歳入について御説明申し上げます。

款1、町税、補正前の額2億7,161万6,000円に230万2,000円を増額補正し、2億7,391万8,000円とするものであります。主な理由といたしまして、固定資産税の滞納分及び軽自動車税の滞納分、たばこ税の徴収増によるものであります。

款の2、地方譲与税、8,147万3,000円に160万9,000円を増額補正し、8,308万2,000円とするものであります。地方揮発油譲与税の増額によるものであります。

款の3、利子割交付金、82万4,000円に23万円を増額補正し、105万4,000円とするものです。

款の4、配当割交付金、15万2,000円に1万3,000円を減額補正し、13万9,000円とするものです。

款5、株式等譲渡所得割交付金、1,000円に15万1,000円を増額補正し、15万2,000円とするものです。

款6、地方消費税交付金、4,872万8,000円に49万3,000円を増額補正し、4,922万1,000円とするものです。

款の7、自動車取得税交付金、822万2,000円に396万8,000円を増額補正し、1,219万円とするものです。

款の9、地方交付税、29億6,542万9,000円に普通交付税4,165万円を増額補正し、30億707万9,000円とするものです。

款の10、交通安全対策特別交付金、180万円に1万8,000円を増額補正し、181万8,000円とするものであります。

款11、分担金及び負担金、6,995万2,000円に1,298万2,000円を減額補正し、5,697万円とするもの

であります。担い手育成畑総事業の負担金及び私立保育所保育費負担金の減額によるものであります。

款12、使用料及び手数料、4,329万5,000円に町営住宅料の滞納分が増額徴収となり204万5,000円を増額補正し、4,534万円とするものであります。

款の13、国庫支出金、7億4,498万9,000円に1,660万4,000円を減額補正し、7億2,838万5,000円とするものであります。障害者自立支援給付金の減額によるものであります。

款の14、県支出金、3億7,298万2,000円に1,242万9,000円を減額補正し、3億6,055万3,000円とするものであります。先ほどの障害者自立支援給付費等の減及び子ども手当の負担金の減額によるものであります。

款の15、財産収入、921万7,000円に教員住宅の貸付収入がありまして103万8,000円を増額補正し、1,255万円とするものであります。

8ページをお願いいたします。

寄附金、582万円に2万5,000円を増額補正し、584万5,000円とするものであります。

繰入金につきまして7万円を増額補正し、7万1,000円とするものであります。

款の19、諸収入、7,992万2,000円に1,810万1,000円を減額補正し、6,182万1,000円とするものでありますけれども、畜産基盤再編総合整備事業個人負担金の減額によるものであります。

款の20、町債、5億5,421万5,000円に過疎辺地対策債、災害復旧事業の執行残による減額、880万円を減額補正し、5億4,541万5,000円とするものであります。

以上、53億2,671万6,000円に1,533万円を減額補正し、53億1,138万6,000円とするものです。

歳出について御説明申し上げます。

18ページをお願いいたします。

歳出、款1、議会費、目、議会費、7,781万1,000円に36万3,000円を減額補正し、7,744万8,000円とするものでありますけれども、職員手当、旅費等事務費の執行残によるものです。

款2、総務費、項・目、一般管理費、3億8,580万1,000円に4,083万7,000円を増額補正し、4億2,663万8,000円とするものでありますけれども、報酬費、給料、職員手当、共済等の人件費の減額であります。節25の積立金、財政調整基金積立金5,000万円を積み立てた関係上、4,000万の増額補正となっております。

目2、財産管理費、1,212万4,000円に52万1,000円を減額補正し、1,160万3,000円とするものであります。諸事務費の減によるものであります。

目4、電算システム費、4,824万3,000円に89万9,000円を減額補正し、4,734万4,000円とするものであります。同じく、事務費執行残による減額でございます。

20ページをお願いいたします。

目の5、きばらでえ伊仙応援基金事業費、319万8,000円に60万7,000円を増額補正し、380万5,000円とするものでありますけれども、きばらでえ伊仙応援基金、県を通じた寄附金がありましたの

で、積み立てております。

目の6、男女参画事業費、65万2,000円に38万6,000円を減額補正し、26万6,000円とするものでありますけれども、事務費執行の減によるものであります。

目の7、会計管理費、2,349万5,000円に16万2,000円を減額補正し、2,333万3,000円とするものであります。

目の8、文書広報費、9、企画費、それぞれに事務費執行残による減額でございます。

21ページをお願いいたします。

目の10、徳之島交流ひろば「ほーらい館」運営費、7,198万8,000円に423万8,000円を減額補正し、6,775万円とするものでありますけれども、「ほーらい館」運営費、企業努力によりまして、繰出金を400万円減額してございます。

目の11、ふるさと雇用再生事業費及び目の12、緊急雇用創出事業費、目15、子育て支援ネットワーク事業費、目17、子宝の町再生構築推進事業費、目18、旅券発行事務費、それぞれ事務執行残による減額補正でございます。

項の2、徴税費、目1、徴税総務費、4,529万3,000円に70万8,000円を減額補正し、4,458万5,000円とするものでありますけれども、職員手当、賃金等の人件費の減によるものであります。

目の2、賦課徴収費、621万円から57万4,000円を減額補正し、563万6,000円とするものであります。

22ページをお願いいたします。

項の3、戸籍住民基本台帳費、目の1、戸籍住民基本台帳費、4,653万円に19万5,000円を減額補正し、4,633万5,000円とするものであります。職員手当、時間外勤務と共済負担金等の減額によるものです。

目の2、人口動態調査及び外国人登録事務費につきましては、組み替えでございます。

項の4、選挙費、目の1、選挙管理委員会費、2、選挙啓発費等につきましては、事務費執行による減額による減でございます。

目の4、県会議員選挙費、165万1,000円に16万5,000円を増額補正し、181万6,000円とするものでありますけれども、需用費等にひもつき補助事業15万4,000円がございましたので、増額補正してございます。

23ページをお願いいたします。

款3、民生費、目1、社会福祉総務費、4億552万3,000円に7,890万2,000円を増額補正し、4億8,442万5,000円とするものでありますけれども、繰出金、国民健康保険特別会計繰出金として8,000万円を計上してございます。

目の3、老人福祉費、9,579万1,000円に143万5,000円を減額補正し、9,435万6,000円とするものでありますけれども、扶助費等の減によるものであります。

24ページをお願いいたします。

目の4、後期高齢者医療費、1億3,102万7,000円に704万2,000円を減額補正し、1億2,398万5,000円とするものでありますけれども、後期高齢者医療特別会計事務費繰出金、後期高齢者医療広域連合療養給付費繰出金、後期高齢者医療特別会計保健事業費繰出金、それぞれの減額によるものであります。

目の6、障害者福祉費、1億3,259万6,000円に2,269万2,000円を減額補正し、1億990万4,000円とするものでありますけれども、節の20、扶助費等の減額によるものであります。

目の9、重心医療費、1,870万1,000円に27万1,000円を減額補正し、1,843万円とするものでありますけれども、実績により減額補正をしております。

25ページをお願いいたします。

民生費の児童福祉費、2の僻地保育所費、2,727万8,000円に80万8,000円を減額補正し、2,647万円とするものでありますけれども、主なものといたしましては、保育所保育士賃金等の減額によるものであります。

目の3、私立保育所費、2億811万円に8,899万円を減額補正し、1億9,921万1,000円とするものでありますけれども、わかば及び伊仙保育所の児童措置費負担金の減額によるものであります。

目の4、子育て支援事業費、995万8,000円に65万8,000円を減額補正し、930万円とするものであります。事務事業の執行残によるものであります。

26ページをお願いいたします。

款の4、衛生費、目の1、衛生総務費、2,338万3,000円に16万1,000円を減額補正し、2,322万2,000円とするものでありますけれども、時間外勤務手当等の減によるものです。

目の2、環境衛生費、2,347万円に410万円を減額補正し、1,937万円とするものであります。負担金の合併浄化槽設置補助金、実績による減額でございます。

目の3、清掃費、1億9,946万7,000円に383万6,000円を減額補正し、1億9,563万1,000円とするものでありますけれども、徳之島愛ランド広域事務組合負担金の返納分によるものでございます。

目の5、地域グリーンニューディール基金事業費、1,138万円に14万円を減額補正し、1,124万円とするものでありますけれども、事務費実績による減でございます。

6の予防費、1,395万1,000円から205万7,000円を減額補正し、1,189万4,000円とするものでありますけれども、委託料並びにインフルエンザワクチン接種助成金等の実績による減でございます。

27ページをお願いいたします。

目の8、健康増進事業費、1,912万3,000円に65万3,000円を減額補正し、1,847万円とするものでありますけれども、事務費執行残の減によるものでございます。

目の9及び目の10、長寿社会づくりソフト事業につきましては、事務費、事業実績等による減でございます。

28ページをお願いいたします。

農業費の農業総務費、1億737万5,000円に89万3,000円を減額補正し、1億648万2,000円とするも

のでありますけれども、事務費、負担金等の減によるものでございます。

目の6、糖業振興費、1,207万8,000円に94万3,000円を減額補正し、1,113万5,000円とするものでありますけれども、事務費の執行残等によるものでございます。

29ページをお願いいたします。

目の9、園芸振興費、2,063万3,000円に275万円を増額補正し、2,338万3,000円とするものでありますけれども、国庫、県費の補助金の増額による負担金、交付金の増でございます。

奄美創出支援事業のハウス事業への負担金でございます。

目の12、畜産振興費、4,873万5,000円に1,531万6,000円を減額補正し、3,341万9,000円とするものでありますけれども、畜産基盤再編総合整備事業負担金、事業実績による減でございます。

目の14、みんなで取り組む地域営農支援推進事業費、同じく目の15、農業生産向上対策費につきましては、事務費の執行残によるものでございます。

30ページをお願いいたします。

農地費、目の2、担い手育成畑総合整備事業費、1億2,980万3,000円に179万1,000円を減額補正し、1億2,801万2,000円とするものでありますけれども、それぞれの畑総事業費負担金の減によるものであります。

31ページをお願いいたします。

商工費、項の1、商工費、款の2、観光費、593万6,000円に32万2,000円を減額補正し、561万4,000円とするものであります。委託料等の減による減額補正でございます。

32ページをお願いいたします。

目の4、消費者行政推進費、369万6,000円に171万5,000円を減額補正し、198万1,000円とするものでありますけれども、事務費、事業及び事業実績の減によるものでございます。

款の7、土木費、目の1、過疎対策事業費、目の2、辺地対策事業費、目の3、道路維持費、目の同じく4、地域活力基盤創造交付金事業費、33ページの港湾管理費、いずれも事業実績による減額補正でございます。

項の4、住宅費、目の1、住宅管理費、2,522万3,000円に208万5,000円を減額補正し、2,313万8,000円とするものでありますけれども、委託費等及び裁判手数料等の減額によるものであります。

款の8、消防費、項の1、消防費、目の2、非常勤消防費、4,011万6,000円に26万6,000円を減額補正し、3,985万円とするものでありますけれども、費用弁償等の事務費の減額による補正減でございます。

目の3、防災まちづくり事業費、4,369万1,000円に47万4,000円を減額補正し、4,321万7,000円とするものでありますけれども、事業実績の減額によるものでございます。

34ページをお願いいたします。

款の9、教育費、目の3、外国人青年招致事業費、415万円から73万9,000円を減額補正し、341万1,000円とするものでありますけれども、備品購入費、それから普通旅費等の減額によるものであ

ります。

目の4、教員宿舎建築事業費、2,636万8,000円から89万4,000円を減額補正し、2,547万4,000円とするものでありますけれども、工事費、事業実績の減によるものでございます。

款の教育費、項の小学校費、35ページになりますけれども、目の5、大規模改造事業費、7,000万円の組み替えでございまして、測量設計委託から工事請負費へと210万円を組み替えてございます。なお、この事業につきましては繰越事業でございまして。

項の3、中学校費、目の1、学校管理費、3,741万円に275万5,000円を減額補正し、3,465万5,000円とするものでありますけれども、光熱水費等の事務費の減によるものでございます。

36ページをお願いいたします。

中学校費の目の5、大規模改造事業費、2,140万円でございますけれども、これも先ほどの小学校費と同じく、委託料から工事請負費への組み替えでございまして。

幼稚園費、目1、幼稚園管理費、4,278万1,000円に284万1,000円を減額補正し、3,994万円とするものでありますけれども、賃金、預かり賃金、保育所等の保育士賃金等の減額によるものでございます。

37ページをお願いいたします。

社会教育総務費、5,881万1,000円に104万9,000円を減額補正し、5,776万2,000円とするものでありますけれども、人件費の減によるものでございます。

目の2、公民館費、目の4、図書室運営費、5、歴史民俗資料館費、社会体育費等につきましては、それぞれ事務費の減及び事業実績の減によるものでございます。

38ページをお願いいたします。

給食センター運営費、5,446万7,000円に201万6,000円を減額補正し、5,245万1,000円とするものでありますけれども、事業費等の節約によりまして減になっております。

39ページをお願いいたします。

款の10、災害復旧費、項の1、農林水産施設災害復旧費、2,546万円に436万円を減額補正し、2,110万円とするものでありますけれども、補修費等、災害復旧に対する補修費等の減によるもの、事業実績の減によるものでございます。

款の2、公共土木施設災害復旧費、目の2、道路河川等災害復旧費、4,728万3,000円から531万3,000円を減額補正し、4,197万円とするものでありますけれども、工事請負費等の事業実績による減となっております。

40ページをお願いいたします。

款11、公債費、項の1、公債費元金、6億9,723万2,000円から37万4,000円を減額補正し、6億9,685万8,000円とするものでありますけれども、償還金元金の減によるものであります。

目の2、利子、1億5,416万5,000円に1,158万5,000円を減額補正し、1億4,258万円とするものでありますけれども、一時借入利子の減及び償還金利子の減額によるものでございます。

以上、歳出総額53億2,671万6,000円に1,533万円を減額補正し、53億1,138万6,000円とするものがあります。

地方自治法179条第1項の規定により専決処分にしてありますけれども、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。なお、御承認いただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

○保健福祉課長（松田一郎君）

承認第4号平成22年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第7号）の専決処分の承認について補足説明をいたします。

既定の歳入歳出予算の総額13億2,790万7,000円に、歳入歳出それぞれ1億2,814万2,000円、9.6%の減額でありますけれども、減額し、歳入歳出予算の総額11億9,976万5,000円とするものであります。

8ページのほうをおあけください。主な項目について説明申し上げます。

歳入、款1、国民健康保険税、項1、国民健康保険税、目1、一般被保険者国民健康保険税でありますけれども、1億8,694万1,000円に44%減額して、1億445万円とするものであります。

現年度分の徴収率について申し上げます。平成22年度の国保税現年度徴収率は91.4%、対前年度比1.48%のアップとなっております。金額に換算しますと、約300万円のアップということでありま。2月から5月にかけての集中的な夜間徴収とか電話攻勢、執行部の町長、副町長による電話攻勢もありまして、大きな伸びがありましたけれども、目標とする92%もしくは100%に向けての滞納については、今後のまた大きな課題になろうかと思っております。申しわけありませんでした。

目の2の退職被保険者等国民健康保険税ということで、調定執行率も94.81%ありましたけれども、これが補正前の額は865万8,000円、17%の減額しまして、717万となっております。

国民健康保険税の中で滞納分が結構大きなウェートを占めているわけでありまして、22年度の滞納分についても、国が示している15%目標でありましたけれども、当町においては14.59%、対前年度と比べれば約3%ほど上昇はしておりますけれども、大きな滞納があるということは現実的に存在しております。今後の滞納対策もあわせてやらなければいけないかと思っております。

款4、国庫支出金、項1、国庫負担金、目の2の療養給付費等負担金でありますけれども、これは2億7,275万8,000円に21%減額しまして、2億1,557万5,000円とするものであります。

節に書いてあるとおり、療養給付費の負担金ということで、2,691万8,000円が大きな項目でありまして、また、後期高齢者支援金、9ページの一番上のほうにありますけれども、後期高齢者支援金が3,580万1,000円の減額となっております。

款4、国庫支出金、項2、国民健康保険助成費、目1、財政調整交付金の中で2の特別調整交付金、これが4,327万2,000円増となっております。主なものとして、一般被保険者療養諸費の2,900万ということでありま。

次の10ページでありますけれども、款6、療養給付費交付金、項1、療養給付費交付金、目1、療養給付費交付金、現年度分の退職者医療費交付金、減額になっています。1,138万4,000円の大き

なのがありました。補正前の額は31%減となっております。

款の8、共同事業交付金、項1の共同事業交付金、目の2、保険財政安定化事業交付金、補正前の額は1億7,280万に対して、12%減の1億5,208万8,000円となっております。1の保険財政安定化事業交付金2,071万2,000円の減額でありました。

次の11ページ、款12、諸収入、項4、雑入、目6、雑入、補正前の額は8,042万6,000円、98%の減ということで、補正後が1万8,000円、1の雑入8,040万8,000円、繰り上げ充用費の減であります。

続きまして、歳出のほう、次ページをお願いしたいと思います。13ページですね。

その下のほうの款2、保険給付費、項1、療養諸費、目1、一般被保険者療養給付費、6億3,443万9,000円から5.1%減の6億205万円ということであります。これは療養給付費3,238万9,000円でありまして、療養給付費負担金の2,600万余り、県調整交付金の684万5,000円の減でありました。

次のページをお願いします。14ページであります。

款2、保険給付費、項1、療養諸費、目2、退職被保険者等療養給付費であります。

3,850万から補正額約54%減の1,755万1,000円となっております。療養給付費の2,094万9,000円の減であります。

次の15ページ、款の3のほうですけど、款3、後期高齢者支援金、項1、後期高齢者支援金、目1、後期高齢者支援金、1億1,741万7,000円から32.4%減の7,932万6,000円となっております。

後期高齢者支援金の減であります。

次の16ページをお願いします。

款5、老人保健拠出金、項1、老人保健拠出金、目1、老人保健医療費拠出金でありますけれども、当初が、補正前の額は340万、94%減の8万3,000円となっております。老人保健医療費拠出金の返納金であります。老人保健の閉鎖に伴う処理であります。

款6、介護給付金、項1、介護納付金、目1、介護納付金、補正前の額7,300万、7%減の6,757万9,000円となっております。

以上で国保の大まかな項目を申し上げました。

引き続き、承認第5号平成22年度伊仙町老人保健特別会計補正予算（第2号）の専決処分の補足説明を申し上げます。

平成23年第1回定例会において御説明いたしましたとおり、平成23年度以降、老人保健特別会計は廃止するものでございます。

要約いたしますと、平成20年3月診療分支払いをもって老人保健制度は廃止され、後期高齢者医療制度へと変わり、平成22年度までの3年間は老人保健特別会計で精算事務を行い、23年度以降は一般会計において事務処理することとなっております。

それでは、平成22年度の専決処分について説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額26万2,000円に歳入歳出それぞれ18万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額8万7,000円とするものであります。減額幅は70.6%の減であります。

3 ページのほうをお願いします。

総括の歳入、款 1、支払い基金交付金、補正前の額 6 万 6,000 円、補正額 2 万 6,000 円の減額であります。これは医療費の交付金の 1 万 6,000 円、支払い審査手数料の 1 万、それぞれの減額であります。

4 の繰入金であります。補正前の額 14 万 7,000 円、補正額として事務費繰入金等の減によります補正であります。

合わせまして、歳入合計が 27 万 2,000 円の減、補正額の減額は 18 万 5,000 円で、8 万 7,000 円であります。

次のページをお願いします。4 ページであります。

歳出、大まかなところを申し上げます。

諸支出金でありますけれども、補正前の額 1 万 3,000 円、補正額 6 万 7,000 円、合計で 8 万となりますけれども、一般会計繰出金であります。これは老人会計の閉鎖に伴う一般会計の繰り出しであります。

続きまして、承認第 6 号平成 22 年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分の承認について補足説明をいたします。

既定の歳入歳出予算の総額 8 億 9,088 万円に歳入歳出それぞれ 378 万 1,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額 8 億 9,466 万 1,000 円とするものであります。

3 ページのほうをお願いします。

歳入、保険料、補正前の額 9,368 万 1,000 円、これに 291 万 1,000 円減額して、9,077 万とするものであります。減額の主なものは、第 1 号被保険者保険料の現年度分の 352 万 3,000 円などであります。

3.1%の減となっております。

款 2 の国庫支出金、補正前の額 2 億 7,244 万 7,000 円に 780 万 1,000 円を増額して、2 億 8,024 万 8,000 円とするものであります。主な理由は、介護給付費負担金、現年度分 2.9%の増額であります。

3 の支払い基金交付金、2 億 5,234 万 8,000 円に 37 万減額しまして、2 億 5,197 万 8,000 円とするものであります。

歳入合計が 8 億 9,088 万円、補正額は 378 万 1,000 円、合計で 8 億 9,466 万 1,000 円とするものであります。

歳出ですが、主なものは、10 ページのほうをお願いしたいと思います。

款 5、基金積立金、項 1、基金支払い金、目 1、介護給付費等準備基金積立金ということで、補正前の額は 1,000 円、補正額は 800 万、合計で 800 万 1,000 円とするものであります。

基金の積立金ということであります。

続きまして、承認第 7 号平成 22 年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分の承認について補足説明をいたします。

既定の歳入歳出予算の総額 1 億 6,282 万 7,000 円に歳入歳出それぞれ 1,033 万 2,000 円、6.3%であり

ますけれども、減額し、歳入歳出予算の総額を1億5,249万5,000円とするものであります。

3ページのほうをお願いいたします。

総括の歳入であります。

款1、後期高齢者医療保険料、補正前の額2,998万1,000円、約10%減額して、299万8,000円減額補正し、2,698万3,000とするものであります。主な項目としては、普通徴収保険料232万8,000円などであり、保険税の中で、特別徴収については100%になっておりますけれども、普通徴収について96%の執行率でありました。

款2、使用料及び手数料、2,000円に1,000円減額して、1,000円とするものであります。

繰入金、1億3,102万7,000円、5.4%減額、704万2,000円減額し、1億2,398万5,000円とするものであります。主な項目については、事務費の繰入金311万8,000円、療養給付費等の療養給付費が388万減額となっております。

諸収入、98万4,000円に29万1,000円減額し、69万3,000円とするものであります。

歳入合計が1億6,282万7,000円、全体で6.3%減の1,033万2,000円を減額し、1億5,249万5,000円とするものであります。

4ページをお願いします。

歳出であります。

款の1の総務費、669万2,000円に244万8,000円減額し、424万4,000円とするものであります。

補正額として、広域連合事務費負担金の減額であります。

款の2、後期高齢者医療広域連合納付金、1億5,473万6,000円、723万減額し、1億4,750万6,000円とするものであります。主な項目については、療養給付費が432万1,000円の減額、被保険者保険料252万1,000円の減額などであり、

保健事業費、109万9,000円、39万減額して、70万9,000円とするものです。

諸支出金、30万から26万4,000円を引いて、3万6,000円とするものであります。

歳出合計は、補正前の額と比べて6.3%の減であります。

簡単に申しわけありませんですけど、一応承認について保健福祉課管轄の分の補足説明を終わらせていただきます。

○ほーらい館長（四本延宏君）

承認第8号平成22年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第2号）の専決処分
の承認について補足説明をいたします。

平成22年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算の既定の歳入歳出予算の8,016万6,000円に歳入歳出それぞれ318万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を7,697万9,000円とするものでございます。

3ページの総括の歳入の欄をお願いいたします。

款1、使用料及び手数料は、補正前の額3,763万3,000円に1万2,000円を増額し、3,764万5,000

円とするものであります。

款 2、繰入金の3,500万円の繰入金を400万円減額し、3,100万円とするものでございます。

諸収入、408万円に80万1,000円を増額し、488万1,000円にするものでございます。

歳入合計8,016万6,000円から318万7,000円を減額し、7,697万9,000円とするものでございます。

続きまして、歳出の説明をいたします。

6 ページのほうをおあけいただきたいと思っております。

歳出、款 1、総務費、項 1、総務管理費の目 1、一般管理費でございます。この中で減額になったものが、賃金が25万7,000円、報償費が5万円、役務費が26万1,000円、原材料費20万円、負担金補助及び交付金が6万6,000円の減額になり、補正前の額5,775万5,000円から83万4,000円を減額し、5,692万1,000円とするものでございます。

款 2、健康増進事業費、項 1、健康増進事業費、目 1、健康増進事業費の中では、報償費が3万5,000円、旅費が14万5,000円、需用費が37万9,000円、役務費9万6,000円、委託料27万円を減額し、2,000万3,000円から92万5,000円を減額し、1,907万8,000円とするものでございます。

続きまして、款 3、文化事業費、項 1、文化事業費、目 1、文化事業費でございますが、報償費を56万円減額、旅費を5万8,000円減額、委託料を41万円減額、使用料及び賃借料40万円を減額し、240万8,000円から142万8,000円を減額し、98万円とするものでございます。

以上、8,166万6,000円から318万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を7,697万9,000円とするものでございます。御審議いただき、御承認いただきますようお願いいたします。

以上です。

○水道課長（中熊俊也君）

承認第9号平成22年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第6号）の専決処分の承認について説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額2億7,677万9,000円に歳入歳出それぞれ1,198万6,000円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,479万3,000円とするものです。

4 ページをお願いします。

歳入歳出補正予算事項別説明明細書。

歳入、款 1、使用料及び手数料、補正前の額4,946万8,000円から補正額528万6,000円を減額補正しまして、4,418万2,000円とするものです。これは徴収収納額の減になります。内容的には、口座の自動振替等における残高不足等であります。

款 6、町債、補正前の額9,220万円から補正額670万を減額補正いたしまして、8,550万とするものです。これは西部地区老朽管布設がえ工事の執行残によるものです。

締めまして、歳入合計2億7,677万9,000円から1,198万6,000円を減額補正いたしまして、2億6,479万3,000円とするものです。

続きまして、歳出のほうは7 ページをお願いします。

款 1、水道事業費、項 1、一般管理費、目 1、一般管理費、補正前の額3,138万3,000円から70万5,000円減額補正しまして、3,067万8,000円とするものです。内容的には執行残であります。

締めまして、3,138万3,000円から補正額70万5,000円を減額補正いたしまして、3,067万8,000円です。

続きまして、款 1、水道事業費、項 2、原水浄水費、目 1、原水浄水費、補正前の額3,104万3,000円から補正額239万7,000円を減額補正いたしまして、2,864万6,000円とするものであります。これも執行残であります。

続きまして、款 1、水道事業費、項 3、配水給水費、目 1、配水給水費、補正前の額566万5,000円、補正額が14万5,000円を減額補正いたしまして、552万円、これも執行残であります。

続きまして、項 3、配水給水費、目 2、基幹改良事業費、補正前の額 1 億7,270万3,000円から補正額669万4,000円減額補正いたしまして、1 億6,600万9,000円とするものです。

これは執行残によるものです。

次、款 2、公債費、項 1、公債費、目 2、利子、補正前の額1,229万8,000円から補正額204万5,000円を減額補正いたしまして、1,025万3,000円とするものであります。これは償還金利及び手数料の減によるものであります。

続きまして、承認第10号平成22年度上水道事業会計補正予算（第 2 号）の専決処分の承認について説明いたします。

1 ページをお願いします。

収益的収入及び支出の補正、款 1、水道事業収益、既決予定額の8,984万6,000円から補正予定額236万1,000円を減額しまして、8,748万5,000円とするものであります。これも簡易水道と同じように収納額の減によるものです。この上水のほうでも、残高不足等によるものであります。

水道課におきましては、水道料金は毎月 1 回発生するわけで、年に12回料金が発生するわけですが、その都度その都度やっぱりけじめをつけると申しますか、100%は厳しいかわからないんですけれども、100%に少しでも近づけるように今後努力していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

次、支出の款 1、水道事業費、既決予定額8,984万6,000円から補正予定額455万2,000円を減額補正いたしまして、8,529万4,000円とするものであります。これは執行残であります。

続きまして、資本的収入及び支出の補正について説明いたします。

収入の部、款 1、資本的収入、既決予定額8,121万2,000円で、補正予定額 0 で、8,121万2,000円。

続きまして、資本的支出、既決予定額8,481万7,000円から補正予定額99万2,000円を減額補正いたしまして、8,382万5,000円です。

以上です。

△ 日程第18 報告第 1 号 平成22年度伊仙町一般会計繰越明許費繰越計算書

△ 日程第19 報告第2号 平成22年度伊仙町上水道事業会計繰越計算書

○副議長（伊藤一弘君）

日程第18、報告第1号平成22年度伊仙町一般会計繰越計算書、日程第19、報告第2号平成22年度伊仙町上水道事業会計繰越計算書の2件を一括議題とします。

説明を求めます。町長。

○町長（大久保明君）

報告第1号及び第2号は、繰越明許費繰越計算書を調製しましたので、報告第1号として平成22年度一般会計繰越計算書を、報告第2号として平成22年度伊仙町上水道事業会計繰越計算書を地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告したものでございます。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○副議長（伊藤一弘君）

これから報告第1号、報告第2号の2件について、一括して質疑を行います。

補足説明があれば、これを許します。5番、明石議員。

○5番（明石秀雄君）

22年度伊仙町一般会計繰越計算書と書いてありますが、これは繰越明許費の計算書の間違いではないでしょうか。それと同時に、下のほうの一般会計、これを全部繰越計算書になっておりますが、繰越明許費の計算書じゃないんですか。

○総務課長（稲 隆仁君）

大変申しわけありません。表中におきましては、一般会計繰越明許費繰越計算書と、報告の第1号ということで、文書の頭では平成22年度伊仙町一般会計繰越計算書となっておりますけれども、御指摘のとおり、繰越明許費の繰越計算でございます。

これは訂正をお願い申し上げたいと思います。（「もう一回はっきり言ってください」と呼ぶ者あり）

報告第1号のかがみの文書では「平成22年度伊仙町一般会計繰越計算書について」という題目で載せてありますけれども、表中におきましては「平成22年度伊仙町一般会計繰越明許費繰越計算書」となっておりますけれども、正式には一般会計繰越明許費の繰越計算書でございます。「明許費」が抜けております。

○副議長（伊藤一弘君）

いいですか。ほかに質疑はありますか。13番、美島君。

○13番（美島盛秀君）

款の8の消防費、伊仙町一般会計繰越明許費について済みません。消防費について、消防車の入札が終わって、辞退したという話を聞いているんですけども、これについて説明を伺います。

○総務課長（稲 隆仁君）

確かに御指摘のとおり、小型動力ポンプ付きの水槽車購入事業費、町内業者育成ということで、

町内業者8業者指名して入札を行いました。その以前につきまして、車種説明等いろいろもろもろ含めて手続を行ったわけでありますけれども、入札を行い、落札業者、予定業者が決定したわけでありますけれども、その落札業者のほうから連絡が入りまして、どうしても購入元というか、自動車購入が不可能であるということを御連絡いただきまして、どうすればいいかということで検討しました結果というよりも、御本人のほうから落札辞退願というのが提出されましたので、これを受理した次第でございます。

今後につきましては、どの方向が望ましいのか、今現在検討中でありますけれども、きちっとした段階で執行できるように、実施できるように努力してまいりたいと思います。

○13番（美島盛秀君）

入札を執行して、落札までして、8業者で入札があったと、こういうことなんですけれども、こういう今までの実績とか、そういうことのないこういう業者を入札に入れる。こういう辞退をするという経緯について、指名委員長として、どういう考えを持っているのか、今後の対応について説明をいただきたい。お願いいたします。

○副町長（中野幸次君）

指名業者につきましては、町内、議会のほうからも強く平等な指名をとということでありまして、また、各自動車関係の8社ですか、これについても個々に調査いたしましたところ、業務内容等に大差がないという判断に立ちまして、やはり平等に入札の資格をとということで、全員入札に参加させるという、そういう体制をとっております。

その結果、こういう形になりましたが、これらについて、また再度検討して、よりよい方向を見つけて、また再入札に再度指名をしながら臨んでいきたいと、このように考えております。

○13番（美島盛秀君）

ぜひ、今後こういうようなことが二度と起きないように、きちんとした形で指名入札をさせるように、この消費税だけでなく、他の指名入札においてもしっかりと検討していただきたいと思います。

○副議長（伊藤一弘君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（伊藤一弘君）

質疑なしと認めます。

以上で報告第1号平成22年度伊仙町一般会計繰越明許費計算書、報告第2号平成22年度伊仙町上水道事業会計繰越明許費計算書の2件の報告を終わります。

△ 日程第20 議案第24号 町道の認定

△ 日程第21 議案第25号 平成23年度伊仙町一般会計補正予算（第1号）

△ 日程第22 議案第26号 平成23年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第1号）

△ 日程第23 議案第27号 平成23年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第1号）

△ 日程第24 議案第28号 平成23年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）

○副議長（伊藤一弘君）

これから日程第20、議案第24号町道の認定から日程第24、議案第28号平成23年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）までの5件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大久保明君）

議案第24号から議案第28号の5件について提案理由の説明をいたします。

議案第24号は、町道2路線の認定について提案してございます。

議案第25号は、平成23年度一般会計の既定の予算に変更が生じたので、地方自治法第218条第1項の規定により提案してございます。

議案第26号から議案第28号は、平成23年度伊仙町介護保険特別会計及び平成23年度伊仙町簡易水道特別会計並びに平成23年度伊仙町上水道事業会計の既定の予算に変更が生じたので、地方自治法第218条第1項の規定により提案しております。

以上、議案第24号から議案第28号までの5件の提案理由を説明いたしました。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○副議長（伊藤一弘君）

補足説明があれば、これを許します。建設課長。

○建設課長（上木千恵造君）

議案第24号町道の認定について御説明申し上げます。

まず、1点目のサキマ2号線、これは目手久闊牛場入り口の県道から丸豊建設、豊先生の家の前までは町道に認定されていなかったため、これを追加でお願いするものでございます。

2点目の義名山木之香線、これは義名山神社の裏側から阿権を越えまして、木之香入り口までの今まで農道になっていましたけど、今回また町道に認定ということでお願いするものでございます。

これらの延長が、サキマ2号線が390m、幅員が5m、義名山木之香線が4,200mで、幅員が7mでございます。

よろしくお願いいたします。

○総務課長（稲 隆仁君）

議案第25号平成23年度伊仙町一般会計補正予算（第1号）について補足説明をいたします。

平成23年度伊仙町一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額47億456万7,000円に歳入歳出それぞれ3億1,877万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を50億2,334万2,000円とするものであります。

歳入について御説明いたします。

7ページをお願いいたします。

歳入、款9の地方交付税、28億3,549万7,000円に普通交付税6,579万1,000円を増額補正し、29億128万8,000円とするものであります。

分担金及び負担金、6,639万7,000円に45万円を増額補正し、6,684万7,000円とするものです。

国庫支出金、5億3,400万3,000円に1億1,038万9,000円を増額補正し、6億4,439万2,000円とするものでありますけれども、効果促進事業交付金の増額によるものであります。

県支出金、3億1,420万2,000円に4,641万9,000円を増額補正し、3億6,062万1,000円とするものでありますけれども、地域支え合い体制づくり事業補助金、地域子育て創生事業補助金、安心子ども基金総合対策事業補助金等の増額によるものであります。

財産収入、718万7,000円に1万円を増額補正し、719万7,000円とするものであります。

繰入金、337万9,000円、光をそそぐ雇用創出基金繰入金を増額し、338万円とするものであります。

繰越金、3,000万円を繰越金へ編入し、3,000万1,000円とするものであります。

19の諸収入、4,748万6,000円でありますけれども、電気収入、電柱使用負担金等793万7,000円を増額補正し、5,542万3,000円とするものであります。

款の20、町債、4億3,330万円に効果促進事業辺地債として5,440万円を増額補正し、4億8,770万円とするものであります。

歳入合計47億456万7,000円に3億1,877万5,000円を増額補正し、50億2,334万2,000円とするものであります。

歳出について御説明いたします。

12ページをお願いいたします。

款の2、総務費、目1、一般管理費、3億4,904万1,000円に伊仙町光をそそぐ雇用創出基金利息申しわけありません。422万9,000円を増額補正し、3億5,327万円とするものでありますけれども、人事の異動等による人件費の増、節の17、公有財産購入費、徳之島ビジョン株式会社株券購入費100万円を計上してありますけれども、誘致企業の運営支援にございます。

13ページをお願いいたします。

目の9、企画費、5,383万4,000円に1,206万3,000円を増額補正し、6,589万7,000円とするものでありますけれども、地域子育て創生事業費として、子育て支援活動を行うNPO法人支援活動補助金として計上してあります。

目の10、徳之島交流ひろば「ほーらい館」運営費、7,289万5,000円に1,865万9,000円を減額補正し、5,423万6,000円とするものでありますけれども、人事の異動による減額によるものであります。

16の重点分野雇用創出事業費、町立幼稚園の預かり保育事業費120万1,000円、預かり保育士賃金として計上してございます。

目の17、放課後わくわくクラブ推進事業費、これも安心子ども基金総合対策事業として、246万

6,000円を計上してございますけれども、運動士賃金、指導者謝金等を計上してございます。

14ページをお願いいたします。

目の18、キュラシマ島出会い支援事業費、この事業につきましては、地域子育て創生事業補助金として事業を新設されております。1,859万6,000円、主な内容につきましては、費用弁償、講師等の謝金等でございます。システム開発委託費として1,057万2,000円、備品購入費として123万円等計上してございます。

徴税費、目の1、徴税総務費、4,548万3,000円に327万3,000円を増額補正し、4,875万6,000円とするものでありますけれども、人事の異動等による増額補正でございます。

15ページをお願いいたします。

項の戸籍住民基本台帳費、4,315万8,000円に442万9,000円を増額補正し、4,758万7,000円とするものでありますけれども、人事の異動による増額補正でございます。

款の3、民生費、社会福祉費総務費、3億4,614万2,000円に1,547万4,000円を増額補正し、3億6,161万6,000円とするものでありますけれども、人事の異動等による増額補正であります。

16ページをお願いいたします。

目の9、地域包括支援センター運営費、1,937万6,000円に130万7,000円を増額補正し、2,068万3,000円とするものでありますけれども、伊仙町光をそそぐ雇用創出基金の繰入金事業として行っております。賃金のケアマネジャー賃金を計上してあります。

目の11、伊仙町要援護者マップ整備事業費、12の地域支え合い推進事業費、ともに地域支え合い体制づくり事業、補助事業として新規に計上しております。500万円を援護者マップシステム導入委託料として計上してあります。198万6,000円におきましては、事務賃金並びに調査謝金として計上してあります。

17ページをお願いいたします。

款4、衛生費、目1、衛生総務費、2,745万4,000円に771万5,000円を増額補正し、3,516万9,000円とするものでありますけれども、人事の異動による人件費等でございます。

目の6、予防費、1,461万円に788万7,000円を増額補正し、2,249万7,000円とするものでありますけれども、19節負担金補助及び交付金で、子宮がん、子宮頸がん予防ワクチン接種補助金、ヒブワクチン接種補助金、小児用肺炎球菌ワクチン接種補助金等を計上してございます。

18ページをお願いいたします。

目11の島の宝キラキラ事業費及び12、妊婦出前支援事業費、いずれも安心子ども基金総合対策事業費として新規に計上しております。

目の13、地域自殺対策緊急強化事業費、これも新規に計上してございますけれども、地域自殺対策緊急強化事業として計上してございます。

19ページをお願いいたします。

款の5、農林水産業費、目4、農業総務費、8,358万1,000円に727万3,000円を増額補正し、9,085

万4,000円とするものでありますけれども、人事異動等による増額補正でございます。

20ページをお願いいたします。

目の16、巡るいのちのキョラジマ創造事業費、210万円、巡るいのちのキョラジマ創造事業として新規に計上してございます。報償費として25万、賃金代95万4,000円、旅費は費用弁償として52万8,000円と計上してございます。御審議をよろしくをお願いいたします。

項の2、農地費、目1、農地総務費、1億84万7,000円に799万5,000円を増額補正し、1億884万2,000円とするものでありますけれども、人件費の増額補正でございます。異動によるものでございます。

目の2、担い手育成畑地帯総合整備事業費、6,724万2,000円に2,204万円を増額補正し、8,928万2,000円とするものでありますけれども、豪雨等による土砂流出箇所等の復旧費として計上してございます。

21ページをお願いいたします。

款の7、土木費、目の3、道路維持費、574万円に3,550万円を増額補正し、4,124万円とするものでありますけれども、これにつきましても大雨等による流出箇所等の復旧費として計上してございます。

目の4、地域活力基盤創造交付金事業費、1億6,200万5,000円に3,815万6,000円を減額補正し、1億2,384万9,000円とするものでありますけれども、工事費等の減及び測量設計委託等の減によるものであります。

22ページをお願いいたします。

目の5、効果促進事業費、今回新たに1億9,832万1,000円を促進事業費として計上してございます。委託料2,700万、工事請負費1億4,856万1,000円、工事に伴う公有財産購入費2,100万円と計上してございます。御審議をよろしくをお願いいたします。

項の4、住宅費、目の1、住宅管理費、1,584万2,000円に411万2,000円を増額補正し、1,995万4,000円とするものでありますけれども、人件費等の増によるものでございます。

目の2、住宅建設費、1億7,101万9,000円に1,000万円を増額補正し、1億8,101万9,000円とするものでありますけれども、住宅建築工事費1,000万円の増額補正でございます。

23ページをお願いいたします。

項の5、公園費、目の1、都市公園等統合事業費、1億6,022万4,000円に517万7,000円を減額補正し、1億5,504万7,000円とするものでありますけれども、工事請負費2,700万円の減を組み替えて委託料、設計委託料1,900万円を計上して、その差額の減額によるものでございます。

款の9、教育費、目の2、事務局費、6,048万6,000円に699万9,000円を減額補正し、5,348万7,000円とするものでありますけれども、人事異動等による減額でございます。

24ページをお願いいたします。

小学校費、目11、学校建築費、250万円、鹿浦小学校防水工事費として計上してございます。御審

議をよろしくお願いいたします。

項の4、幼稚園費、幼稚園管理費、5,113万9,000円から1,441万2,000円を減額補正し、3,672万7,000円とするものでありますけれども、退職等による人件費の減額によるものでございます。

25ページをお願いいたします。

目の4、図書室運営費、379万9,000円に140万円を増額補正し、519万9,000円とするものでありますけれども、伊仙町光をそそぐ雇用創出基金繰入金として計上してございます。繰越事業でございます。

目の14、伊仙町子育て基盤整備事業費、安心子ども基金総合対策事業費として124万9,000円を計上しております。報償費の18万4,000円、指導者謝金、それから講師の費用弁償等を計上してございます。よろしく御審議をお願いいたします。

以上、歳出総額47億456万7,000円に3億1,877万5,000円を増額補正し、歳出合計50億2,334万2,000円とするものであります。

以上です。

○保健福祉課長（松田一郎君）

平成23年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第1号）について補足説明をいたします。

既定の歳入歳出予算の総額8億9,274万9,000円に歳入歳出それぞれ410万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額8億9,685万8,000円とするものであります。

5ページのほうをお願いします。

歳入ですけれども、款5、繰入金、項2、基金繰入金、目1、介護給付費準備基金繰入金ということであります。補正前の額1,355万8,000円に30.2%、410万5,000円を増額補正し、1,766万3,000円とするものであります。これは介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金であります。

次ページのほうをお願いします。

歳出になりますけれども、歳出、款3、地域支援事業費、項1、介護予防事業費、目の4、地域介護予防活動事業費として、500万6,000円に27%アップの135万円を増額補正し、635万6,000円であります。これは委託料として、福祉協議会のほうに地域さわやかサロンの委託料として135万を増額したものであります。

これは介護予防の事業ということで、目的は、地域の身近な場所に高齢者同士が集い、地域サロン活動を通して仲間づくりや楽しみなどができ、住みなれた地域の中でいつまでも元気に暮らしていけるよう、地域にある資源を積極的に活用しながら介護予防の実現を図るということで、対象者は、実施地区に居住する65歳以上の高齢者で、実施場所まで本人で来ることが可能な方とその他参加希望者ということであります。

実施予定地区としては、23年度地区数をふやして11地区にする予定であります。実施予定地区としては、東西伊仙、上晴、崎原、河内、西犬田布、小島、東西阿三、東目手久、馬根、東犬田布ということで、今後、地域の受け入れ体制を進めながら、ほかの集落も連携とって、高齢者の生き生

き活動を援助するということが目的であります。

款の6、諸支出金、項1、償還金及び還付加算金であります。目の2、償還金、介護従事者処遇改善臨時特例基金償還金の410万9,000円であります。

御審議の上、採決くださるようよろしくお願い申し上げます。

○水道課長（中熊俊也君）

議案第27号平成23年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額2億6,833万円に歳入歳出それぞれ3,548万9,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を2億3,284万1,000円とするものです。

6ページをお願いいたします。

歳入の説明をいたします。

款2、国庫支出金、項1、国庫補助金、目1、国庫補助金、補正前の額7,500万から補正額1,850万を減額補正いたしまして、5,650万円、これは補助事業の内示額の減額によるものであります。

款3、繰入金、項1、繰入金、目1、繰入金、補正前の額5,042万2,000円から151万1,000円を増額補正いたしまして、5,193万3,000円とするものです。これは他会計からの繰入金であります。

款6、町債、項1、町債、目1、辺地債対策事業債、補正前の額3,750万から930万円を減額補正いたしまして、2,820万円、これは西部地区老朽管の更新事業の減額によるものであります。

款2、公営企業債、補正前の額5,800万円から920万円減額補正いたしまして、4,880万円とするものです。これも西部地区老朽管の更新事業の減額によるものであります。

次のページをお願いします。

歳出の説明をいたします。

款1、水道事業費、項1、一般管理費、目1、一般管理費、補正前の額3,260万円に137万1,000円を増額補正いたしまして、3,397万1,000円とするものであります。

款1、水道事業費、項3、配水給水費、目2、基幹改良事業費、補正前の額1億7,052万5,000円から3,686万円を減額補正いたしまして、1億3,366万5,000円とするものであります。

これも先ほどから話していますように、約25%の事業費の減額であります。

以上です。

続きまして、議案第28号平成23年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）について説明いたします。

2ページをお願いします。

平成23年度上水道事業会計補正予算実施計画（第1号）について、収益的収入及び支出について説明します。

収入、款1、水道事業益、既決予定額9,063万5,000円から補正予定額149万9,000円を減額補正いたしまして、8,913万6,000円とするものです。

それと、支出のほうが、款1、水道事業費用、既決予定額9,063万5,000円から補正予定額149万9,000

円を減額補正いたしまして、8,913万6,000円とするものであります。

続きまして、資本的収入及び支出、収入の部、資本的収入、款1、資本的収入、既決予定額3,591万2,000円に補正予定額200万を増額補正いたしまして、3,791万2,000円、この200万は他会計からの出資金によるものであります。

支出、款1、資本的支出、既決予定額4,168万円に補正予定額230万円を増額補正いたしまして、4,398万円とするものであります。

以上です。

○総務課長（稲 隆仁君）

大変申しわけありません。先ほどの議案第24号の町道の認定の箇所でも1カ所路線名に誤りがありましたので、御訂正をお願い申し上げたいと思います。大変申しわけございません。

議案第24号の町道の認定の路線名、「サキヤマ2号線」とありますけれども、「サキマ2号線」でございます。「ヤ」の字が1字多く入っておりました。大変申しわけありません。御訂正をお願い申し上げたいと思います。

○副議長（伊藤一弘君）

以上で提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております承認第1号伊仙町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分承認から議案第28号平成23年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）までの15件の審議を中止します。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 0時08分

再開 午後 1時29分

○副議長（伊藤一弘君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（稲 隆仁君）

大変申しわけありません。先ほど御指摘をいただきました報告第1号及び第2号の平成22年度伊仙町一般会計繰越明許費繰越計算書のことについてでありますけれども、報告1号及び2号、さらに議案第24号の路線名、「サキヤマ2号線」、「サキマ2号線」の訂正を御指摘されましたけれども、ただいまプリントし直しております。差しかえをよろしくお願ひしたいと思います。

△ 日程第25 一般質問

○副議長（伊藤一弘君）

日程第25、一般質問を行います。

通告順に従って、順次発言を許します。

初めに、上木 勲君の一般質問を許します。12番、上木 勲君。

○12番（上木 勲君）

ただいま議長から許しがありましたので、第2回伊仙町議会定例会での通告をしてあります項目に準じ質問をいたしたいと思えます。

まず、各項目の質問に入ります前に、私が地域の長老の方から聞かれた面縄港周辺の過去のいろんなことについて、聞き取ったことをちょっと前置きとして御報告いたしておいて、順次質問に入っていきたいと、こういう思いです。

まず、幕末のころか定かでないんですけども、明治、大正と、面縄港は伊仙村の唯一の黒糖の積み出し港として、本州へ黒糖運搬用、いわゆる伝馬船1隻で黒砂糖90kg入り150個、1 t 350kgを積みおろしできるような大型の伝馬船が、面縄だけに最盛期は20隻ぐらいあって、面縄橋、今の面縄橋東西両側には商店がびっしり繁盛しておったが、高波に洗い流され、伝馬船もがけの上に打ち上げられていたこともあったと、また最近、昭和50年、51年の集中豪雨災害では、牛も海に流されたことなど、古里集落長老の徳富茂雄さん（88歳）は、往時を語りながら、海への出口は狭く、奥が湾曲に広がり、被害が増幅、増大する地勢にあると話しながら、台風シーズンを控え、高潮、洪水、台風の複合災害を今も心配しておられました。

そこで、町の防災避難マップ、先だってお配りいただきましたあれによりますと、面縄小学校が、上面縄、古里地域の指定場所となっております。

そこで、まずあの面縄小学校は標高何mにあるのか。それから、あの面縄橋は標高何mであるのかということをお尋ねいたします。

次に、低地から、低いところから高地へ避難は考えられるが、高台にある上面縄から低地の面縄小学校への避難はまず考えられないのではないかと、これまでも災害でも、小学校周辺の県道も水没し、校庭だけが浮いとる状態にあったとの話もあります。

そこで、この防災マップで面縄小学校が避難場所となった経過についてお尋ねをいたします。

次に、3番目で、失礼いたしました。それに、3番の項目でございますが、ここでちょっと訂正というか、削除いたしたいと思えますが、この目手久地域からと通告書に書いてございましたんですけども、最近聞いたところによると、目手久地区は、排水路が整備されて、目手久の海のほうに終末排水路が行くように今できておるといったことで、その目手久地区ということは、まずこのことから削除しておきたいと思えます。

そこで、上面縄集落、それから目手久、検福、また東伊仙東集落、その部分の雨水が県道伝い、県道は川みたいになって、洪水のようになって流れ込んで、50年、51年の災害も起きたということが言われております。

そこで、こういうことについて、この上面縄、東伊仙、目手久、検福、そこの排水路の終末はどうなっておるのかといったことをお聞きいたします。

次に、農業委員会に関する法第6条3項への取り組みについて質問をいたします。

皆さんに、農業委員会の第6条3項についてのコピーを差し上げてあります。

そこには、農業委員会の所掌事務として、土地のいろいろ貸し借り、売買等の取り扱いと、それから伊仙町の農業に関する農業委員会の意見等を公表し、また建議し、その諮問に応じて答申することができるかとあります。

そこで、この農業委員会に限らず、各委員会があって、そしていろんな委員会でいろんなことを担当しているわけでありましてけれども、実は、私の友達に、非常に政治的にいろいろその国の政治や形勢、あるいは町の行政についてよもやま話を私とよくする友人がおって、最近こんな話をしました。

大久保町長は、最近、農業生産額50億円を打ち出していると聞かすが、農業は全く素人、どういう具体策で実現するのだろうか、かけ声だけで終わらなければよいがとの話でまずありましたと、私は、町民の中にも、町行政のことなど大所高所から眺めて考えられている人もおるのかなと感じた次第であります。

そこで、さらにそういうところに話は進んで、町の教育、町のことについていろいろ各委員会をやって、教育委員会は青少年の教育のこと、選挙管理委員会は町、県、国の政治を取り仕切ること、民生委員は高齢者や生活保護の世話をする、農業委員は農地の取り扱いや農地について検討して、農業政策について提言をしたり、建議をしたりすることになっておった。

農業委員は選挙で選出されたり、議会で推薦されたりして、地域でも非常に信頼をされている優秀な方々で、伊仙町農業に見識が高く、精通しているのが農業委員会であると思うのだが、伊仙町長は、農業委員会に諮問を求め、答申を受けるなどの努力をなさっているかというのが提言というか、その話でありました。そこで、なるほどすばらしい提言だと思いました。

農業委員会会長に質問をいたします。町長から農業生産額50億に向けての諮問等を求められたことがあるかを質問いたします。

次に、2点目に、町長にそこでまた質問をいたします。

私は、大久保町長が今町の政策論として農業生産額50億達成を打ち出されたことを高く評価しているであります。というのは、金をつくり出すのは、伊仙町は何ととっても、これは農業で成り立たんと、財貨をつくり出す農業がすべてのこの行政の、この町の基礎になるわけですから、そのことをまとめて50億ということで打ち出されているようでありますから、非常に評価しているわけであります。

そのための具体的対策、町行政は町行政の立場でやること、それから農民自身で努力すること、農協や製糖会社などが取り組むべきことなど、具体的な、このきめ細かく具体的な事項について、町長の立場で農業委員会にこの今の農業委員会ですね。農業委員会に諮問されたらどうかと質問するのであります。

といいますのは、この近々、農業委員会の選挙があるわけですがけれども、農業委員会の中には、

学識経験を有する委員の方や農協共済組合の理事や選挙にまたよる委員のほかに選任されておりますから、非常に内容のある、適切で具体的な答申が期待されるんじゃないかと考えます。

といいますのは、町長は50億、50億ということをよく話されますので、私ら議員とか周辺の方はそういう意識も持っているのでございますけれども、町民の間や一般には何もそれが浸透してないんですよね。

それで、ローマは一日にしてならずというか、結果を、物事の結果を出すにはそれ相当の努力がなければならんし、この農業50億については、伊仙町にはそういう潜在的な力はあるけれども、しかし、それを引き出すには、その具体的なきめ細かい農業であれば、バレイショとか、あるいはカボチャとか、各部会に物事を見て、そして伊仙町のすべての組織が、伊仙町長の行政が掲げている50億、あるいはまた先だつての議員大会では、和泊を抜く60億を超すとにかく目標にするんだというふうにおっしゃっておったと思いますので、そういうことで、それは別に不可能なことでもないし、そういうことが達成できるように、できるように目指して、そういうふうに町内の知恵、それを結集、そして伊仙町の底力を引き出し、農業50億、この町を豊かな農業の町として発展できるように頑張っていただけないかと。

そういうような施策を、きめ細かい制度なり、今、上でこうあれするのではなしに、もっと町民の中に、地にもうついた政策を掲げ、運動を展開でしなければ、こういうようなことは達成できないんじゃないかと思っておりますので、町長の思い、決意を伺いまして、第1回目の質問を終わります。

○町長（大久保明君）

上木 勲議員の一般質問にお答えいたします。

1番については、詳細については副町長のほうが、防災マップ等、それから集落での対策などについて詳細に述べていただきたいと思っております。

面縄港が高波にさらされて大変な状況になったという明治、大正からの言い伝え、いろんな歴史などが今、上木議員から述べていただきました。校庭だけは浮いていたとか、牛も昭和50年には流されたとか、そういう記録とか記憶、歴史等が、今回の東日本大震災においては軽く評価されていたんじゃないかと思えます。

マスコミなどを見ますと、平安時代の大地震では、今回と同じ規模の津波が起きたわけでありますので、そういうことをいろんな学者は忠告はしていたそうでありますけれども、それが受け入れられなかったというところが、人災だと言われるゆえんの一つだと思います。

伊仙町においても、この平成16年に面縄港、前泊港、このアナサキの海岸が、約十数mの波が押し寄せております。これは、これからの台風するときにも、この台風の目と高潮と風の方向によっては、局地的にそういうことが間違いなく起きるということを経験もしておりますので、今後とも、そういうことを念頭に置いて防災対策をしていかなければならないと思っております。

2番目の農業の問題に関しましては、上木議員のおっしゃるとおりでございます。町民への理解がまだまだ十分ではないということであります。確かに、この50億という目標をつくっても、具体

的に、あるいは各農家の方が個々にはどうしていったらいいかということは、細かく指導というか、そういうことは強制的にすべきものではないわけですが、いろんな全国各地の例などは、我々はそれを提示することはできると思っております。

農業生産額50億という目標、これはおっしゃるとおり、そう一朝一夕にできるものではないわけですね。ローマは一日にしてならずと、当然であります。それから、この万里の道も第一歩からとか、中国のことわざにもあるそうです。それから、そのドイツのことわざには、行き先を知らずして遠くへ行けないと、目標をつくる、目標を決めなければ、それは実現できないということでもありますので、数値目標を設定の中で、42、43億の実績があるこの伊仙町は、50億は達成できるはずだと。

それは、同じ規模の和泊町よりも、知名町よりも、伊仙町のほうが耕地面積が広いわけですから、いろいろなやり方を学んでいくと、その最たるものは、やはりキビの面積をどうしていくかということは、真剣にやっぱり議論していかなければいけない時代に来たのではないかと思っております。

伊仙町が、サトウキビの面積が今60%前後ですけれども、反収をさらに上げていけば、50%までに下げないと、ほかの農作物を、付加価値の高い反収の高い農産物をつくっていくことはできないわけですから、そのようなことを今経済課とさまざまな専門家の方々と相談して、農家の方々にも、積極的にチャレンジしている農家の方々はよく理解して、みずから町に指摘もしている状況であります。

この前、町の全体朝礼で述べたことは、私は50億という目標を掲げましたけれども、同じ規模の自治体、例えば鹿児島県の長島町は、面積は徳之島の3分の1ですね。しかも、その人口が1万数千人、そこがブリの養殖で40億から50億、そしてバレイショに至っては、同じその赤土バレイショを向こうは45億生産しております。それから、畜産、養豚、そういうことをやって、何と270億生産しているわけですね。それから、大隅半島の大崎町は、ハウス園芸から、ここも畜産、養豚、あらゆる農業をして、耕地面積は徳之島の半分もありません。そこが300億超しておるわけですね。

それはなぜかということ考えた場合、両方ともキビはつくっていないわけですよ。農地を、ハウスをつくったら最大限に有効に活用して、しかも、その鹿児島県が農業、実質北海道を除いたら1位か2位の県であるわけです。だから、そこをやっぱり我々はもう一回学ばなければいけないのではないかと思っております。

そしたら、亜熱帯農業を有効に活用していけば、例えば、これは今モデルとなっている阿権の貞さんという方は、Iターンで帰ってきて、脱サラして帰ってきて、今1,000万農家になろうとしているわけですね。その人の農地を見たら、いろんなことをチャレンジして、そして島の農家の方々のところに行って勉強してつくっておるわけです。

これは視察に行ったと思いますけど、そういったことを考えてみたときに、やはり伊仙町の農業生産額は絶対伸ばせると、その中で町民にさらに浸透させるための一つの手段が、農業委員会のその改革というか、常に時代に合うような形での新しい時代の農業委員会をつくっていくということ

は大事であると思っております。

毎年、農業委員会の定例会において、何回か行って、あいさつをした中で、諮問という正式な形ではありませんけれども、これからは伊仙町はこういうふうな農業をやっていきたいと、ですから、今若者が帰ってきて、土地の貸し借りから、売買から、その流動化をもっともっとやっぱり農業委員の方々が斡旋して進めていくようなことをこの前はお願いしたところであります。

ですから、この若者が帰ってきて、そのいろんな準備ができるような資金を調達できるためには、伊仙町が今現実に永良部の農家などに比べたら、開発基金の貸し付けも少ないという状況を見ても、まだまだ努力が足りないとは思っております。

おっしゃるとおり、農業の底力はあると思しますので、今回農業委員の改選があります。例えば、客観的に見て、他の町村に比べて、農業委員会は、例えば女性の若い力とか、4Hクラブの青年たちをもっともっとふえていけば、さらに活性化が進んでいくのは間違いないと思っておりますので、今回議会議員の推薦においても、そのような見識で推薦していただければ、この町民にさらに執行部の考えていること、議会の考えていることが浸透していける可能性が強くなると思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

新しい農業というのは、今コーヒーをつくったり、まあざく、これは、長命草は、この前7t採取して、7kg今東京のほうの会社の製菓会社とか実験場で、どういうふうな製品にしていくかという研究を進めているところであり、美島議員も、新しい黒豚をどんどんつくっていこうということで、食肉加工センターもできるようになってきましたんで、みんながもっともっと夢が持てる農業ができるように我々はしていくのが務めだとは思っております。

以上です。

○副町長（中野幸次君）

防災関係につきまして上木議員からの御質問がございましたが、それをお答えする前に、取り組みの経過についてちょっと説明をしてから、それを答弁にしたいと思います。

平成21年の第2回議会で一般質問の中で防災についての質問がありました。その折、町長のほうから、防災について体制を整えて、見直しをしなければいけないということで、その指示を受けまして、平成21年度、22年度につきましては、現地調査をしたり、あるいは今上木議員からありましたように、それぞれの土地の古老と申しましょうか、そういう方たちの意見を集約いたしまして、現在、自主防災組織を立ち上げている段階でございます。

それで、上木議員が参考にされたそのマップと今度新しく見直しをしたマップとは多少異なる場合がございますので、視点は全く私どもの視点と上木議員の視点は一緒でございます、この中にどうしても災害の避難としては不適切であるという面縄小学校を例にとりますと、低いところに避難していくというあり方は非常に問題だということで、そこらの見直しを含めて今回やっております。

そういうことを申し述べてから、質問に答えたいと思ひます。そういう経過があったということ

です。

それで、ちょうどあの震災の起きる前、去年の暮れからこの作業に入っておりまして、特にここに出きている上面縄と古里地区のこの面縄小学校の海拔何mかということでございますが、これは10m、それから橋のところは7.5m、ちょっと下がったところが7.2mと、こういうぐあいになっております。

1 答目はこれだけでよろしいですかね。最初だけでよろしいですね。

じゃ、一応1番目のあの質問に対して、以上お答えしておきます。

上木議員のほうから、台風時の津波の高潮のこの想定値というのがありましたが、これは正式な記録はなくて、地域の人々の意見やいろんなのを想定しますと、大体16m、その辺じゃないだろうかということは予測ができます。

ところが今回、先ほど町長の答弁の中にもありましたように、東日本大震災は、そういう想定値を設けて防災に当たったというところが大きな災害を招いたと、こういうことでありましたので、私どもとしては、そういう想定値を設定しないで今後取り組んでいきたいと、このように考えております。

避難場所につきましては、先ほど申し上げましたとおり、見直しをして、災害の防災に見合うような形で再度作り直しているということを報告申し上げます。

それから、上面縄、東伊仙一帯の雨水は洪水となって面縄に流れ込むということでございますが、これはもうまさに、1975年の7月と10月の豪雨というのはまさにそういう状況でありました。

そこで、これに対しては、非常に伊仙町一帯ですけど、特に面縄橋、あの辺一帯につきましては陸の孤島になったということはもう記憶に新しいことで、私たちのここでも水害がないとは言えない状況があったわけです。

それで、抜本的な見直しを図り、特に古里地区におきましては、役場の職員を中心にしまして、地区の防災組織をつくり上げました。そして、それに基づいて、今後お互いで自主防災ということで取り組みましよう、自助、公助、結という、この3点で防災に当たっていきましようという確認をしております。

ただし、我々の努力不足で、まだまだ古里地区には区長さんがなり手がなくて不在という形をとっておりますので、役場の職員、あるいは退職された職員を中心に、今回の組織の立ち上げはいたしております。

また、その中にありましたこの流れ込む洪水等の対応策としてどうしているのかということにつきましては、耕地課長、あるいは建設課長のほうから答弁させます。

○耕地課長（大山秀光君）

上面縄、検福地区の洪水分布地図でございますけれども、今現在、上面縄を中心に基盤整備を取り組んでやっております。21年度工事をしましたあの第一面縄地区におきまして、浸透池というのをつけました。この浸透池というのが下に浸透しておくんですけども、昨年10月の大雨でも、今

回5月1日の雨でも、あんまり赤土が流れなかったということで、来年以降、面縄小学校から検福にかけて、今度は第二面縄地区の工事が予定されています。今後、この浸透池方式をしまして、あの流末関係の赤土が流れんような工事を施行してまいりたいと思います。よろしくお願ひします。

○農委事務局長（仲 武美君）

農業委員会に関する法律第6条第3項への取り組みについてということですが、第3項の中には「農業委員会は、前2項の規定する事務を行う」とあります。その中に「法人化、その他農業経営の合理化に関する事項」とありますが、平成22年度においては、農業生産法人は2法人設立されていまして、現在4法人が運営されています。

今後、農業委員と認定農家、または町長を初めとする各部局などと協議をしながら、農業生産額が向上するように取り組んでまいります。

また、来月には農業委員選挙等もありますので、新しい農業委員の皆さんとも十分に協議をして、農家の皆さんの所得が向上するように努めたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○12番（上木 勲君）

この今の答弁で、面縄小学校、面縄橋のいわゆる標高、海拔何mあるかということについて、その数値について、今の答弁とちょっと私が聞いている範囲内では、ちょっと何か違うような気がするのですが、面縄小学校の校庭が6mぐらいで、それから面縄橋あたりは3mか何かその辺だと、それで今まで過去に私が、今面縄小学校前にあれがあるんですけども、そこなんかも今までもう何回も洗われていると、実際問題ですね。

そういうようなことですので、その数値は何か今は10mと7.5mと言ったようなんですけど、そこにはちょっと数値の違いがあるなというふうに今感じていることとございます。

そのようなことをまたもっと詳しくあそこを調べて、後からでも教えてもらいたいと、これは、この高さは海拔何m、いわゆる標高何mというのは、非常に今気にしているんです。

それと、それから2点目にもこれは関連するんですけども、2点目に、今、潮の想定、高潮の想定値は何mかと言っているのは、県なんかがあそこの工事したときに、大体高波、あれを何mというぐらいの高波が来るということを想定して、今のあの防潮堤をつくられておるのかといったことなんですよ。

それで、今、面縄あたりでは、古里の南や西側に住宅のある海辺は、全部この砂が流れて、そして下のほうからもう崩壊をしていっていると、そして全体的にあの防潮堤は崩壊しておって、ちょっと今度台風で、今これから来るのでも、来ても、もうこれはすぐ災害が起こる状況にあるというので、今県なんかの作業目標として、基準として、あのやっぱり防潮堤を何ぼでやっているかといったことを聞いたところとございます。それをちょっともう一回ですね。

○副町長（中野幸次君）

標高につきましては、教育委員会からの資料でございます。その資料をもとにしておりますのでということとありますが、それでよろしいでしょうか。

○12番（上木 勲君）

それなら、これは、標高はまた、梅雨もまたこれからですけど、今まで地域で言われていることは、面縄小学校を避難場所、先ほども見直しして、その見直ししてるといのはどういうことですか、ちょっと具体的に教えてください。

○副町長（中野幸次君）

上木議員の質問と全く一緒であります。というのは、どういうことかと言いますと、見直した段階で、低いところに移動するようになっていくわけですね。古里の集落の方が面縄小学校、海拔の低いところに避難していくというのは、これは災害を大きくするだけになるので、それを見直したわけです。

それで、古里の人たちは、上面縄への近道があるということで、迂回をして、上面縄へ、公民館へと、こういうことで話し合いを進めて、避難場所に新たに指定したわけです。

○12番（上木 勲君）

それでは、地域でもちょっと聞いたんですよ。そしたら、上面縄、今のような話なんですけれども、古里の場合には、今までは道には全部、役場職員もロープ張ってあって、橋が流れたとか何とかいろいろあったと聞いておるんですよ。そしたら、万が一の場合には、今の古里の交番所、あそこに、西へ逃げないとですね。東へ向けたら大変だとか、いろいろまた話があるんですよ。

実際問題ですね。そんなようなことをまたじゃあですね。

ですから、地域住民とよく話をしたら、話をして、その今の避難場所を設定されたらいいんじゃないかと、こういうふうに思っております。

それはそれとして、それから次に、検福あたりの水は検福の海に流すように、東伊仙の水は東伊仙のほうに流すように、何でそのようなことはできないか。あれは面縄に流すのはやめてくれといったこと、その耕地課長、建設課長どようになって、あのように水がずっとたまって流れ出す。あの川、あの県道が川になっているんですよ。それをもう一回ちょっと。

○副町長（中野幸次君）

避難場所等について、避難についての考え方として、やっぱり自主防災、地域の住民がみずからで守っていくという体制、そういうことをつくっていきましょう、また、そういうあり方でなければいけないという啓発をしていきましょうと、こういうことで取り組んでおりますので、その点はどうか御了承いただきたいと思っております。

あわせて、今、東伊仙の水は東伊仙でということですが、そういった取り組み等について、耕地課、あるいはまた建設課長のほうから答弁させます。

○建設課長（上木千恵造君）

お答えいたします。

水は低いほうに向かって流れるのが通常でございます。そういうことで、地形上、今の地形からいけば、あの東伊仙から検福を通過して古里に流れるような形になっているのが現状でございます。

東伊仙のギヌツというんですか、通称ギヌツというところにつきましては、上流から多くの水が流れ込み、多いときにはもう川のようにたまっていきますけれども、これにつきましては出口のほうに個人の所有地になっていまして、個人の何年か前に埋め立てた関係で、雨のたびごとに向こうは池のようになると、そういう事例もございます。

そういうことで、今後、県道拡張とあわせて、排水路計画についても、今上木議員がおっしゃるのように、1カ所に集中しないように、分散していく方法を考えていかなければならないというのは思っているところでございます。

今後は、そのようなことで、県のほうにもそのように要望してまいりたいと思います。

○12番（上木 勲君）

土地改良の排水の終末は、今みたいに海に流すように、県道の拡張工事をずっと決め、そういうようなので進めるように要望いたします。

そこで、今、東日本大震災では予想外の大災害が起きたということで、全国的にハザードマップ、これにおける危険想定値の見直し点検がもう全国的に問題となっているということで、鹿児島県でも、この危険箇所の指定調査に入る予定だということを知っております。

そこで、この面縄地区をその指定に、県の調査に入れられているのかどうか、お尋ねします。

○副町長（中野幸次君）

そこらのところ、県の取り組みについては把握をしております。早急に、県のほうにもお尋ねしたいと思っております。

ただし、町におきましては、ここに伊仙町の津波のいわゆる対策地域、喜念一帯、それから面縄一帯、それから鹿浦、阿権、前泊、この5地区については、地図の上に指定をしております。

それから、危険箇所として、阿三と馬根の間のところの危険地域はもう地図に載せております。これは建設課、あるいは耕地課で調査をした結果であります。

さらに、この地図に、要支援者、障がいを持ったり、あるいは高齢化してひとり住まいだったりとか、いろんなそういう支援を必要とする人たちも、これは人権の問題ともかかわりがありますので、地図には載せておりませんが、そこらについては支援できるように、保健福祉課のほうで取り組んでおります。

そういった状況であるということと、それからもう一点は、防災のマップのほうに、町独自のマップには標高10mのラインとそれから20mのラインを入れております。行く行くは、10mラインの場で高潮を予想される場合には、強制的にここは避難をしなければならない、20mのところは自主的な避難とか、そういう考え方を持っていなければいけないだろうと、このように判断をしております。

以上でございます。

○12番（上木 勲君）

県のこの指定調査、まだ何も聞いていないというお話ですけど、これはこの間、新聞にも載って

おりまして、ちょっと私も見て、これを言うたわけですけども、そういうことで、面縄のほうでは、先ほどの話をしましたように、もう防潮堤が全部、あれはもともと低いと、あそこは低い上に今崩壊をしていると、だから、かさ上げというか、それを全面的にするために、何か防災調査というか、専門家とか、そういう関連の防災の専門家にその面縄の地区を調査してもらって、その調査報告書みたいなのをして、本当にあそこに安全であるような、向こうの実態にあったような対策をとってもらいたいと、そういう要望が実はいろんな方から聞かれるんですよ。

そういうように、調査に今度入れてもらって調査する、指定調査に入れてもらう、県の。

あるいは町独自でもそういうふうな調査をして、伊仙町では特に面縄があれだと思いますので、何回も今までもあるわけだから、これからあした、今度すぐ台風が来るかもわからんしね、これは。だから、そういう対応はとられるかということをお尋ねいたします。

○副町長（中野幸次君）

即専門家ということよりも、まず建設課のほうで現地調査をしてみて、それでどういう対応をすればいいかということ判断して、地域の住民の生命、財産が守れるような、そういう防災の体制をつくっていきたいと思います。

とりあえずは、建設課が調査をして、それから対応を考えていくと、こういうことで了解をいただきたいと思います。

○12番（上木 勲君）

あれは、面縄地区の場合は、伊仙町の今の体力では私は対応しかねると思うんですよ。

だから、県にぜひ強く上申をして、そういうふうな調査を、安全・安心の国土造成ということから、町長、ひとつ向こうを、今までそういうあれもあるし、台風もあるわけだから、町の報告書なんかをもって、そういうような政治的働きというか、そういう関心、考えを持ってやってもらったらと、それはどうですか、ちょっとその辺をまず聞きます。

○町長（大久保明君）

面縄、古里地区は、東面縄地区も含めて、面縄川が真ん中であって、それから検福の先からずつと合流をしていますけれども、あそこを通過して上面縄に行くということはできないわけですね。

ですから、上木議員が話したように、古里の人は、やっぱりみんな連絡として、西のほうに上っていかなければいけないわけですね。そのじゃどこに行くかという場合に、公民館は、下検福の公民館までは遠いわけですから、その場所を設定してのまず集落の方々と話をして決めなければいけないと思います。

あの川から東側のほうは、そこは面縄中学校に上っていけばいいわけですので、それを専門家が来て調査するというのは、西のほうに逃げたときに、その避難場所があれば、もうそれでいいわけですね。だから、その避難場所をどこに設定するかということを決めることじゃないかと思えますね。

○12番（上木 勲君）

私は、だから、そこは防潮の防潮堤、全体的な、ずっと広がっているんですよ。港からもう全域ですよ、あの一帯を。一帯がもう低いし、ちょっと高波が来たら、あれはもうとにかく対応できないということです。

○町長（大久保明君）

要するに、その防波堤をもっと高くするということですか。それを調査していただきたいということだったんですか。

それは、町もまたそういう立場でいろいろ調査していきたいと思いますが、この前いろいろ、東北の場合は7mとか10mと、もう世界じゅうから視察するような防波堤をつくったけれども、あの津波では何の意味もなかったわけだし、それから安心というか、例えば南三陸町などでは、昭和の大津波のときはここまで来たと、そのラインがみんな書いてあったわけですね。そこから上の方がほとんど亡くなったわけですから、沿岸部の人ほとんど逃げたわけですので、逃げる訓練をいかにするかということが大事だと思います。

だから、もちろん防波堤をつくって、その家が全部守れたらいいわけですがけれども、そこまで十数mの防波堤を本当につくることができるのか、また意味があるのかですね。景観のこともあるし、ブロックをずっと沖まで積んでいくとか、いろんな方法があると思いますが、その辺は県の方針等をまた聞いて、議論をしていきたいと思います。

○12番（上木 勲君）

議論がかみ合わないんですけど、とにかく問題は、今、面縄の間でちょっと、去年、おとどしの波が来たときには、四、五年前に、もう家のそこまで波が来とるんですよ。だから、もっとそのかさ上げというんか、あの防波堤をいろんな高さ、波が3m、5mか何かしらんけど、その波の高さによって、あれは県がわかるよ。あれはつくったあれで、あの辺、ちょっとあれは。

そういうことで、ひとつ今度県の指定の調査に面縄を入れてくださいと、そういうことを要望して、この問題はこれで終わります。

それでは、次に農業所得について、町50億、今農業委員会も、新しい農業委員もできたら、町の農業問題に農業委員会としても論議を深めて、そしてこの町の農業政策に対応していきたいということですので、ぜひ新しく今度なられる委員の皆さんや農業委員会の活動に期待をいたします。

そこで、町長、先ほどはっきりはしていませんけれども、農業委員会に各項もっときめ細かく、いわゆる分類、分別をして、いろんな事業をですね。そして、農業委員会は、この農業のいわゆるプロというんですか、だれでも農業のことは今まで体験もし、勉強もしているわけだから、さっき話しましたように、いい案も出ると思うんで、そういう諮問をして、そういうことに基づいて理論と実践の合った政策が遂行できるのかと、そういう考えがあるのかどうか、具体的にちょっと一遍答えられてみてください。

○町長（大久保明君）

その前に、先ほどの質問で、面縄の場合、過去はほとんど洪水だったわけですね。洪水。もちろん波は。

いや、だから補足説明のつもりでしたけれども、いろいろ農業生産の方々とは年に一、二回は懇親会をしながら、いろいろ話をしております。

先ほど話したように、農業委員会の総会において、2回ほど私が行って意見を述べたら、次から来なくていいと言われたもんで行かなくなったんですけども、そういうわけにはいかない今の状況ですので、農業委員と1遍、農業青年等を含めた懇親会をしたんですけども、ああいうもっと真剣に議論するまでは行ってなかったと、そして具体的に伊仙町がこういう農業をして、キビは15億前後だと、そういうふうなことを事細かく、今我々が50億に向けた資料を出して、農業委員の方々とこうしていきましょうというところまでは、まだ具体的にはそこまで行ってないですね。

そういったことをこれからはしっかりとしていかなければいけないと思っております。

○12番（上木 勲君）

まだ、この町の町長以下執行部の人の考えが、この事業を本当に地についた、本当に実るようないわゆる体制に、何かまだ宙に浮いているように思うんですね。

ですから、町が主催して、いろんな伊仙町には団体もあるし、今の農業のあれでもですね。

それから、農業をやっている皆さんたちの部会もある。いろんなそれが全部とにかくその一つの方向に向いて、ここが100万、ここは500万、ここは幾らということをして、それが寄り集まって一つの大きなあれになるわけだから、そういうような、その50億本当にできる体制を、もちろん農業委員会もですけどというふうにして、そういうことを早急に立ち上げる必要があるんじゃないですか。何かそういう気がするんですけど、ちょっと考えを聞かせてください。

○経済課長（樺山 誠君）

まず、我々、目標50億という形で設定をして進んでいるわけなんですけれども、まず50億達成に向けて一番やらなきゃいけないことが、農家へ知らせることと思っています。結局、どういう農業をしていくのかということ農家に知らせることということで、昨年11月から「経済課通信」というのを2カ月に1遍発行しております。

まず、伊仙町の農政の施策を農家に伝えること、それとあと、昨日——6月12日、金、土、日ですね。先週の金、土、日、22カ所において農談会を実施したんですけども、その農談会の中でも、今やっている施策を伝えることと、これからの50億に向けて農家が考えていることの見解を吸い上げるという形で、こういうこともやっております。

それとあと、認定農業者と農業委員会の語る会ということも実施をしております。その中で、認定農家の方と農業委員会の方と色々な語りというか、議論をしていただいております。例えば、農業振興地域の設定の関係だとか、そういったもの、あと牛舎をつくるためにどういう手続が必要なのかとか、色々な議論の場を設けて進めているところです。ですから、まずは伝えることを主にやっているところです。

それとあと、伊仙町の農業、糖業、畜産、園芸という大きな柱、3つがあるんですけれども、この糖業においては、まずやらなきゃいけないことは、ハーベスターの収穫率が90%に達したわけですね。その中で、ハーベスターの営農集団の方々が収穫作業の終了後に、株ぞろえから根切りまでを一貫体系、機械化の一貫体系をちゃんと進めると、確立ということを今やっております。

その中で、きのうもハーベスターの連絡協議会の役員会があったんですけれども、23年度のハーベスターの協議会の総会の席においては、この部分を23年度には確立させてほしいという話をやっているところでございます。

あと、バレイショにおいては、まず土壌、畑の土の分析をちゃんとして、その後、防風ネットの共同購入ということを23年度には進めております。

あと、畜産においては、皆さんにお願いしているところなんですけれども、優良の素牛の保留事業という形で、いい牛を多く残していこうという事業も進めておりまして、まずその中でそれぞれの目標数値を23年度に設定して、その目標に向かって、各部会、畜産部会、糖業部会、園芸部会をあわせて進んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○12番（上木 勲君）

この農業所得50億に向けては、今行財政委員会でも論議をやっているわけでありまして、それで今議会中にも、もう2日間にわたって、この農業、農政一本に絞って論議を深めるということになっておりますので、その中で、きめ細かくもっと浸透するような、そういうことをいろいろ論議して、実施していくような形をとったらいなと思っておりますので、一応私の質問はこれで終わります。

○副議長（伊藤一弘君）

これで上木 勲君の一般質問を終了します。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午後 2時32分

再開 午後 2時47分

○副議長（伊藤一弘君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、琉 理人君の一般質問を許します。

○11番（琉 理人君）

こんにちは。11番、琉 理人でございます。

平成23年度第2回伊仙町定例会において、ただいま伊藤一弘副議長より一般質問の許可がありましたので、通告書に従い、順次質問をいたします。答弁者の明快なる答弁を願います。

第1回3月定例会中に、定例議会中に起きました未曾有の惨劇、東日本大震災でお亡くなりになりました1万5,424人、いまだに行方不明の方7,937人、避難生活をしておられる8万6,186人の大勢

の被災者の皆様に、改めて哀悼の意とお見舞いを申し上げます。

それでは、防災関係、IT関係、水道、農政、環境衛生について質問をいたします。

まず第1点目に、防災について、町長はどのように考えているのか、質問をいたします。

今回の震災、マグニチュード9.0の巨大地震は、東北地方太平洋沖地震、過去最大、また極めて広範囲で甚大な被害が発生をし、津波による被害が壊滅的災害に至っております。

巨大津波は、日本の心臓部とも言われる東京電力福島原発をも飲み込み、世界でも類を見ない最悪状態に陥り、放射能が流出し、広範囲による避難体制で、目に見えない放射能の恐怖におびえて、いまだに避難生活を余儀なくされている被災者が大勢おることは、皆様方も御承知のとおりであります。

地震や津波災害から身を守るためには、ふだんから防災訓練や災害に備えておく避難体制の支援や、危険箇所、避難場所の指定と自主防災組織の参加が必要であると考え、伊仙町においては、各災害時の防災対策をどのようにしているのか、大久保町長に伺います。

台風災害に関しては、奄美、沖縄は台風の常襲地ですが、5月に大型で強い台風2号の上陸は近年まれで、農作物等への被害が多く出ていますが、今回の被害状況と今後の対策強化についてどのように考えているのか、対策をとったのか、質問をいたします。

次に、2番目、光ファイバー網設備についての質問を行います。

平成22年度、総工費13億円の光ファイバー網整備事業導入により、IP告知端末利用によって、防災関係、町内情報、各種イベント情報など住民によりよく伝わり、またインターネット利用での情報は世界へと広がり、情報化社会にあつては大きく飛躍し、便利になりました。今後、大きな期待が求められております。

特に、町内無料電話に関しては、町民からは経済的に大きく喜ばれております。今年に入ってから急ピッチに工事が進められておりましたが、現在の工事状況はどうなっているのか、また工事中に事故等はなかったのか、伺います。

また、現在、サービス開始後のトラブル等はないのか、また今後の対策はどう考えているのか、質問をいたします。

3番目に、水道関係について質問をいたします。

梅雨時期や大雨時によって、中部ダムの水位は十分に確保されておりますが、ダムの水の色は濁り、泡状の汚物が浮いて、目で見ただけでは決して飲める状態ではないようですが、中部ダムの水質及び沈殿汚泥はどのような状態なのか、また今後の対策はどのように考えているのか、お伺いをいたします。

以前から、水問題では、議会でも特別委員会を設置して、中部ダム以外の原水調査をいたしました。本川上流の喜念原水や白井原水、また杉原川原水を調査いたしました。その後の対策はどうなっているのか、質問をいたします。

次に、大きな4番目に、農業政策についてお伺いをいたします。

環太平洋経済連携協定、いわゆるTPP問題に関しては、奄美群島市町村議員大会において、交渉への対応に関する特別議決で、1点目に、全品目について関税撤廃が原則であるTPPについては拙速に参加しないこと、2点目に、交渉に当たっては各分野において適切な国内対策を先行的に実施すること、特に農業分野に関しては多様な農業の共存を基本理念とし、農家が安心して農業を続けることができる環境づくりを図ること、以上2点を特別議決いたしております。

平成23年2月1日付の外務省の資料によりますと、交渉中のTPP協定条文案については、これまで一切公表されていない。しかし、一般的にFTA交渉においては最近締結したFTA条文を基本に交渉が行われることが多いため、TPPの条文案の基礎となるのは、P4協定の条文やTPP交渉参加国が最近締結したFTAの条文などとなる可能性があり、なお、分野横断的事項については、従来のFTAにはない新しい分野であるため、前例となる条文がないとなっておりますが、その後、国の状況はどうなっているのか、また大久保町長はTPPに対する基本的な考えはどうなのか、お伺いをいたします。

最後に、環境衛生について質問をいたします。

津波災害による原発事故は、国の電力事業の根幹を脅かす大きな問題になっております。各地区にある原子力発電所の今後の見直しや外国からのエネルギー資源の確保などの問題で、これからのエネルギー政策も大きく変わってくることでしょう。

住みよい環境、クリーンな町を目指す我が伊仙町において、住民のごみ分別意識や不法投棄のモラルは高まってまいりました。

3月議会でも質疑をいたしました廃プラスチック油化装置事業のその後の取り組みと現状はどうなっているのか。このプラスチック油化装置事業の成果によっては、ごみの分別の徹底指導で環境整備が進み、自然エネルギー問題やエコ活動を通じて、世界自然遺産登録に向けた大きな取り組みになり、地域経済の活性化を図り、今後の地域力の強化につながると考えるが、大久保町長はどのような対策を考えているのか伺いまして、1回目の質問を終わります。

○町長（大久保明君）

琉議員の質問にお答えいたします。

まず、防災関係に関しましては、副町長のほうから再度説明をしていただきます。

台風2号は、5月の末にこのような大きい台風が来たということは記憶で初めてでございます。塩害を中心にかなりの被害が出ておりますので、経済課長等のほうから説明していただきます。

光ファイバー網が全戸に敷設されまして、ほぼ工事は終わった状況でございます。

これが当初より2カ月ほどおくれたことは、全国一斉にこの工事が始まったために、その仕事の専門家が少なかったということが大きな原因だそうです。事故等大きな問題はなかったようでありませけれども、また企画課長のほうから具体的に説明をしていただきます。

水問題は、水関係の特別委員会をつくっていただきまして、各上流のほう、原水のほうを議会のほうでも視察をして、その後、執行部のほうに適切な指導を行っていただいております。その効果

もあって、西部のほうから新しい事業を進めていくと、また中部ダムの前後における水の確保に關しましても今計画中でございます。

TPPに關しましては、国の状況はどうなっているのかということに關して、震災前は、6月中に国の農業政策をはっきりと決めた上で、TPP協議に参加するかどうかを決定するということがありましたけれども、これがまた震災の影響もあって、9月から10月ということですが、また政権——政権じゃない、総理がかわったりすると、どういう状況になるかはわかりませんが、基本的な考え方は、まず伊仙町長として、これは先ほどの全郡の決議の中でも、その「拙速に対応することはよくない」という表現が、やっぱり各議会、各自治体とも非常に微妙な形の表現だと思います。

拙速には参加しないということは、いつかは参加するのかというふうにも理解できるし、また協議に入っても、10年間で関税を徐々に撤廃していくということが前提なのか、とりあえず協議に入って、9カ国の話を聞いていくのか、いろんな思惑があると思います。

先ほどASEANとか東アジアを中心に中国がいろんな影響力を強くすることに対して、アメリカが非常に懸念を示しているということで、少数小国ですか、アメリカ以外、オーストラリア以外はほとんど小さな国で、この自由貿易をやったときに、日本に果たして本当に利益があるのかどうかですね。

さきのいろんな勉強会を見ますと、日本の工業製品が本当にそういう国に売れるのかどうかということすら疑問が今出されているわけですから、アメリカの絶対的な都合でこのことを強行していくと、そして日本は一体となってやっていくという、アメリカと日本の2国間の協定のような形になれば、これはもう大変なことになるわけですから、キビに関しては資料がありますが、ほぼ壊滅的状况になると、畜産もそうなるわけですから、これは絶対的に反対であります。

そして、こういうTPPの問題が出てきたときに、我々は何を考えなければいけないかということは、やっぱり想定外というか、これが強行されるとしたら、それはあり得ないとは言えないわけですから、やはりそういう危機的危機感を持って島の農業をさらに変えていかなければいけないと、そして農家の方々も意識を変えていくという、話は別ですが、そういうことを今考えるチャンスを与えられたというふうにも考え、前向きに考えていくことも大事ではないかと思っております。

例えば、また話がずれるかもしれませんが、キューバという国は、アメリカと国交を断絶して、そしてロシアが崩壊した後に、もういろんな資料も何も、機械も何もない中で、世界で一番の無農薬、有機農業で成功しているわけですから、やっぱりその非常に厳しい危機的状況になって、いろんな情報を集めて、島の農業をどうしていけばもっと生き残っていくというか、さらに成長していくかということを考えるためにも、先ほどから話があったように、農業委員会も変わらなければいけないと、もちろん行政も変わらなければいけないと、そして農家の方々も、成功した人たちをやっぱり手本として、みんながやっていけるような農業づくりをしていくと。

それは、やっぱり国から依存ではなくて、例えば農家所得補償制度を戸別にしようとしたら、いろんな矛盾も出てきてるわけですね。今まで、土地だけ持って米をつくっていない人たちに、ダム、補償するわけですから、そういうことをする。例えば、キビの交付金にしても、あれはもう既に所得補償になっているような状況でもあるわけですから、そういうことも全部総合的に考えて、我々は農業生産額を伸ばしていくということにしていきたいと思えます。

基本的には、今のTPPということは、現時点では絶対にこれはできないというふうに考えております。

環境問題に関しては、いろいろ島を環境の島にしていく、エコの島にしていくということで、広域連合でこれは廃プラスチックの油化装置を設定しまして、補助事業の中で小さい施設をつくってっておりますので、またつきのう、広域連合で新しい電気バスの補助事業がほぼ決定いたしましたので、これは島内に4カ所電気スタンドをつくって、バスも含めて、100%補助事業で1億の事業が市村さんたちの事業で獲得したりしていますので、これは島という単位でやれば、3町で協力していけば、そういう補助事業がどんどんできるということもまた証明されましたので、これから環境問題は、多分間違いなく我々に課せられた大きな課題であります。

それは、もうドイツは、2022年までに原子力発電所を全部なくすと宣言しましたから、イタリアも、きのう住民投票したら、全部もう原発はなくすと、もうそういう流れになっていく中で、無駄なエネルギーは使わないで安全な生活ができるようにという時代に向かっていくようになると思えますので、徳之島がそのモデルとなっていければと思っております。

○副町長（中野幸次君）

琉議員の防災関係の質問についてお答えいたします。

各災害時の防災対策をどのようにしているかと、こういうことではありますが、今防災について大きく見直しをしていかなければならないという状況にあるんじゃないか。

と申しますのは、異常気象等でゲリラ豪雨とか、あるいは自然の災害というのが、我々の予測を超えた状況でやってくると、襲来すると、そういうことからいたしまして、地域で、まず身近な自分たちで守っていくという自主防災の啓発に努めていくということと、それに公助、あるいはまた地域全体でという結という考え方、この3つを基本にしながら防災に備えていかなければならないと、このようにとらえております。

特に、町民の財産を守る、こういったこと等につきましては、それぞれの地域の区長さんを中心とした防災組織の方々にもお話をしておりますが、それぞれの災害に対応するには、一番いいのは、やはりこれからのそれぞれの災害に対する訓練によって、台風ならばどういう対策、地震ならばどういう対策と、こういうぐあいに徳之島3町での訓練というのを今広域の防災のほうで進めております。それに我々も積極的に参加をしていくことが防災につながるのではないかと、このようにとらえております。

2点目の台風2号の被害状況ということでございますが、この被害は、経済課関係の農作物関係

が1億1,000万円程度、それから耕地課関係が2,200万円程度、それから建設課関係が2,200万円程度と推測を今しております。

耕地課、建設課等につきましては、この補正予算等にも計上をいたしております。

詳細についてまだ説明が必要でありましたら、担当課長からお願いしますが、総務課長のほうから、大体今回の台風の被害の全体をまとめておりますので、総務課長のほうからまた報告をいたします。

○総務課長（稲 隆仁君）

台風2号によります被害状況ということでありまして、今回の28日から29日にかけての台風でありますけれども、雨というよりも、風台風でありまして、家屋の屋根の損壊とか、一部倒木による家の損壊等ということが主な被害であります。

ただ、数字的に申しますと、住居被害が5件、5棟、損壊、一部損壊があったということで、特に多かったのが牛舎等の被害ということで、3棟につきましては全壊、そして27棟につきましては一部屋根及び柱等の損壊ということ等であります。

なお、幸いにして雨が伴わなかったということでありまして、災害設置の本部が5月29日未明、1時10分に災害本部を設置し、そして解散が、災害被害等を含めまして、その朝の11時に一応解除したというふうな状況であります。

○経済課長（樺山 誠君）

経済課管内の農作物の被害に関しましてお答えいたします。

まず、サトウキビでありますけれども、1,260haのうちの全損というのはございませんけれども、平均すると約8%減収するんじゃないかなというような調査結果です。これが金額にすると約1億1,400万程度だと考えております。

それ以外に、果樹、あるいは落花生、マンゴー、タンカンというような形、あとあるんですけれども、その金額は大体140万程度だというふうにはじき出しております。それを合計しますと、1億3,100万程度の被害が生じたというような形でございます。

あと、牛舎の壁の壊れたとか、屋根が飛んだとか、それは多数ございまして、金額的な換算はまだしていません。

○企画課長（牧 徳久君）

琉議員の光ケーブル工事についてでございますが、まず1番目の光ケーブル工事の現状はどうなっているかということですが、この光ケーブルについては、九電工さんが工事を請け負ったわけですが、工事を完了いたしまして、宿舎としておりました農高跡地の引き揚げ、現在では、さっき申し上げました台風2号による電柱の傾柱とか断線箇所等の補修を見回ってもらっているという状況でありまして、これも、しばらくしますと台風の被害も終了するということを聞いております。

あと、2番目の光ケーブル工事に伴い、工事中の事故等はなかったかということですが、工事期間中に、九電を含めた工程会議、またその都度行う打ち合わせ会では、事故等の報告は一件も出て

おりません。

次に、サービス開始後のトラブルはないか、また今後の対策はどう考えているのかという質問でございますが、サービス開始当初は、電話がつながりにくいなど、また市外局番、これは0997からの発信が必要とされるという住民からの電話の問い合わせが多数あったわけですが、現在ではほとんど解消されていると思っております。

また、I P告知端末放送が少ないなど、住民からの要望もたくさんありましたが、徐々に改善されつつありまして、今月の区長会がこの前あったわけですが、この区長会の中で、区長さんの自宅から、その集落内に向けたこの自宅の電話で放送するという実演研修、こういったのを行いまして、今現在では、集落の区長さんが自宅からこの集落内向けに放送ができてるように聞いております。

このような状況でサービスも充実させてまいっておりますが、今後、対策に関しましては、当区長会において全戸に、「光ファイバーについての問い合わせについて」というチラシを全戸に配布いたしました。光ファイバーの整備、保守及び顧客相談の窓口としまして、旧ひぜんや跡に徳之島ビジョンが開設しているわけでございますが、この中に徳之島ICTセンターというのが設置してございまして、これに無料電話が設置されているというチラシを全戸に配布したわけであります。

また、喜ばしい点もございまして、このI P端末機にしたら「島唄」が流れるということが、3チャンネルほどあるわけですが、多くの住民から、この歌を聞きますと、島唄ですので南国情緒があり、安らぎを感じるなどと多くの町民からお褒めの言葉をいただいております。

また、崎原集落などでは、都会からのIターン者が、この感激の余り、この歌にほれまして、朝、早朝、これをマイク放送に流すということで、かえって住民からうるさいというおしかりも受けたこともございます。

以上が今後の対策等でございます。

○水道課長（中熊俊也君）

琉議員の水道関係についての御質問にお答えします。

まず1番目、中部ダム原水の水質についてですが、毎月、全浄水場、それと8つの小学校校区での水を採取しまして、毎月検査出していますが、今のところ、現時点では問題はございません。

そして、沈殿汚泥等の状況はどうかということなんですけれども、このダムを管理しています耕地課から後ほど答えていただきます。

それと、2番目、中部ダム以外の原水調査後の対策はどうなっているかという御質問ですが、まず杉原川、杉原川についてですが、これは昨年度の西部地区老朽管布設がえ工事におきまして、杉原川から河地浄水場までパイプがつながりまして、今原水として使われているところであります。

続きまして、白井川は、1年間の水量調査をして、後、国に使用願い等を出してから使うんですが、今、あと2カ月分ですか、7、8、あと2カ月分ですね。2カ月行って調査すれば1年間になりますので、それで水量はこういう状態でしたよということで申請しましたら、以前使っていまし

たということで、コンサルタントの話によりますと、これはすぐでもオーケーにはなるんじゃないかという話があります。それは1年間の調査してから、コンサルタントに委託して、詳しい調査等、また申請等をさせてみたいと思っています。先月と今月の水量調査では、もうかなりの水量がありました。これが年間続いてじゃないといいますか、かなり少ないときも今まで調査した中ではありました。

あと、喜念の原水ですが、これは大雨が降るたびに、この取水口の整備ができてないこともありまして、また重機等入っていくにも厳しい条件のところでありまして、水道課職員がいろいろ持てる範囲のものを持って行って頑張っているところではありますが、一回重機も入れようとしたんですが、重機がちょっと泥にはまりまして、もう大変な状態になりましたので、それ以来重機は入れてないんですけども、今後、また取水口の整備について検討しながら、断水等がないように努力していきたいと思います。

以上です。

○耕地課長（大山秀光君）

中部ダムの沈殿汚泥はどのような状況かということですが、具体的な調査とかはしておりませんが、堆砂量除去調査等はやりまして、年1回、この堆砂量が2万5,000m³、前年度の堆砂率は1.88、本年度が2.07で、0.19の増という状況です。

○環境課長（福永正徳君）

環境課長の福永正徳といいます。よろしくお願ひします。

琉 理人議員の質問で5番、環境問題について、廃プラスチック油化装置のその後の状況であります。昨年より頻発していた管内の油化残渣による配管閉塞のトラブル解消のため、残渣の除去を容易にできるよう配管改造を4月に実施し、4月末ごろに試験運転をして、5月から稼働している状況ですが、今、日量30ℓから50ℓの油を製造している状況であります。現在では順調に稼働している状況でありますので、よろしくお願ひします。

そして、今後の取り組みについてですが、現在の油の原料としては、主にペットボトルのキャップ等の固いものを中心に油化しておりますが、今後は、フィルムなどのやわらかい素材でも効率よく油化できるように、装置メーカーと油化温度など装置の調整を行っていく予定であります。

以上です。よろしくお願ひします。

○11番（琉 理人君）

それでは、自席にて、一答一問で進めてまいりたいと思います。

防災関係につきましては、上木議員の答弁とも重なっておりますので、省かせていただきたいと思います。

2番目の光ケーブルについて、工事が完了いたしましたということでございますが、これは、日にちはいつに完了して、引き渡されたのでしょうか。

○企画課長（牧 徳久君）

先ほど町長からもお話がありましたが、全国的に技術員が集中したということでちょっとおくれたわけですが、大体5月の下旬ごろというふうに聞いております。

○副議長（伊藤一弘君）

11番、琉理人君。

○11番（琉理人君）

5月の下旬ということでございますが、台風2号によります被害で多分電柱等の損傷が出ておると思うんですが、ここら辺は、その工事は当初の工事費でやっているのか、また災害ででてるのか、どうなっていますか。

○企画課長（牧徳久君）

台風2号における電柱の傾柱とか、いろいろ断線とかあったわけですが、これについては九電工のほうで保険を掛けておりまして、この保険で逐一对応した状況で、例えば喜念浜等においても、こういったモクマオウの倒木で電柱が傷んだわけですが、こういったのも保険で対応している状況であります。

○11番（琉理人君）

次に、ケーブル工事中には事故はなかったという御報告でございました。本当に安全第一で、一番ピークでやっておるときは、どこの道を回っても、その九電工の車が、工事中で迂回路、先に行っても迂回路という状況でございましたので、よくあれだけの交通状態をさばいたり、無事故でできたなということは大変評価いたしたいと思います。

3番目に、開始後のトラブル、最初は電話のなかなかつながらないということでございましたが、このサービスは、島内は加入者は一律無料だと、管内の電話は無料ということでは言われているんですが、実際それをかけてみると、無料なのか、また電話代が発生するのか、再度お伺いをいたしたいと思います。

○企画課長（牧徳久君）

この光ケーブルの電話を使用しますと、町内においては無料という形になっておりまして、もしこれがNTTラインにつながれて島外に行きますと、これは有料という形になります。

○11番（琉理人君）

この件で、実際にその無料、端末機を通してであります、その通しても、その機械では通じずに、NTTラインを使わないといけないという状況があるということで、せっかくだけでも、お客さん、利用者はわからないうちに、利用者と契約者と今工事をしているところでNTTラインを使う形で、知らずにそこへかけたら、実際にはNTTラインを使っているということで、実際には無料でないところも発生しているという状況になっているということなんです、これを当初では全部島内無料という話が、そういった形で有料になっているとすれば、当初とのその成果が変わってくるのではないかと思うんですが、そこら辺はつなぎ方に問題があるのか、そういう機械の能力なのか、その辺はどうなっておるのでしょうか。

○企画課長（牧 徳久君）

最初の説明では、島内が無料という形でありましたが、工事が3町に分かれていってしまった関係上、これが例えば町境から天城町とはつながれていないという形になっておりますので、あくまでもこれは島内、町内、町内だけが無料という形に現在はなったわけであります。

○11番（琉 理人君）

この問題は、もう一回その光の説明を受け直さないといけないと思うんですが、実際に町内でその端末を利用して、例えば役場に電話をかけますと、役場では役場の総合窓口で受けて、各課へ転送するんですが、その転送する機械が能力のある機械とない機械があつて、ない機械はそういったサービスができないので、今までのNTTラインを使ってくださいと、そうすると、一般の方はここへ電話すると、ただでかけているつもりが、NTTの回線をここは利用しないといけないということで、お金を、有料になってしまうということがありますので、そういうことがないように、今の最先端の技術ですので、できないはずなんですが、今はそういった状況になっているというところに問題があるんじゃないかと思うんですが。

○企画課長（牧 徳久君）

有料とか無料とかいう問題が発生するには、一個人間の電話で、例えば私の家から琉議員の家にかける場合は当然無料ですけど、そこに役場みたいにこういった交換機がある電話にかけた場合、例えば大きな南西糖業みたいな、ああいった何件か伊仙町内にあるわけですが、こういったところにかけた場合がそのような状況が発生するようになると聞いておりますので、いずれ、これについても解決しなければいけないんじゃないかと思っておりますので、今後、このILU業者の徳之島ビジョンさんとも、いろいろ九電工さんとも相談しながら、これも無料化になるように検討してまいりたいと思っております。

○11番（琉 理人君）

そのラインを使う使わないということになってしまいますので、このラインを使わずにNTTを使うということで今は対処しておりますので、この実際にあった具体的な例を言いますと、ある商店へ電話をすると、その商店は内線で2階のほうにつなぎたいんだけど、つなげないということで、この電話はどうなっているのということで、その光ファイバーの九州電工、工事をしている側と話すと、それではこれを使わずにNTTラインを使えば、今までどおりいけますということで、それをじゃ使わざるを得ないと、一般の方は、町内だから、そこへ電話するとただでかけているつもりが、2階へつなぐ部分に関しては有料でやっているということで、実際お金をかけている方は払っているということになりますので、そういった商店やら、またいろんな建設会社の事務所、またいろんな施設の事務所等、そういった転送するサービスがそのIP告知端末ではできないのか。

それができれば、そういったことはないんですが、それができないがために、NTTの今までの回線を使うということは、置いといても使っていないということになりますので、そういった今進んでいる技術なんかでそれを転送するということがどうしてできないのかということの説明を受けな

いことには、今課長のほうでそこまで説明ができればいいんですが、そういったことと、やっぱりこれは町が導入していますので、ちゃんとそういったところを町が示して、町民にも説明をしないと、町民は分からずに、有料だと思っているのがいて、電話が、またNTTから電話料金が来たということで、実際には無料でいいことをしているという感覚だけど、これにお金を払ったということからまたトラブルが発生してきますので、今気づいたところで、この点を質問いたしておるところですが、今後、そういったところも光ケーブルとの協議をして、解決をしていただきたいと思います。

それについて、そういったそれができますか。

○企画課長（牧 徳久君）

こういった技術的な専門的なことに関して、私のほうでは把握はできませんが、今後、高度な技術が必要となりますので、九電工さんとかいろいろ、この告知端末機の日本無線だったかな、そこがあれしておりますので、そこも協議をしながら、この問題については前向きに検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○11番（琉 理人君）

そのサービスでもう一点、インターネットの利用が今本当に伊仙町でもふえてきていますが、インターネットの専門の方々に聞くと、他社よりも何か遅い、立ち上がりが遅いとか、そういった声も聞かれるんですが、そこら辺は、この光についてはどのように考えているのか。

○企画課長（牧 徳久君）

今、インターネットの契約者が伊仙町に約500件前後いるわけですが、私ども西部地区においてはシナプスで前やとったわけですが、光にかわると瞬時につくという喜ばしい声を聞いているんですが、シナプスさんよりは、やっぱりビジョンさんのほうがちょっと速いような報告も聞いておりますが、この問題についても、今補佐のほうでビジョンさんとシナプスと対応して、瞬時にできるようにということで対策を練っております。

○11番（琉 理人君）

それでは、この光ケーブルについて最後の質問をいたします。

これは町内のお年寄りの方々からよく聞くんですが、よく光ケーブル、光ケーブルということで、端末機の上についての緑の光が光っているので、あれが光ケーブルですかというような冗談も聞くんですが、あの電気がついてると電気代がかかってということで、皆その差し込みは引き抜いて、今度は通じない通じないという話をしたり、いろんなそういったトラブルもよく聞くんですが、そこら辺の指導徹底、またその実際にそれが電気代が、電話代はかからないんだけど、電気代はかかるというのであれば、これは元も子もないサービスになってしまいますので、そこら辺の説明をまたお願いします。

○企画課長（牧 徳久君）

以前、防災無線で各戸についておりました端末機についても、電気代がかかるわけでありまして、今回の告知端末機でも、電気代はわずかな電気代ですが、これを差し込んでおかないと、防災無線とか——いやいや、区長さんが放送する放送とかが録音できませんので、今後は集落区長会あたりでお年寄りの皆さんにも、これは絶対線は抜かないようにということをお知らせしてまいりたいと思います。

先ほど申し上げましたとおり、チャンネルが3つありまして、これから「島唄」が流れて、お年寄りの皆さんも非常に喜んでおりますので、有線放送がわりに、これをいつでも線をつけとくという指導もしていきたいと思えます。

○11番（琉 理人君）

町民に情報の周知徹底をお願いします。

次に、水道の問題について、中部ダムの中部ダム原水、この沈殿汚泥、これは年々ふえているという先ほどの答弁でございました。やはり年々ふえていけば、いずれは泥ダムになってしまうということでございます。

この対策、対応を早目にとらないと、ダムの崩壊まで行ったり、またこの問題が、いろんな災害が発生するということもありますので、これは今までその泥の撤去とかいうのをやったことがあるのか、まず聞いてみましょう。

○耕地課長（大山秀光君）

私の聞いた範囲内では、そういうことはないと思えますが、この泥の撤去というのは物すごい費用がかかります。それにまた、今水道の原水をしてるわけですので、これは一時ストップしなければなりません。そういった意味で莫大な費用がかかると思えますので、このダムの一番の心配される所です。何十年先でも土砂というのはたまってまいります。100年もつというのはいわれなくて、今ダムの建設の見直しということまで出てきてる状態でございます。

○11番（琉 理人君）

それでは、ダムの現状がそういう状態で、中部ダムからの原水取水がもう先が見えているということでございますので、私たち議会でも視察をした原水調査、今、杉原川等は使用しているということでございます。

また、白井と喜念の両方については、白井については年間の調査が8月までということですね。今まで、その水の水量の調査を資料として提出できますか、それとも資料はありますか。

○水道課長（中熊俊也君）

毎月調査した資料はありますけれども、パソコンに取り込んでありまして、まだ集計は上げてないんですけれども、時間をいただければ準備できると思えます。

○11番（琉 理人君）

目で見た感覚でいい水が流れているということで、そこら辺は、またこれから先ほども言いましたように中部ダムの原水の先が見えてくるとなれば、やはりこういった、また逆に、この山から地

下水として湧き出た本当においしい水でございますので、これをより早く供給する上でも、この原水の活用をしていただきたいと思います。

これが、また町長にも、この対策につきまして、来年度以降予算づけをここに重点置いてできるのか、お伺いいたします。

○町長（大久保明君）

特別委員会の中で提案されたことのひとつが、ここのきめ細かい事業の中でことしの予算に入っております。そういった形で、これからは一括交付金という形の中で優先順位をつけてやっていくということを前回の議会でも答弁しておりますので、今後とも、水が命でありますので、積極的にやってみりたいと思います。

○11番（琉理人君）

ダムというよりも、飲料水のことでございますので、やはり町民の一番の生活ラインでございますので、水に関しては議会で特別委員会を設置したぐらいでございますので、この点については早急な対策をとっていただきたいと思います。

次に、農政について、先ほど大久保町長の基本的な考えということでお伺いをいたしまして、私たち徳之島に住んでいる者は農業が主でございますので、やはり今全国的にこういったTPPのこれも、逆に津波と同じように今襲ってきているということでございますので、反対を、まずは阻止をするという形でいいんですが、先ほど町長の答弁の中にも、いずれやってくるという可能性はなきにしもあらずで、どういった災害、想定外のことがあるかわからないという中で、来る来ないにかかわらず、やはり農業の見直しというのは、これは必要ではないかと思えます。

そういった中で、今50億に向けて、今のキビ、主幹作物のキビ、また畜産、また園芸を含めた現在既存の農業体系から、新たな6次産業を取り入れた50億に向けての事業化アップという町長が一昨年打ち出した政策により、今取り組んでおるわけですが、こういったTPPの問題になる前にいち早く、TPPを受け入れるのではなくて、TPPより先にどういったことが来ようとも、先ほどの今まで論議されている災害と同じように、来る前にはちゃんと対策をとっておくということが大切で、今そういった6次産業に、これから大きなまた町長の決断で、これからのそういった農業分野に対する予算等をふやしていく考え、こういうのは具体的な形で、また経済課あたりでも対策があれば、御説明していただきたいと思います。

○経済課長（樺山 誠君）

ただいま琉議員のおっしゃられたように、まず我々、TPPが来るという想定の中でやるのではなく、TPP来る来ないにかかわらず、農政というものをもうちょっと考え直さなきゃいけないと思っております。

そういう中で、どのようなことかという、今までサトウキビ、バレイショ、畜産という形の3本柱だったんですけれども、この幅を少しふやしていきたいと思っております。その中で多品目栽培ができることによって、6次産業化を進めていきたいと。

6次産業化、6次産業化といいますが、今現在、伊仙町の農家の方、あるいは町民の方、ほぼわかっていない方が多いんじゃないかなと思いますけれども、この中で我々がやらなきゃいけないのは、23年度においては6次産業化の塾という形で、6次産業化とはどういうものかというものから、今カリキュラムの準備をしているところなんですけれども、6次産業化をするための資金、段取り、経営の勉強、あるいは記帳の勉強だとか、いろんな開発関係、6次産業化塾の今カリキュラムの準備を進めているところです。

それを、カリキュラムが完成しましたら塾を開校して、人材育成という形に進めてまいりたいと思っております。

○11番（琉 理人君）

経済課のほうでいろんな情報公開をしながら活動して、昨日も農談会を各地区で持ったりということをやっております。また、どんどんそういった形で広めて、農業の発展をしていただきたいと思っております。

次に、最後に環境問題について、廃プラスチック油化装置は、今修理をして、日量50ℓですか（「30から50です」と呼ぶ者あり）30から50ℓということをやっているということですが、当初ではもうちょっと1日に出る計算であるんですが、この50ℓというのはまだまだ少ないのではないのでしょうか。当初の目的からすれば大分少ないようですが、今の50ℓ、日量50ℓで当初の計画とはずれがあるんですけど、そこら辺を。

○環境課長（福永正徳君）

当初の計画と若干今の段階ではトラブルが続いております、その当初はやわらかい素材のものを、これを全部使って油化装置にするという段階でしたんですけど、今のところはかたいのだけ、やわらかいのができなくて、かたいのを使ってしている状況でありまして、それで今の状況、30から50ℓ、この状況になっていると思います。

今から、その設備もやわらかい部分もできるように調整して、もっと量がふえていけるかなという予定をしております。

○11番（琉 理人君）

私たちも、その現場を視察してみて、当時は故障中でありましたので、稼働はしていなかったんですが、やはり当初の説明では、本当に今ごみを分別して、この島には油田の宝だというぐらいにおっしゃっておいりましたのが、いつの間にかその故障して、そのままの状態、分別されたプラスチック類はほとんど焼却されていない状態で、やはりそういったこれからの——今、本当に原子力発電の存在も、世界的にもそうした中止の中で、日本のそういったエネルギー源の問題に発展するところを、この徳之島は、電力に関しても、離島でございますので独自でやっていかないといけないという中で、こういった小さなことでも確実に成果を出すという形で、この油化装置についてもいい設備を持っておりますので、きちっと活用していただきたい。

また、先ほど町長から電気バスのお話が出て、これもいち早くそういったエネルギーに対しても

電気を使うということで、いいと思うんですが、もう一つ先に進めば、本当に自然エネルギー、これの活用がこれから大きな事業になってくると思うんですが、太陽光のエネルギーを活用するといった今太陽熱の発電、太陽光の発電とか、いろんな形で売り出しが出ているんですが、そういったのは環境課のほうでは取り入れる方向はないのか。

例えば、太陽の町・伊仙町とかいう形で、これはまた町長に、こういった太陽光発電を、伊仙町全体がそういった発電をし、また逆に徳之島町、天城町に電力を売るぐらいの町、伊仙町は太陽の町というぐらいな発想を持って取り組めば、こういった形のこれからのエネルギー対策問題も、また光が見えてくるのではないかと思うんですが、町長、そういった考えはないのか、お伺いします。

○町長（大久保明君）

全国的に太陽光パネルを、ずっと施設を補助事業でやっているところもあるし、今はどんどん改良されて、本当は技術力は日本のが一番進んでいますけれども、その技術が外国ではもうどんどん応用されているということで、国の政策もそういうところに移っていかざるを得なくなってきたと思いますので、いろんな補助事業で、今伊仙小学校、それから犬田布中学校もそういう計画を立てております。

先ほどの電気バスも、これは徳之島総合陸運のバスに1台そういうふうになるんですけれども、そのスタンドは太陽光で運営するという、維持管理することになっていますので、この環境政策は大事だと思います。

暖房、冷房にしても、これからの住宅は南向きにガラスが多くて、また風通しがいいということになれば、暖房費も冷房費も少なくて済むと、そういった環境に留意した政策は、ここは幾らでも可能であると思いますので、いろんな研究や調査とか視察をしながらやっていきたいと思っておりますけれども、現在のところ、具体的にそういう政策等についてはまだまだ考えていない状況です。

広域連合でやれば、前はいろんな補助事業が出るというふうに、先ほど申し上げた島単位ということで、そういう事業を獲得しやすい状況であれば、3町で協力していかなければいけないふうになるし、規模的にもそうしたほうが効率的であるわけですから、その辺はまた模索をしていかなければいけないと思います。

○11番（琉理人君）

環境問題について、廃プラスチックの油化装置の活用にも力を入れ、またこれからの自然エネルギーの取り組みをもっと環境課のほうでも取り組み、また本日の一般質問全体におかれまして、防災関係、この最先端の光ケーブル、また命の水道、生活の農政、こういった分野で各課長の皆さんに、よりいろんな情報をとって、これから町が発展することを祈って、これで一般質問を終わりたいと思います。

○副議長（伊藤一弘君）

これで琉理人君の一般質問を終了します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

本日はこれで散会します。

次の会議は6月15日午前10時より開きます。日程は一般質問であります。

お疲れさまでした。

散 会 午後 3時59分

平成23年第2回伊仙町議会定例会議事日程（第2号）

平成23年6月15日（水曜日） 午前10時開議

1. 議事日程（第2号）

○日程第1 一般質問（明石秀雄議員、佐藤隆志議員、前 徹志議員）3名

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	永田誠君	2番	福留達也君
3番	前徹志君	4番	佐藤隆志君
5番	明石秀雄君	6番	樺山一君
7番	永岡良一君	8番	清水喜玖男君
9番	伊藤一弘君	10番	杉並廣規君
11番	琉理人君	12番	上木勲君
13番	美島盛秀君	14番	常隆之君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 椛山正二君 事務局書記 佐平勝秀君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明君	副町長	中野幸次君
総務課長	稲隆仁君	企画課長	牧徳久君
税務課長	池田俊博君	町民生活課長	鶴永宏造君
保健福祉課長	松田一郎君	経済課長	樺山誠君
建設課長	上木千恵造君	耕地課長	大山秀光君
環境課長	福永正徳君	水道課長	中熊俊也君
選管書記長	岩井哲之助君	農委事務局長	仲武美君
教育長	亀山喜一郎君	教委総務課長	窪田良治君
社会教育課長	當吉郎君	学給センター所長	吉見誠朗君
ほーらい館長	四本延宏君		
総務課課長補佐	田島輝久君		

○副議長（伊藤一弘君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 一般質問

○副議長（伊藤一弘君）

日程第1、一般質問を行います。

明石秀雄君の一般質問を許します。

○5番（明石秀雄君）

おはようございます。5番の明石秀雄でございます。

ただいま議長から一般質問の機会を得ましたので、逐次質問いたします。答弁者の簡潔な明瞭な答弁を求めます。

1つ目に、町の公共事業の入札制度についてであります。

鹿児島県では、入札の透明性、技術力の向上、経営にすぐれた建設業者を育成し、公共工事の品質確保を図るため、入札制度の見直しを行っている聞いております。

我が伊仙町においても、県等の基準に準じて、適正な競争の精神を図りながら、談合等が行われにくい入札環境を整備するべきと思うが、町長の御意見を伺います。

さらに、伊仙町では指名競争入札制度を採用しているが、指名業者の公表を事後公表に見直す考えはないか。

また、地域を限定した、例えば伊仙町内とかいったような形で、一般競争入札を採用することはできないか。

また、県では、工事入札参加資格者がランクづけされております。伊仙町でもそのようなランクづけができないか。工事が完了したら、工事のできばえ、完成度評価を採点して、次のランクづけ資料にすれば、業者間の競争意識が生まれ、すぐれた業者が育っていくと思うが、町長の見解を伺います。

次に、本町児童生徒の体位、体力、学力の現状はどのように把握し、その向上対策をどのようにしているか、教育委員会ではどのような議論をして、具体的な向上対策を講じたか。

2011年5月18日付の南海日日新聞によると、「大島地区の学力改善進まず」と報じられておりますが、その原因究明はできたのか、伺います。

3番目に、私たち伊仙町では、毎年度、3月31日で予算の補正をしたかのごとく専決処分をして、本6月定例議会に承認を求める議案が提案されておるが、地方自治法施行令148条では、会計年度終了後の予算の補正の禁止、すなわち予算は会計年度終了後においてはこれを補正することはできないと規定されております。法の148条に抵触していないか、またはこの議案の撤回の意思はないか、伺います。

さらに、平成23年度当初予算を見ると、一時借入れの利子200万円は、天城町や徳之島町と比較して余りに高くないか。

また、予算執行計画書、資金繰り計画書等に基づいて、適正に執行することが求められるが、一時借入金等の削減はできないか。

少ない予算で最大の効果が出せるよう、または3月議会で専決された事項等を踏まえ、計画的な執行をすべきであるが、町長の見解を伺います。

財政運営の適否判断は、計画性があるか、弾力性があるか、または事業の積極性であると思います。私は、本町の予算は計画性に欠け、弾力性がない財政運営だと思えます。また、留保財源はどのくらいあるのか、伺います。

さらに、基金の運用については、地方自治法第241条5項によれば、内会計年度運用状況を示す書類を作成し、監査委員の審査に付し、その意見をつけて、地方自治法第233条第5項の書類とあわせて議会へ提出しなければならないと規定されているが、特に高齢者牛や肉用牛の管理は適正にされているか、伺います。

4番目に、伊仙町防災計画書における消防団の役割及びその位置づけであります。

消防団の活動の評価については、町民の皆さんが承知するところであります。

しかし、伊仙町の防災計画書、集落別防災避難計画書の中を見ても、緊急時、または大災害が発生したときに、命令機能が十分発揮できるか疑問であります。機能が十分発揮できる環境整備をする必要があるが、町長の見解を伺います。

最後に、平成23年6月6日、伊仙町教育委員会と文化財審議委員会へ伊仙町民としての公開質問がなされております。なぜ、この時期になって、このような公開質問状が出されたのか、その経緯及び取り扱いはどのようにするのか、また回答はどのような形ですか。

教育委員会、または文化財審議委員会等で議論をして、その結果を機を失することなく町民に周知をし、本人にもその旨を通知をするべきであると思えますが、見解を伺います。

これで1回目の質問を終わります。

○町長（大久保明君）

明石議員の質問にお答えいたします。

まずは、町長のほうから、全体的な答弁をしていきます。あと、また具体的な件に関しましては、各担当のほうから答弁をしていただきます。

入札制度につきましては、現在、町内において指名競争入札が行われております。これは、3番のランクづけもそうですけれども、県のランキングに準じて今やっているところがありますけれども、町単独でのランキングの格付というものは現在のところ町単独ではやっていない状況です。

今、明石議員が答えたように、建設業者の方々が以前に比べたらかなり工事の内容、技術、それから工期の徹底、安全対策などはかなり改善してきたと思っておりますけれども、まだまだ各業者の方々の努力が足りない面は確かにありますので、その辺を考慮して検討をしていかなければいけな

いと思います。

ただ、一般競争入札にした場合に、これは地域限定というふうな条件のもとではどうかということですが、一般競争入札のマイナス面もありますので、その辺はまた検討しながら、これは大きな流れでありますので、検討をしていきたいと思えます。

また、副町長、建設課長等のほうから、答弁を補足をしていただきたいと思えます。

学力、体力の件に関しましては、教育長のほうから説明をしていただきます。

予算執行の件で、専決処分は例年このような形で、6月議会で専決処分を慣例化してきた状況の中で、今、議員の質問にあったように、このことが専決できないような仕組みというのを今後前向きに検討をしていかなければいけないと思えます。

2番は、条例の中で指摘したようになっておりますので、今後、計画的執行については各課で計画書をしっかりと作成するように指導をまいります。

3番目に関しましては、担当課長のほうから説明をしていただきます。

防災計画は、きのうから一般質問が出ていますけれども、また副町長のほうから答弁をしていただきます。

5番目の公開質問状の件は、伊仙町観光協会長のほうから出ております。この件に関しましては、文化財審議会と教育委員会との連携をとりながら、対応していかなければなりませんけれども、その経過について、私が理解している範囲内で申し上げますと、徳之島に33カ所の名所旧跡を各町で11カ所ずつ選定いたしました。

町企画課と観光協会が中心となって選定したわけですが、選定の場所と名称につきまして、3カ所ほど、文化財審議会のほうの中で、私もその会に呼ばれまして話をしたときに、史実と違うんじゃないかというふうな指摘があったりしましたので、そのことをまた観光協会長も含めて議論をしている状況でございます。

見解の相違というものがいろいろあるわけですので、その辺を文化財審議会と観光協会がお互いがやっぱりもっと議論をして、そして譲るべき点は譲っていくと、それは目的は歴史を歪曲したらいけないわけです。

しかし、33カ所の目的は、この島が、池口恵観法主という鹿児島島の最福寺の方が昭和40年代前半に徳之島に来て、無縁仏を供養して回ってから、いろんな宗教活動、今ではこの前、MBCでずっと全国放送で、これは余談ですけども、北朝鮮との交渉をできる唯一の日本の民間人ということで評価されていますけれども、その方が徳之島はいわゆる最近よく言うパワースポット、地福があると、この島にはエネルギーがあると、徳の光輝く島だとまで表現していただきました。

その方が、徳之島にやっぱり多くの人たちが来て、心がいやされたり、そしてまたこの島に住みついたり、間違いなく多くの人があると、長寿世界一、出生率も高いこの島は、やっぱりエネルギーがあるということを断言していただきました。

ですから、そこに多くの人たちが来るために、受け入れ体制をしっかりとやっていくという目的で

あります。

ですから、そのところを町企画課も含めて、文化財審議会と場所の選定に関しまして、お互いで協議する場が確かになかった状況は、我々はこの意味では反省しなければいけないと思っております。

ただ、今つくった札所、お札を絶対変えなければいけないかどうか。例えば、これは、この前も議論になったんですけれども、いろいろ地域の愛称というものがあるわけです。それはどんな観光地であっても、どんな施設であっても、そのぐらいに広い意味で解釈していくこともできるのではないかと、文化財審議会の中で私自身はそのように述べた経緯がありますので、今後、いい形になるように、また観光協会長、文化財審議会と教育委員会を通して、また話を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○副町長（中野幸次君）

明石議員の質問にお答えいたします。

県の基準等に準じて入札制度を見直せないかと、こういうことでございますが、1点目のそれにつきまして、県の基準に準じた入札制度のあり方というのは、公平性とか、あるいは透明性、そういったぐいで議員の指摘のとおりだろうと考えて、我々もこれについての研究、研修を重ねております。

その中で、特に町内には業者が多い、74社という非常に数の多い業者なんです。これらを県の基準に当てはめるということに該当しないというんですか、点数が低いと申しましょか、そういう業者です。

だから、そのこととどう兼ね合いをつけていくか、今後、この業者数が自然淘汰されていくのかどうか、いろんなこと等がありますし、一方で地域において、建設業というのは1つの大きな産業でありますので、それにかかわっている業者たちをどう育成していくかということとの兼ね合いで苦慮しているところであります。

一応、我々としては、その中で公平性、透明性をどう高めていくかという努力をしなければいけない。そのことがとりあえず県の方針に近づくことであろうと、このようにとらえておりますので、大変ありがたい指摘をいただきまして、これに準じて、我々もまた1つの今後取り組む指標として考えていきたいと、このように答弁させていただきます。

それから、2点目が、指名競争入札から地域限定した一般競争入札の制度はできないかと、こういうことであります。

入札の制度として、一般競争入札が非常に透明性が高く、公平性がある制度として、大きく評価をいただいているのは皆さんのほうが御存じと思いますが、ところが市では実施しているところはあるんですけれども、町村での実施というのは大変少のうございます、全国的に見ても。

その理由として、なぜかといいますと、透明性、公平性、機会均等ということにはいいんですけ

ども、ところが業者がいろいろな業者が入札に加わってくることになる。その場合に、適格かどうかという審査をしなければならない。その専門の職員の養成ということも急務でありますし、またそれらの事務が非常に煩雑ということで、各市町村、これを採用していないという状況であります。

そこで、ここに指摘をいただきましたように、地域限定ということでもありますので、これらについてやはり検討していかなければならないということで、以前に町内の業者でということと検討しましたら、ところがこれをやっていると、今度は競争入札になってきますと、一部業者に偏っていく可能性が出てきはしないか、こういうところまで我々は研究、研修を重ねております。

それで、これらについて、この制度と、それから最初に県のランク制というのを取り入れて、3点目に、明石議員が指摘をいただいております、工事完成度を採点したランクづけができないかということです。これを取り入れていけば、大方、1番目、2番目、あるいはまた町民の負託にもこたえるような工事ができるんじゃないかということで、こういう方向で取り組んでおります。

今、工事の完成度については、建設課のほうで、こういう点数化をどうするかということで、今、取り組んでいるところであります。

なお、これにプラスしまして、今度の台風等もありましたが、台風のさなかでも業者の方々が迅速にボランティアをしていただいたおかげで、早急な台風の災害処理ができたという部分もあります。こういったことがやっぱり点数化していくということ。

さらには、もう一点、税の特別徴収というのは、例えば業者内で抱えている社員の納税、これら等を評価に入れて、強制はできませんので、ただし納税がよければ、それら等を評価して、それらをもとにして3点目の方針を生かす、ある意味、総合評価方式とでも申しましょうか、こういう形で臨めたらどうかと考えて、今、研究を重ねているところであります。

以上です。

○建設課長（上木千恵造君）

今の答弁に若干補足して申し上げたいと思います。

先ほど指摘のありました地域限定につきましては、法的には可能かと思っております。

しかし、伊仙町の現状を見ますと、県のランクでA、B、Cランクというのが10社ほどしかございません。あとはD、またはD以下の業者が40数社ございます。

そういうことで、競争入札を導入いたしますと、経済力の豊かな業者に仕事が偏るのではないかと懸念がございます。

この導入に当たっては、今後、他の市町村等の動向を見ながら、検討をぜひ進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

法則につきましては、先ほど町長のおっしゃったとおりでございます。

○教育長（亀山喜一郎君）

明石議員の質問にお答えしたいと思います。

明石議員の質問は、伊仙町児童生徒の体位、体力、学力をどのように把握しているか、またその

対策はあるのかという御質問であります。まず体位についてです。

体位については、各学校で年2回ないし3回、学期初めに測定をしております。その結果は、個人の結果は通知表で各保護者へ通知しているのは御存じのとおりであります。町としては町内の小中学校の平均値を抽出で調査し、把握しております。

全国保健調査の結果と比較しますと、本町では、身長、体重、座高ともに、女子が全国平均値を上回っている状況であります。

そこで、男子が低いわけですが、学校教育の中での体位向上の取り組みについては、食育を中心にして行っております。栄養バランスにすぐれた給食センターの給食に加えて、弁当の日の取り組み、あるいは栄養教諭が給食センターに配置されていますが、その栄養教諭を兼務として各学校に派遣して、授業でよい食習慣を身につけさせるよう指導、取り組んでおります。

また、「早寝、早起き、朝ごはん」、これは国民的運動になっておりますが、よりよい生活習慣を身につけさせるためにも、各家庭への呼びかけを行っております。

次に、体力についてですが、体力・運動能力調査を国や県が学校を抽出して行っております。

また、学校でも、抽出されなくても、任意で行っております。町では、その調査の結果をまとめて、本町の体力の実態を把握しております。

伊仙町の児童生徒が全国平均に対して全体的に高い種目は、上体起こし、立ち幅跳び、ボール投げでございます。逆に、全国平均に対して全体的に低い種目は、20mシャトルラン、反復横跳び、長座体前屈です。町の特徴として、背筋力と腕の力がすぐれている反面、持久力や柔軟性、あるいは敏捷性に課題が見られると言えます。

そこで、学校教育では、持久力を高めるために、各学校で1校1運動、朝のランニング、各学校が取り組んでいます。特徴として挙げるとすれば、面縄中学校の朝ラン、学校の周りを朝登校したら必ず走り込む、あるいは馬根小学校のストゴレの坂ランニング、そういったものが特徴的です。

柔軟性や敏捷性を高めるために、各学校では体づくり運動や体ほぐし運動を各教科、体育の授業の中に取り組んで行われております。

次に、学力についてですが、学力の実態把握については、各学校で独自の調査、単元末テストとか、あるいは中学校であれば中間・期末テスト、あるいは年度の終わり、あるいは初めにNRTとかCRTの調査をしています。その調査の結果を学校訪問のときに校長が示していただいて、そしてその結果について教育委員で話し合っております。

もう一つは、公立高校入試の結果、先ほど明石議員からも提示がありましたけども、公立高校の入試の結果で、各地区の学力の状況を県が公表しております。地区単位でありますので、町の状況等はわかりませんが、「大島地区は学力改善が進まず」という見出しで出ておりますが、入試の中に小学校の教材の中で基礎・基本を見る目安点というのがありますが、各教科18点で5教科で90点と、これをどのように達しているかということですね。それで、学力の状況をあらわしていますが、

大島地区はそれが他の地区と比べて低いという結果が出ております。

こういう公立高校入試で1つの学力の実態を把握することができます。

もう一つは、毎年、県が行われている基礎・基本定着度調査というのがあります。

小学校5年生と中1、中2が対象であります。本町の場合、小学校5年生に当たっては、毎年、県平均を上回っております。中1、中2にとっては、理数系がちょっと県平均に及ばない現状です。

ただし、中1、中2の英語科については県平均を上回っており、地区内でもトップクラスであります。国語についても、ほぼ県平均に並んでいます。

そこで、まだまだ十分ではないと思いますが、中学校に当たり学力を伸ばすというのが大きな課題であります。そこで小中学校がさらに連携を深めていくために、1人1研究事業、教師の資質向上が第一であると思っております。

そこで、小中学校の連携を深めて、学習指導とか生徒指導の連携を図って、そのために中学校区ごとに小中連携実践研究会を定期的に持っております。情報交換や共同研究を行っていることです。

具体的には、東部、中部、西部の小中連携部会というのを持って、授業研究をとおして、あるいは生徒指導の状況をお互いに情報交換している状況であります。

あと、家庭への呼びかけですね。大島地区で6090運動というのを家庭学習の充実のために呼びかけておりますが、これを各家庭にも呼びかけているところであります。

伊仙町の学力の実態、そして向上対策を述べさせていただきました。

以上でございます。

○総務課長（稲 隆仁君）

明石議員の御質問にお答えいたします。

まず、予算の専決についてでございますけれども、御指摘のとおり、自治法施行令148条の予算は会計年度経過後においてこれを補正することができないということになっておるわけでありまして、この点につきましては、3月31日をもって、私どもも最終補正を作成している次第でございます。

そしてなお、その年度中に確定した歳入の調定及び支出負担行為についての整理を出納閉鎖期間で行っているというのが現状でありますけれども、御指摘のとおり、調定及び負担行為が既に確定しているわけでありまして、通達では4月の中旬までにと、各課長会等でも整理ができるようにということを申し伝えるんですけれども、なかなかうまくいかず、やっぱり4月、5月というところに来ているところは、今後、大いに反省しなければいけないことだと思っております。

次に、一時借入金の利子につきましてでございますけれども、伊仙町は限度額が10億、徳之島町が8億、天城町が7億、そして一時借入金の利子でございますけれども、伊仙町、徳之島町が予算計上が200万、天城町が100万ということでありますけれども、21年度、22年度におきましても、やはり一時借入金の使いを少なくするというので、実際に支払われた利息は22年度が69万5,000円でございます。

なるべく一時借入金を少なくし、利息等の支出が出ないように努力しているところでありますけれども、一時借入金につきましては、今後とも適切な適期等を含めて、借り入れを行いたいと思います。

その間、基金の運用をうまく利用して、なるべく支出を抑えるような努力をしてまいりたいと思っております。

それから、予算執行につきましてでありますけれども、これは私たち職員間での取り組む苦勞でもありますけれども、財務規則のほうでも年度初めに予算執行計画書を提出しなければならないということになっておりますけれども、なかなか計画がうまくいっているかということ、疑問符のところもありますけれども、このあたりにつきましては真摯に受けとめて、今後、努力していかなければいけないと思います。

ただ、計画性の若干のおくれがその後の弾力性、積極性にも欠けていくんじゃないかということでもありますけれども、弾力性につきましては自主財源の乏しいがゆえにという原因もありますけれども、積極性につきましては補助率の高い事業導入等を含めて、積極的に取り組んでいるつもりでございまして、今後とも予算執行につきましては鋭意努力し、より効果、少ない予算で効率の上がるような予算執行に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○経済課長（樺山 誠君）

高齢者肉用牛導入基金の運用状況についてお答えいたします。

3月議会のほうでもお知らせをしてありましたけれども、その後の状況について御報告をいたします。

まず、貸付件数29件、その中で健在な状態、今動いている状態の貸付件数が12件でございます。そのうちの停滞している状況が17件、この17件について報告をしてみたいと思います。

まず、17件のうち、借受者が牛を借り受けた方が亡くなっているケースが10件でございます。借受者が生存されている方が6件、借受者が不明という方が1件、合計で17件でございます。

まず、借受者が亡くなっている方10件に関しての状況を御報告いたします。

この10件のうちの現在分納されている方が1件です。あと、これまであと9件に関して話し合いを重ねてきたんですけども、分納で対応したいと、家族の方が分納で対応しますというところが3件です。あと6件に関しましては、返納の意思がないという形でございます。これをどういうふうにするかということをごこれから申し上げていきます。10件に関しては今の状況でございます。

あと、借受者が生存していらっしゃる6件に関しては、現在、返納の意思がありと、いわゆる全員返納をしていきたいということでございます。

あと3番目に、借受者の不明な方、本人に確認しましたら記憶にないというような状況でございます。

これからの状況なんですけども、まず返納の意思があるという、亡くなっている10件のうちの家

族が対応したいという3件と、あと本人がいらっしゃるんですけども、6件に関して、9件に関しましては分納誓約書の作成という形で、回収を進めてまいりたいと思っております。

あと、17件のうちの7件、結局は本人に記憶がないと、あるいは家族でも返す意思がないというものに関しましては、まず保証人、その辺も見たんですけども、保証人が亡くなっている状況もありますし、あと借受者、契約書の中を見ても、保証人の筆跡と借り受けた人の筆跡が同じであつたりだとか、はっきり言って保証人に持っていけるだろうかという状況でございます。

ですから、この7件に対する対応をどのようにこれからしていくかというところを決めて、町として対処していかなくやいけないと思っております。

以上です。

○副町長（中野幸次君）

4点目の伊仙町防災計画についての質問にお答えいたします。

伊仙町消防団の役割、防災計画における位置づけということでございますが、役割そのものは消防団の使命とか、そういうことは皆さん御存じだろうと思えますし、またそういう問いじゃないと思えますので、消防団と地域の自主防災との関連での役割ということでお答えさせていただきます。

消防団につきましては、自主防災組織を立ち上げましたのは、やはり地域はみずからで守っていくという考え方、それにあわせて防災の観点から、初期の防災活動には地域で当たっていく、そして本格的なと申しましょうか、防災活動につきましては消防団、あるいは消防組合等との連携をしなければならないと思っております。

そういう意味で、消防団がやはり従来どおり地域の防災活動の核となるということで、それで自主防災組織との連携を密にしていくということで最小限に食い止めると、こういう活動をしなければならないと考えております。

そういう意味で、やはり消防団等は町内の訓練、あるいはその他のこと等については消防団が当たり、徳之島全体のは消防組合ですか、これが当たるということで、話し合いも持っております。

それで、今度の16日、あしたですか、16日には消防組合を中心として、それぞれ話し合いがなされる予定です。だから、新しい意味での連携がスタートするものだととらえております。

あわせて、消防団員につきましては、今後、いわゆる各自主防災組織の中から消防団員を町消防団員に派遣するというような、そういう形であれば、町内全体を網羅した組織に成長するのではないか、このように考えております。

○社会教育課長（當 吉郎君）

明石議員御質問のなぜ町民からこのような質問状が出されることになったのか、またその経過及び処理状況についてなんですが、先ほど町長のほうで答弁をいたしましたけれども、その経過等について補足をさせていただきます。

まず、平成23年の1月26日に、伊仙町の文化財保護審議委員の皆さんが兼任をする歴民館の運営委員会がありまして、その会の中で、その当時、町内に設置されている地福德之島三十三聖地・旧

跡めぐりの名称について、3カ所ほどその名称、町が指定している名称、並びに登録している名称、あるいはその場所について、3カ所ほどちょっと指定されている名称と異なる、あるいは場所が不適切ではないかというところがありましたので、その会の仲では、平成23年度の文化財保護審議会のほうで審議する必要があるのではないかということを確認いたしました。

4月の21日に、その件に関しまして関係者、教育委員会、企画課、それと町文化財保護審議会議長と審議員の7名で、今後の対応策について審議、協議をいたしました。

協議の中で、伊仙町の文化財である3カ所については、文化財保護審議委員会のほうで審議をし、手順といたしましては、その会の中で審議をし、その審議の中で決定されたものもまた意見書としてまとめて教育委員長のほうに提出をし、教育委員会のほうでそれを審議していただいて、今後の対応をしたほうがいいのではないかということを確認をいたしました。

それを受けまして、平成23年4月26日の文化財保護審議会の中で、25番、28番、30番の拝所の名称並びに場所等については改めていただくように、地福德之島三十三聖地・旧跡の名称及び取り扱いに関する意見書として、4月の27日に教育委員長へ提出をいたしました。

あと、そういった流れの中で、5月の10日の日に教育委員会の定例会がありましたので、その中で文化財保護審議会から提示された地福德之島三十三聖地・旧跡の名称及び取り扱いに関する意見書について審議をしていただきましたけれども、早急に問題を解決するというのはまだできない面もありまして、調査並びに審議をする期間をある程度設けたほうがいいということで、継続審議ということで、5月10日の定例会においては継続審議をする旨、決定をいたしました。

次に、先ほど町長の話の中でもありましたように、町長室において23年の5月19日の日、町長、副町長、教育委員会の職員、企画課及び文化財保護審議委員と観光協会長を交えて、地福德之島三十三聖地・旧跡めぐりの件に関しまして、意見交換をする機会がありました。

その会の中で、文化協会長と、また文化財保護審議委員のほうで、名称並びに場所等についての解釈の違い等がありまして、そうした流れの中で、23年の6月6日に観光協会長のほうから伊仙町民としての公開質問状が出されたものと考えております。

そして、次に6月の10日に、また教育委員会の定例会がありましたので、その件に関しまして、いつまでも長引くことはいけないということで、ある程度の解決策を見出さないといけないということで、10日の日の定例会においては、対応策ということで審議を決定いたしております。

6月13日の日に文化財保護審議会議長へその答申がなされたところでありまして、今後としましては、その答申を踏まえまして、文化財保護審議委員の皆さんと担当者でまた審議をするわけなんです、それを受けまして、我々担当者レベルのほうでもまた観光協会長のほうと審議をしたいと考えております。

今後の解決策をそれから見出していくような方向で、また今後進めていきたいと考えております。

○5番（明石秀雄君）

2009年の県下45市町村の工事発注の中で、条件つき一般競争入札がふえてきているんだという新

聞をちょっと見ているんですが、その中でやはりどこの自治体でも地元業者の保護・育成ということが問題視されているし、またその中で透明性の向上が両立できるというような話が出ております。

それと、先ほど町長のほうから、市町村で一般競争していないというお話でありましたけども、確かに45市町村の中ではやっているところはありません。

しかし、全体としての流れがそういうふうになってきているわけですから、少しでもやはり伊仙町が率先をして、こういうところに少しでもやっぱり入っていくという観点は、今後考えていく必要があると私は思っております。

それと、その新聞の中では、やっぱり落札価格が最高が伊仙町の99%、最低が垂水市の77.4%だったという数値も出ておりますので、そういったところの改善と申しますか、それは改善というのは役所でできるものではないと思いますが、やはりそういったことをすることによって、少しずつでも改善ができるのではないかなと、こういうふうに思っております。

それと、22年3月の資料の中で、犬田布中学校の校舎建築、ここでも資料が載ってあるんですが、やはりすべてが99.何%、やはり高い率だと思わざるを得ない状況にありますので、ぜひそういうところも改善をしながら、地元業者も育成していくという両立を図りながら、ぜひ進めていってほしいと思います。

先ほど、70何業者が伊仙町にあるという話でしたけれども、県の資料によれば、ランクに入っているのが資料に入っているのが40業者なんです、実際に県に登録をしているのが。

あとの30業者の方はどうするかということは、必ずしも県の基準にすべて当てはめるということではありませんが、そういったものに載せていくこと、また自分たちがそれに載っていくんだという業者も努力する気持ちがなければ絶対に伸びないわけですから、将来的には徳之島が1つの輪になって、入札もできるような状態が必ずやってくると思います。

そのときに、今から少しずつでもやっていくことによって、そこにいつでも参加できる業者が必ず育っていくと思いますので、そういうことへの努力もひとつしていただきたいと思いますが、考えがありましたら。

○副町長（中野幸次君君）

2つの提言がなされたものと思います。

1つは、やはり透明性の高い、新しい合理性のある入札に向かって取り組みということと、もう一つは、やはり行政としての従来どおりという積み上げ方をしてきた旧来の陋習と申しましょうか、そういうたぐいにつきまして改めよと、この2点だと思いますが、まさに御指摘のとおりでございまして、町制そのものがさらに拡大していくためには新しい方向性を見つけて、それに向かって進んでいくということ、透明性や、あるいは公益性ということにさらに重点を置いて、心していかなければならないという決意であります。

また、入札率が99%ということは、やはり多くの方々が首をかしげるようなことにもなりかねない。昨年度の議会でもこういう指摘等もありましたので、ここらについても、今取りうる策として

は指名競争入札であります。これにいろんなことを加味して、そういう議員の趣旨を生かすように努力をしてまいりたいと思います。

○5番（明石秀雄君）

ぜひ、町長の指導力を発揮させていただきたいと思います。

さらに、教育委員会の体位、体力の件なんです。やはり不得意科目というんですか、そういったものを少しずつでもやっぱり改善というか、不得意科目をなくしていくような、1科目でもいいと思いますが、1年に1つでも改善されるような努力、具体性が必要だと思います。

それと、体力、体位については、例えば先ほども話に出ましたように、学校に登校したら必ず校庭を5周ぐらいするとか、またはさせるとか、そういったものは各学校でそれぞれ努力されていると思いますが、町全体としてそういう取り組みができれば、やはり全体の力も出てくる、種目、科目によっては全国の平均値に到達できるものもあるかもしれませんが、やはり町全体として上がるということが1つの目標として掲げて、それぞれの努力ができないのか、ひとつお伺いしたいと思います。

○教育長（亀山喜一郎君）

科目今、理数系が低いと実態を申し上げましたけれども、英語は今年度、先ほど御紹介いたしましたとおり、県平均を上回っています。喜ぶべき結果が出ましたので、その原因、どうして伸びたかという原因を探ってみますと、やはり教科部会、それぞれ教科部会がありますけれども、教科部会の取り組みが英語部会是非常によかったということで、ほかの教科部会も英語に続けということで話しています。校長会、教頭会でですね。そして、指導主事にそのような指導をしているわけです。

それから、体力づくりについては、1校1運動ということで、これは全学校に、県のそういった方針でありますので、各学校それぞれ取り組んでいます。特徴的なことで、面縄中と馬根小を上げたことでありまして、各学校では既に取り組んでいるところでございます。

体位、体力、学力の向上は町民の願いでありますので、これからも全力で取り組んでいきたいと思っております。

○5番（明石秀雄君）

高齢者牛、肉用牛の問題についてであります。これは3月議会でも同じことを言われもし、6月議会には資料をちゃんと提出するという話もしてあると思っております。いまだにその書類も出ていないんじゃないかな。

そして、死亡とか、わからないといったようなことがないように、ちゃんとはっきりしますということだったんですが、いまだに前の答弁を繰り返しているということで、これは答弁として私は受けることができませんので、もう一度検討なりちゃんと整理をして、文書で提出をしていただきたい。でないと、29件のうちの12件は動いています、17件は動いていませんとかいうことで、何らわけがわかりませんので。

それと、話を変えまして、町有牛の滞納頭数が何頭いるのか、この金額はどれくらいになるのか、お伺いしたいと思います。

○経済課長（樺山 誠君）

まず、高齢者牛に関してなんですけども、3月の議会の状況の中で、まだ話し合いがされていなかったと。結局は、返納の意思があるのかないのか、その辺もしっかりされていなかった部分がありまして、その後、話し合った結果、とにかく返納はできませんという人が6件と、あと本人が記憶がないという形で、どうしても回収ができないというのが7件ありますよということのお答えでございます。

それと、あと10件に関しては、17件のうちの9件に関しては分納で対応したいという人と返納をしたいという人ということで、これは分納誓約書だったりとか、あるいはちゃんと払いますという誓約をこれから書いていただくというような形になるということです。

ですから、あと1件に関しては、分納中ですから、そのままいきますということです。

あと、7件に関して、町の財務のほうとどのように対応するかという答えの形を、誓約書がすべて上がった時点で話し合いをしていかなきゃいけないという形で思っております。

あと、町有牛に関しまして、現在、貸付頭数が452頭でございます。平成22年末の状態では452頭、そのうちの滞納されている頭数が149頭です。金額にしますと、4,394万1,000円です。

その中で、この中に149頭の中に、人数的に言うと63人、1年で2頭まで導入できるわけですから、複数導入されている方もいらして、63名の方が対象でございます。149頭の対象は63名の方が対象です。

その中で、本人が亡くなっている方が19人いらっしゃいます。あと、町外へ移転されている方、結局、息子さんのところに療養のために移転しているとかいう方が7人います。あと、牛を飼っていない方、牛を飼って廃業しているという方、畜産をやめている方が37名というような内訳でございます。

○5番（明石秀雄君）

何人が、29のうちの17がまだ動いていないとか、そういう話はもう3月にも聞いたんですよ。その結果、どういうふうにするか、どういう処置をするのかというのをまとめて6月の議会に資料として出しますよという話だったと思うんですが、同じことを繰り返し繰り返しやっても、あれから3月から3カ月たって、いまだに同じことを言うようでは仕事をやっていないとしか言いようがないので、大変申しわけないんですが、もう一度持ち帰って、ちゃんとして今度はどうしますというのを示していただきたいと思います。でないと、ずっとこれは前に進みません。

そして、これは基金ですので、毎年度、実績を報告をし、その中で監査委員に審査を受けて、そこに意見書も添付して出ささいとなっているわけです。だから、それを僕は出してくれと言ったんです、きょう。監査委員がそれを見てどういうふうに意見を言っているのか、整理しなさいと言っていないのか、それが何年続いたのか、そういうことを聞きたかったんです、きょうは言いたかったわけ。

ただ、19頭が動いていませんとかいうだけの問題じゃなく、財政の問題も全体に絡んでくるわけ

です、これが。畜産振興会などは何をしているのかなと思っているんだけど、それを毎年多額の金を畜産にはつぎ込んでいるんですよ。その結果がこういう結果で終わるのか。町長、どうですか、この状態。

○町長（大久保明君）

亡くなられた方々、そして町外に出た方々、行方不明の方々がいるわけですから、その点に関しましては、畜産、肉用牛関係の方々とも話をし、それから経済課の中、そして担当職員とも話をし、今回、3月議会で指摘があったことに関しては一応方向性を決めていくように、早急に対応していきます。

そして、監査委員にもこのことをしっかり協議して報告して、処理できる点に関しましては処理をしていくことが、今後の肉用牛の貸し付けの運営に関しては、競り市もどんどんふえてきますので、頭数もふえてくる中で、ある一定での整理をして、また議会のほうで次の議会では報告できるようにしていきたいと思います。

どこまでなるかということは、今後、家族の方々に対して、今、保証人も同じ人が書いているとか、そういうこともあるし、また保証人が全く知らないというふうなことを言い出すかもしれませんけれども、それに対しては、今、徴収関係に関していろいろな法的対応をやっていっていますので、そういうことまでやっぱり踏み込んでいかなければいけない状況にしていかなければならない状況だと思います。

○5番（明石秀雄君）

先ほどのお話を聞くと、契約書の問題とか、借りた人がいなくなったとか、これは職員の怠慢ですよ、事務の。何で計画書、今ごろになってから契約書に署名したものが同一人物である、保証人が書いたのか、本人が書いたのかわからない、そういう話が出てくるわけ。

その辺等は、本人が亡くなったら、その家族なりにすぐ対応をすべきでしょう。保証人もいる間にしないで、いなくなって、今ごろになってからだれもいませんじゃ、何をやっているんだと言いたくなりませんか、皆さん。

職員の怠慢によって生じた損害を税金でまた賄おうとしている、財務と協議してとか言っているが、そんなことを許していいのでしょうか。幾ら金があっても足らんよ。どういうふうにするのか、もう少し検討して教えてください。

○経済課長（樺山 誠君）

今、契約書を見てみますと、昭和63年から平成6年度の分の契約書なんですけども、この中で17件に関しての状況を今ちゃんと把握できたところなんです。状況を把握した中で、これからこの問題をどうしていくか。結局、基金をどのような形で正常化に持っていくかというものを、経済課だけで議論するわけにいかないものですから、これは役場としてちゃんと議論して答えを見出して、提示していかなきゃいけない問題ですので、そのようにしてまいりたいと思います。

○副議長（伊藤一弘君）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前 11時13分

再開 午後 1時03分

○副議長（伊藤一弘君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○町長（大久保明君）

午前中の質問に対しまして、休憩中にいろいろ執行部、質問者を含めて協議をしました。

その結果、この問題は昭和の時代から積み重なってきた大きな問題であります。

今まで、担当が1人でずっといろんな対策をしてきたんですけども、1人では非常に困難であるということで、まず先ほど経済課長が話をした内容も含めて、さらに精査すると、しっかりと委員会をつくって、チームをつくって、そして調査をし直していくということになりました。

その結果は、今回、物理的に不可能ですので、9月議会でしっかりと公表いたします。

どのような形でチームを編成していくかということに関しては、例えば今、税徴収に関して若い職員が大変な実績を上げております。その方々も含めて、また課横断的に、今、町長の直轄という形で情報戦略室を設けていますけれども、彼らが例えばつい最近の伝統文化情報発信施設の件でも横断的に5人のメンバーが集まって作業をして、県に伊仙町の申請書を出したら、県の離島振興課がびっくりしておりました。

やっぱり今までは役場には、市町村というのは県に対して余り評価されてなかったんですけども、県の人たちがここまで若い連中でできたのかというような、かえって賞賛をしていただきましたので、そういった横断的な力を今後あらゆる町の課題に対して、そのメンバーを動かしていくというふうに考えておりますので、なぜかといいますと、それは例えばいろんな課題、共通の課題があっても、これは自分の担当じゃないと、自分の課でないということでの縦割りの弊害というのが町村でも明らかにありました。面倒くさいことは手をつけたくない、それはだれかがするだろうというふうな、責任がないような状況を打破していかなければなりません。

ですから、そういった形で、今回、肉用牛、高齢者の基金に関しても、経済課の中のある一部の人がずっと責任を持ってきた状況の中で、このような結果が出て、議会の方々に大変迷惑をかけたということを反省して、そういうチームをつくって、これは全力で取り組んでいけば、例えば今、滞納班ががやっているような法的処置も含めていろいろやっていけば、かなりの効果が出てくることは間違いありませんので、そういった方向でやっていくことを実践して、結果を出して、9月には必ず報告をしていきたいと思っております。

○5番（明石秀雄君）

先日の光ファイバーの件で企画課長の答弁の中に、5月下旬という話が出てきたので、改めて確認をしたいと思っておりますが、工期はいつで、完成検査をいつ、また支払い金額はどれぐらいしたのか、

お答えください。

地域防災計画の中で、消防団の役割等について先ほど質問しているんですが、組織の表を見ると、地域防災計画の31ページには広域消防から消防団、それと2ページの中に伊仙町災害対策本部組織図の中に、やはり団長等が消防団の位置づけがされております。それと、もう一つは、地域消防団員が地域防災計画の中の集落の個別の担当の中に入っているわけです。

そうすると、消防団全体としての動きが優先されるのか、または集落単位のそれぞれのところで消防団員が入っておりますので、その動きが優先されるのか、ちょっとわからないんですが、どのような考えを持っているのか、お尋ねいたします。

○副町長（中野幸次君）

町消防団のほうと話し合いをして、一応、町消防団のほうを優先するというのを先ほどもちょっと申し上げましたが、集落の中に入れて、集落の場合には訓練などの際には地区出身の消防団のほうに直接当たるほうが効率的になるのではないかと、そういうところまで話を詰めております。

また、台風2号のときに、従来と違った取り組みで消防団との連携もしておりますので、そこらは総務課長のほうから参考のために報告させていただきます。

○総務課長（稲 隆仁君）

伊仙町の消防団とのかかわりでありますけれども、5月頭の大雨、そして先ほどの台風2号でありますけれども、消防団長と連絡をとり、大雨警戒で対策本部を築いたした段階で、各消防団のほうに連絡をとっていただいて、常に連絡をとれるような体制づくりを待機していただきたいということでもあります。

具体的に言いますと、木之香集落でありましたけれども、浸水があったということで、即団長、そしてその分団長に連絡をして現場に急行すると、早期対応ができたものと思っておりますけれども、まだ今組織もつくっている段階でありますけれども、今後、そういうところを生かして、連絡を密にとれるような体制、1分でも早く連絡をとれ、そして対応ができるような体制づくりというのを目指してまいりたいと思います。

一応以上です。

○5番（明石秀雄君）

32ページを見ていただくと、仙寿の里の組織図があります。その中で、所長、誘導班長というところがありますが、こっちの所長というのは消防団長がこの所長になっているんですよ。

そうすると、大きな地区別の災害であれば、団長がそのほうに専従しても問題はないと思います。

しかし、大きなやはり町全体のことにかかわりますと、団長の動きが制約されると。

恐らく自分のいるところであるので、勤務地であるので、そこが優先されるんじゃないかなと。

そうになると、消防団そのものの組織がまず動かない、動けないという状態になりはしないかというところでもあります。

それがどこに移る、であれば消防団の団長をかえるか、そういったところの見直しが必要になるんだらうと思いますので、その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

○副町長（中野幸次君）

社会福祉施設は弱い立場の方々ですので、それらの防災ということについては、やはり我々じゃなくて、その組織に求めていかなければならないという考え方をとりましたので、それで向こうのほうの防災組織をこれに掲載しただけでありまして、私どもの考え方が含まれているわけではありません。

そのことをまず前段に申し上げて、それで今申し上げた点は非常に大事な点だと思いますので、ここらについては我々は勧告という形しかとれないんじゃないかと思いますので、勧告をもって、所長ではなくて、所長は町全体のあれに当たるので、いわゆるここは交代をしたほうがいいんじゃないかと、そういうことを勧告はしていきたいと思います。

確かに、御指摘のとおりだと思いますので、そういうことでお願いをしたいと。

なお、ここにある5つの施設は、それぞれの中での自主防災の組織だということに理解をしてくださればと思います。

以上でございます。

○5番（明石秀雄君）

私は所長をかえろというのではなくて、団長をかえれば、すぐこの問題はクリアできると思われまます。そうすると、団長はすべてのものに入れるし、その後の物事がうまくいく。

これはまた町長のことですので、このぐらいでとめておきますが、そういうふうになればこの問題はクリアできるということだけ念を押ささせていただきたいと思います。

それから、先ほどの公開質問状の問題ですが、これをどのように処理をするのか、答えを出すのか、問題であれば、これも三十三巡礼何とかというのは、これは町長の肝いりであったところであって、もう既にそういうところはクリアされているものと我々は思っているわけ。

だから、早くこういうのをしないと、せつかく開山式をしたり、いろんな行事もして始まっているのに、このイメージが悪くなるので、早くこれを処理をする、そういう考えはないのか、お伺いします。

○教委総務課長（窪田良治君）

先ほど社会教育課長のほうからその点で答弁をいたし、町長のほうからもありましたように、公開質問状について、今、教育委員会の5月定例会の中でも審議をしましたが、まだはっきりした答えというのは出ておりません。

一応、公開質問の中身につきましては、東山の町としての名称は禅僧座像という形で登録をしてございます。それについての公開質問という形でありますので、除福か除福でないか、否かかどうかというのは委員会で諮ってこれを決定するわけにはまいりませんので、ここらについての取り扱いというのはちょっと慎重にしなければいけないのではないかとこの考えを持っております。

一応、改善策として、委員会のほうでは、先ほども社会教育課長のほうから答弁がありましたように、これは文化財審議会のほうに提出、答申として出していますので、あと文化財保護審議会の中でまたもう一回、委員会と協議を重ねながら、どういった改善策がいいのかという形、その中で固まれば、観光協会のほうに意見書なり通達書なりが回っていくと思いますので、そういう形で取り扱いをしていきたいと思います。

1つの問題点、今、質問状の中に石像の状態、状況、副葬品、そこら辺の問題があつて、これは除福でないという個人の見解、それがあつたので、そこら辺について委員会では、あなたが正しい、正しくないというのははっきり言えませんので、そこら辺について専門性のあるところからしていきたいんですが、この像がいつごろつくられて、だれの意図でつくられて、そこらがちょっとはっきりしないものですから、そこら辺の確認もしていかなければいけないのではないかという感じで今いるところであります。今、大変処理については困っているところでございます。

○5番（明石秀雄君）

私も実はその中身については詳しくわかっていないんですが、やはりこういうものは定例会を待つだけじゃなくて、議運でもして、早く問題解決をする方向にしていくのがやはり適当な処置じゃないかなと思っておりますので、これだけはとにかく早くしてくれと要求して、質問を終わりたいと思います。

○企画課長（牧 徳久君）

光ファイバー工事の仕上がりの件ですが、前払い金として22年の11月15日に3億7,611万円を前払い金としてお支払いしまして、その後、23年の5月の24日に8億7,759万円を支払っております。

工期としては3月25日でありまして、完成検査も3月25日に行っております。

あと、手直し工事等で、空き家とか留守の連絡がつかない家屋がございまして、それについて期間が延長されるという感じでなっております。

以上です。

○5番（明石秀雄君）

完了検査をしたわけね、3月25日で。実を言うと、私の個人の電話なんですが、本来持っている機能が失われているんですよ。だから、本当に完了検査をしたのか、疑問なんです。

また、これは調査したというような情報もないし、まだあちこちから電話が通じなくなつたと、ばあちゃんなんかいろいろ話が聞こえてくるんです。

その後の処理は、それは今度は徳之島ビジョン、関西ブロードバンドか、そこが今度は金を取るとか言っている。だから、光の戸別のそれと、パソコンをセットする問題と、混同している可能性もあるが、そういうクレームがあるということです。もう一度やっぱり調査をやるか、何かする必要はあると思いますが、そのあたり。

○企画課長（牧 徳久君）

琉議員の一般質問の中でもいろいろお答えしましたが、いろいろトラブルが開所当初からあるわ

けですが、これについては明石議員のおっしゃるとおり、ビジョンさんにIRU契約ということでやっているわけですが、これについて電話に不具合が生じたということに関しては、町が九電工さんに請け負いさせているわけですので、お金を取るというわけにはいきません。

これで、こういった不具合が生じた家屋が発生すれば、それについては逐次町のほうで対応していきたいと思います。

それで、今後ともいろいろ、先ほどおっしゃいましたように、年寄りの家庭とかあるわけですが、操作についての不具合についてわからない点多々あるかと思いますが、こういった点についても今後区長会等、いろいろ資料を準備して、全戸配布なり、こういった形で全町民が使えるように努力してまいりたいと、このように思います。

○5番（明石秀雄君）

この工事は、先ほどちょっと個人的な話をしたわけですが、対応の再開の今は工事手直しだと言っているんですが、その前にもまだ工事をやっていたんですよ、九電工は実際に終わっていなかった、対応前までも。本当に25日で終わったのか、もう一度確認をいたします。

○企画課長（牧 徳久君）

本来の工事においては、工期内に完了しております。それで、先ほどから申し上げましているとおおり、手直し工事、今現在やっているのは台風後の電柱の傾注とか断線、これは保険で対応しております。

○5番（明石秀雄君）

台風前も工事をやっていました。

この事業がなぜ行われているのかという、これは21年から22年にかけて、本来は確かに3月25日までに終わらないといけない工事なんです。それを延々と4月もやっていたのは事実です。

僕が見ているわけだから、工事をしているのは。あちこちでとまって、線をつないでいるわけだから。そういうことを、工事が完了しないのに支払いをした、これはしようがないと思えばしようがないんですよ。

やっておかないと、工期が終われないわけだから、やっぱりそれなら素直にこうでしたと、こうやったんだということをやっぱり素直に言って謝罪をするなりしてされたほうがいいと思いますが、いかがですか。

○企画課長（牧 徳久君）

前払い金については昨年支払いしたわけですが、工事についても出納整理期間中の5月の24日に最後の8億7,700万程度を支払いしているわけでありまして、本工事については完了しております。

それで、手直し工事、こういったのがほとんど完了した状態で、これもお支払いしております。

○5番（明石秀雄君）

再三同じことの繰り返しになりますので、これで私の一般質問を終わります。

○副議長（伊藤一弘君）

これで明石秀雄君の一般質問を終了します。

次に、佐藤隆志君の一般質問を許します。

○4番（佐藤隆志君）

こんにちは。4番、佐藤隆志でございます。平成23年第2回伊仙町定例議会において、議長より一般質問の許可がありましたので、通告書に従い、順次質問いたします。

昨日の琉議員の一般質問と重複しますが、まず1点目に自然災害について質問いたします。

5月の集中豪雨、台風2号による町内の家屋、牛小屋、テラス等がかなり損壊を受けているようですが、何件ぐらい被害を受けているか、伺います。

また、今回の台風は今までと比較して雨が少なく、塩害も多く、サトウキビの葉の損傷もひどく、今期の収穫はかなり減収ではないかと心配しているところでございます。今までの台風の塩害は海岸だけがほとんどでしたけど、今回は山手のほうまで広がっておるのが現状です。今回の塩害は町内の一部だけなのか、全体なのか、伺います。

また、落花生、オクラなど、農産物の被害もかなり出ていると思います。サトウキビと合わせて、被害額はおよそ幾らぐらいか、伺います。

特に、5月の集中豪雨では、道路の地すべりや畑のあちらこちらが流されているようですが、復旧の見通しはついていないのか、またどれぐらい復旧しているのか、伺います。

また、自然災害は今後も予測できるので、今後の対策はどうなっているか、伺います。

2点目に、教員住宅について質問いたします。

昨年度に比較して、教員住宅の空き家が増加しているように思いますが、現在、何戸ぐらい空き家があるのか、伺います。

1年も2年も空き家の状態でしたが、この時期は特に湿気が多く、部屋じゅうかびだらけになり、建物は老朽化し、やがてシロアリの巣になると予測されます。期限を決めて、一般住民に貸し出すことはできないのか、伺います。

続いて、来年度の転入職員について、町執行部はどのように対策をとっているか。先日、天城町の職員と話す機会があり、この問題について少し聞いてみたら、ことしは100%入居しているそうです。なぜ、私たちの伊仙町の職員住宅は空き家が多いのか、原因は何か、対策を考えているのか、伺います。

3点目に、東犬田布公民館敷地整備について質問いたします。

東犬田布公民館前広場は、今回の県道拡幅工事に伴い広場が県道にとられて、集落行事、例えば盆踊りや十五夜などの大綱引きなど、できない状態であります。そのために、民間から土地を購入して、場所は確保できたが、現在の広場とはかなりの段差があり、埋め立てをしないと利用できない状況にあります。埋め立てをするにしても、擁壁をつくらないと埋め立てもできないし、かなりの予算が考えられますので、町としては助成ができないのか、伺います。

公民館の建物は集落のものですが、敷地広場はあくまでも町有地でありますので、ぜひ善処方お

願いをいたしまして、1回目の質問を終わります。

○町長（大久保明君）

佐藤隆志議員の質問にお答えいたします。

災害は、5月に大型台風が来て、塩害ということで、これは全町的な被害だと思います。

復旧に関しましては、ほぼ見通しがついていると思います。

具体的な答弁は担当課長、また副町長のほうから答弁をしていただきます。

教員住宅に関しては、教育委員会のほうがまた答弁をしていただきます。

天城町が100%かもしれないということで、びっくりしましたけれども、伊仙町においても教員のあいている住宅に対してどのように、今、老朽化した住宅の補助、改修の事業が徐々に出てきておりますので、そういうことなどを取り入れて改修をしていけば、入居率はふえていくのではないかと考えております。

東犬田布公民館が、今回の拡幅で一部玄関のほうは工事の関係で削除されましたけれども、以前から西公民館は遠いと、それから今後また民間移管等の要望も出ている中で、東犬田布公民館の立地条件は集落の中にあって好条件だと思います。そういった中で、駐車場等を完備していきたいということがございます。

これは、町のほうから助成ができないということですが、これはまた担当課などの意見も聞いて、考えていかなければならないと思っています。

以上です。

○副町長（中野幸次君）

佐藤隆志議員の自然災害についての質問にお答えいたします。

集中豪雨、台風2号による被害状況の把握はされているかと、こういってございませう。

このことにつきましては、さきの一般質問等でもお答えいたしました。2号が時期的にも、また内容等も風速が強くてスピードが速い、それに塩害、雨が少ないという特殊なというんですか、台風の中でも、そういう性質を持っているということでありましたので、いち早く災害本部を立ち上げて、事前の対応というのを各課に総務課の本部から指示をいたしております。

それでもって、各課のほうで今度の対応に当たって、この対応が復旧に向けて非常に迅速な対応ができたのではないかと、このように思っております。

それで、復旧に向けて、各課で調査集計して、今回の予算にも計上するというように対応ができたと考えております。

また、詳細についての一つ一つにつきましては、農作物の被害等について、先ほども説明いたしましたので、重複する部分もあるかと思いますが、総務課、経済課、建設課、耕地課で順次説明をいたします。

2点目の復旧の見通しはついているかということですが、これにつきましては、非常に今回は建設関係の方々のボランティアが大きく功を奏しまして、全体的に道路等は早目の復旧を見る

ことができました。

また、各課においても、それぞれが休日を返上して取り組むということで、非常に大がかりな工事等を要するのは除いて、災害復旧がかないました。

それから、今後の対策はどうなっているかということですが、再三申し上げているとおり、自主防災組織を活用し、何といたっても自助、それから公助、結いという、この連携の意識を高めなければならないと思っております。

また、さらに徳之島消防組合や伊仙町の消防団の指導のもと、平時の活動、訓練を通じて、防災意識の高い地域づくりということが最大の防災ではないかと、このように考えております。

早速ですけども、あすは徳之島3町の合同の防災訓練の計画についての話し合いが進められると、こういうことになっております。

以上です。

○総務課長（稲 隆仁君）

災害の件数等について、総務課のほうで把握している分についてお答え申し上げます。

住居が5世帯について被害を受けておりますけれども、木が倒れてきて屋根を一部破損したということ等でありまして、幸いにして人命に被害はなく、安堵しているところでありますけれども、また復旧につきましても地域の住民の方々が率先して除去作業等に当たっておられて、今では後片づけは終わっているようであります。

牛舎につきましては、3棟が全壊、27棟が一部破損ということでありまして、それぞれ復旧並びに整備をしておられるようであります。

それから、非住居と申します倒木等、あるいはカーブミラー等の傾倒、それから折れているところでありまして、傾いているものにつきましては支柱を建て直しておりますけれども、ミラー自体の損壊につきましては、今、在庫等がございませんけれども、発注し、即対応するような状況でございます。

一応以上です。

○建設課長（上木千恵造君）

今回の台風及び集中豪雨におきまして、建設課関係では、5月1日の集中豪雨により、道路を中心に20数カ所の土砂崩壊がございました。金額にして2,000万円程度の災害がありました。

5月29日の台風2号では、道路の倒壊、倒木等を中心に7カ所、また町営住宅ではサッシ、屋根などがはがされたり飛ばされたりしたところが14カ所、金額にして200万円ほどございました。

これらの災害につきましては、ほとんどが被災規模、被災金額からして、災害復旧事業としては適応できないものばかりであり、町単独事業として施工しなければならないと思います。

そのようなことから、今回の災害に伴う補修費といたしまして、補正の道路保守維持費の中に原材料、賃金、借り上げ等、それぞれ計上してございますので、予算を組んだ次第、早急に入りたいと思います。

○耕地課長（大山秀光君）

耕地課関係の災害状況をお答えいたします。

まず、建設課と同じように、5月1日の大雨のほうの災害が多くありまして、台風による災害は軽微であります。のり面の崩れ、これが15件、側溝が破損したり詰まったものが20件、崩落、土砂崩れ等が12件というふうになっております。

今回の補正のほうに2,200万ほど、賃金、借上料、材料等を編成しておりますので、どうか御審議をよろしく願いいたします。

○経済課長（樺山 誠君）

作物被害に関して御報告いたします。

まず、サトウキビでございますけども、平成23、24年期の収穫予定面積1,264haのうち、佐藤議員がおっしゃったように、山手側まで塩害の被害が及んでおります。被害の大小はあるんですけども、全体の8%が被害を受けているということでございます。

金額的に申し上げますと、1億1,451万7,000円がサトウキビの被害ということでございます。

あと、園芸作物、果樹、その辺の被害金額が144万円ということで、あとまた穀物、芋類の被害金額が1,020万1,000円ということでございます。合計で1億3,116万8,000円というような被害金額が出てございます。

以上です。

○教委総務課長（窪田良治君）

佐藤議員の質問にお答えいたします。

教員住宅についての質問をいただきまして、その中で町内の教員住宅の空き家は何戸ぐらいあるのか、把握をされているのかということについて答弁をいたします。

実際、教員住宅につきましては、全部で47戸ございます。その中において、まず皆様方のお手元に資料として提出してございますので、お目通しいただければと思っております。

実際の空きにつきましては6戸ございます。6戸以外に、今、1戸が伊仙小の教員住宅、建てかえで処分いたしまして、建設中でございます。あと2戸につきましては、民間への移管という形で、行財政使用許可という形で一応出してございます。

実際、6戸の中で入居できるかどうかの状態等につきましては、入居が不可なところ、状態が悪くて改修をしても無理だというところが3戸ございます。あと3戸につきましては、改修をすれば何とか住居として使えるのではないかとということもございます。

先般、議会の皆様方が視察をいたしましたときに、喜念小学校の住宅、そこについては今回設計委託をして、9月の補正でお願いをして、改修工事に3棟していきたいと思っております。

あと、一般住民に期限を決めて貸す計画はないのかという状況でございますけども、今47戸中5戸につきましては民間、一般の方に住居として借用させております。これにつきましては、3月の中旬をめどに、教員の異動等による場合は退去という形になりますけども、そこら辺の条件つきで貸

し出しをしている状況でございます。

あと、ほかにつきまして、今、木之香のほうに1戸、すぐ住居できる場所がありますけれども、ここら辺についても一応一般のほうでできるのであれば、期限つきで貸し出しをできるという形で今してございます。

あと、3点目の来年度の転入職員に説得できるのかという問題点ですけども、ここら辺につきましても、今、教育長会の中でも大島教育事務所、鹿児島県の教育委員会、そこら辺に対しても校区内居住、そこら辺は極力教職員に進めているところでございます。大島教育事務所につきましても、校区内につきましては絶対的という形で進めている状況でございます。

私どもも、各学校の校長、管理職のほうには校区内居住という形で進めておりますので、これについて来年度、先ほど言いましたように、喜念小学校の教員住宅が改装できれば、ここらについてまた、ことし、徳之島町に行かれた教職員を呼び戻すことを進めるように考えております。

以上です。

○総務課長（稲 隆仁君）

大変申しわけありません。東犬田布公民館の敷地整備に係る予算の助成を考えられないかということでもありますけれども、県道拡張の際の用地補償費と申しますか、これにつきましては全額一応集落のほうへ流用してあるわけでもありますけれども、今後、さらにと、敷地の整備にということであろうかと思っておりますけれども、これについてはいろいろ検討する余地があるのではないかなという思いがあります。

というのも、33集落、それぞれこういう公民館、生活館等がございますけれども、全体を考えたとき、どれだけどうできるのかといことをしばし協議する必要があるのではないかなという思いがあります。

即答で、できる、できないということは言えないのではないかなという思いがありますので、御了承いただきたいと思っております。

○4番（佐藤隆志君）

1点目からいきます。

台風の被害総額1億3,000万ぐらい出ているとか話していますが、それで何人かの住民から、今回は特に塩害がひどかったので、スプリンクラーを使って、塩分を少しでも除去したいという相談があって、実際、使ってみたらということを担当者に聞いてみて、使ってみたらというような話をされたら、あいにくのポンプの故障で使えなかったのが現状です。

このときに、今からは台風シーズンに入ってきますので、使いたいときに利用できるよう、町執行部と水管理組合とか、いろいろ担当がいますけど、担当者と連絡をとって、農業所得50億達成のためにも期待をしているところです。

このときに、スプリンクラーが動いて、少しでも塩分が除去というか、できた場合には、被害額も少なかったんじゃないかなと思います。

それから、5月の集中豪雨であちらこちら畑が流されて、そのままにしてある状態なんですけど、こういった場合は町が流されたところを補修してもらえるのか、それとも個人でしなければいけないのか、その辺をちょっと伺います。

○耕地課長（大山秀光君）

基本的には、畑は個人の財産でありますので、個人するのが基本であります。

土地改良施設については、道路、側溝等はやります。また、大きな被害であれば、通行の障害となれば、畑の土を除去したりするのも当然行っていきたいと思います。

以上です。

○4番（佐藤隆志君）

例えば、側溝が悪いから、側溝が詰まってみんな畑を流されたという場合は、町がしてもらえますか。

○耕地課長（大山秀光君）

本来は、ふだんから側溝は周囲の土地の持ち主がやるのが普通であります。もちろん、側溝が破損したり詰まったりしたときには町でやりますけども、基本的には自分の農地を自分で管理するというのが、今後、これからますますこういう集中豪雨が多くなってきますので、そこら辺は我々も住民のほうに訴えていきたいと思います。

○4番（佐藤隆志君）

そしたら、自然災害については終わりました、次の住宅問題ですけど、先ほど伊仙町に47戸しかないんですか、住宅が。教員住宅は47戸で、6戸といいますけど、6戸は何か話によると、西犬田布住宅なんかも入っているみたいですけど、それはそれとして、それから例えばあけている場合でも職員が月に一、二回ぐらい窓をあけて、風通しをすとかいう対策はとれないものでしょうか。

○教委総務課長（窪田良治君）

西犬田布にあきがあるということでしたけども、1軒ですか、西犬田布、勇先生の後、ございました。ここは民間の方が入っております。一般の方が1軒だけ。

犬田布地区の住宅があきになりましたけども、23年度はちょっと人員削減というか、教員の減がございまして、そこら辺で2軒、木之香と西犬田布があきになりましたけど、今実際、あいている、今すぐ入居できるあきにつきましては、木之香のほうに1軒ございます。そこは今すぐでも入居できます。

ここら辺についても、一応一般の方が申し込みがございましたら、期限つきで入居可能だということでございます。

あと、あき住宅について、今、実際いろいろ改修をしたりしないといけない住宅がいっぱいありますけども、そこについて月に一、二回という形でございます。そこについて、極力担当のほうで巡回をしながら、そこら辺については対処していきたいと思います。

先ほど言いましたように、あと3戸につきましてはちょっと処分をしないといけない状況なので、

そこについてはちょっと入ってみても手がつけられない状況ですので、そこら辺については処理ができればと思っています。

以上です。

○4番（佐藤隆志君）

3点目の東犬田布の公民館敷地整備の助成に関してなんですけど、実際、土地購入するのに300万かかったんです。それで、ない金を振り絞って、集落は100万出して、県道の補償費を合わせて土地は購入したと。現段階で、とにかく埋め立てできないから、そのままほうっておくということですかね。

工事した場合、地域活性化というか、それぞれ住民もそこじゃないと、とにかく西公民館は民間委託でわかば保育園がずっと使っているし、そこで借りるのも大変だと。

先ほど町長が話しましたように、地域というか、場所的にはそこが一番望ましいところにありますので、どうかやっぱり町有地ですので、町有地でとにかく100万、ない金を振り絞ってそこに投入して、土地は買ったと。あとは埋め立ても何もできないと、そのままの状態置いておいて、集落行事も何もしなくていいということなんですかね。

○総務課長（稲 隆仁君）

先ほども申し上げましたけれども、ここで即答は難しいということでもあります。そのままいいというわけでもありませんけれども、先ほどから災害の面におきまして、自助、共助、公助ということをお願いしておりますけれども、これもただ生命だけじゃなくて、やはり生活、財産等に含めてのやはり自助なるもの、あるいは地域、共助なるもの、そういうものが、そして公助なるものということで、やはり頭から公助、役場が出るというのはいかがなものかなという思いがあります。

やはり地域が最大の努力をし、そしてそれにどういうふうな形で公助的な形で役場、行政が携わっていけるかというの、また考えていかなければいけないのではないかなという思いで答弁したわけでありまして、頭から無理であるとかいうだけではありませんので、しばらく検討する余地があるのではないかなという思いであります。

○4番（佐藤隆志君）

集落も本当ほとんど金がないですので、補正でも組んで、全額を出せとかいう問題じゃなくて、少し助成をすとか、そのように検討してほしいと思います。

○町長（大久保明君）

鹿屋市の柳谷集落がよく例に出るんですけども、行政に頼らないという形で、会社をつくったりなんかして、島でいえば松原公民館と、あの闘牛場はあれは町はほぼ一切助成金を出していないんですね。ですから、いろいろ聞いてみたら、都会から募金を集めたりとか、それから建設に関してはすべて地元の業者がボランティアでやったというふうな例も出てきていますので、西部地区のいろんな方々の協力をお願いすると、みんなで公民館をつくっていこうというふうな形をまずそういう組織をつくってやっていくことも必要じゃないかと思います。

町有地だから、またそれは町がすべきだという理論だと思いますけれども、まず当たってみていただきたいと思います。

○4番（佐藤隆志君）

以上で終わります。

○副議長（伊藤一弘君）

これで佐藤隆志君の一般質問を終了します。

次に、前 徹志君の一般質問を許します。

○3番（前 徹志君）

こんにちは。3番、前 徹志です。平成23年第2回伊仙町議会定例会において、ただいま議長より一般質問の許可がありましたので、通告書に従い質問を行います。

まず最初に、町有財産の管理について、1点目、町有の土地（田畑、山林、原野、宅地）が何カ所あって、面積は幾らあるのか。また、現在使用されていない建物は幾らあるのか。

2点目に、国営、県営、団体営などで、町有地で基盤整備がされた土地は何カ所あって、面積は幾らか。その管理はどのようにしているのか。また、基盤整備ができていない土地は幾らあって、その管理の方法はどうしているのか。

3点目に、基盤整備がされた町有地は、隣接の土地所有者が耕作しているものもあると思うが、町は把握できているのか。また、これらは賃貸契約が行われて、賃貸料などは徴収できているのか。また、長期にわたり管理放置してある土地については、民法162条及び163条の規定により、所有権の取得時効が成立するおそれはないか。

4点目に、町の財源確保のために、町有財産を有効活用すべきだと思いますが、そのために有識者で構成する調査特別委員会を設置して、有効な方策を講ずるべきではないか。

次に、農業用水の確保について、昭和31年ごろに完成した隧道、正式な名前は伊仙中部用水だと思いますが、ところどころ陥没、落盤し、水が十分に流れていない。また、大雨には畑にも被害が出ているが、これを補修、改修し、アザマ耳付、伊仙耳付などの農業用水の確保、畑かんの整備をする計画などはできないか。

次に、町営住宅整備についてですが、1点目に、子育て中の若者向けの住宅がなく、ほかの町やほかの集落に居住する若者がいるが、阿三にある袖センターの建物を改修、リフォームして、若者向け、子育てができる住宅に整備することなどはできないか。

2点目に、阿三町営住宅周辺の環境整備を行い、民間の資本を導入した住宅建設の推進はできないか。この場合は、できた住宅は町が一括で借り上げ、入居者には町が貸し出す方法ができないか。こうすることによって、民間資本は安心して投資ができ、住宅建設の促進につながると思うが、このような計画などはできないか。

以上で1回目の質問を終わりますが、何分初めての質問ですので、わかりやすい答弁をお願いします。

○町長（大久保明君）

前議員の質問にお答えいたします。

町有財産の管理の件に関しましては、担当課のほうから答弁をしていただきます。

4番目の町有財産の有効活用ということと、3番目は関係していると思いますけれども、紬センターは非常に老朽化して、崩落が起きているということで、リフォームするよりはこれは取り壊して、その土地に住宅なりをつくっていく方がいいのではないかと思います。

2もそうですけれども、今、民間の2つの建設会社に町有地に対して住宅をつくるように今お願いをしております。今、金融関係とも交渉中だそうですけれども、そうすれば若者は住宅家賃がどのくらい設定するかというなどが大事だと思います。今、徳之島町の亀津などでは7万円するというアパートもあるということで、やっぱり非常に厳しい状況になってきていますので、低額で入居できるような形の最近の安い単価で、しかも長持ちするような木造を中心とした住宅を今本土などではつくっていますので、そういった住宅を全力で取り組んでいきたいと思っております。

そうすれば、先ほどの佐藤議員の質問にもあったとおり、教員は町有地、住宅に住めば半額助成があるわけですから、町内居住ということも非常にしやすくなると思います。

阿三町営住宅周辺の環境整備、今は住宅の周辺がいろんな不法投棄の状況になっていますので、それはまた厳しく住民と対応をしていかなければいけないと思っております。

それから、ちょっと前後しましたけれども、伊仙用水の件に関しては、以前も質問が出ました。今、阿三のほうにある程度の水が流れていますけれども、耳付のほうに行く水路のほとんど、数カ所で崩落状況になっている状況だと思います。これをどのように確認して調査して、それが修復できるかどうかをまだ具体的にやっていませんけれども、それができれば、またこのように用水路が昔のようにできるんですけれども、検討をしていく価値があるのではないかと思います。

以上です。

○総務課長（稲 隆仁君）

町有財産の管理についての1番目の御質問であります。

町有地の土地、何カ所あって面積は幾らか、使用されていない建物は幾らあるのかという御質問でありますけれども、ただいま固定資産、財産台帳の整理を進めているところでありますけれども、件数につきましては、大変申しわけないんですが、はっきり数値的に若干というような、不確かな数値しかございませんけれども、面積等につきましては決算の公有財産に関する調書、お手元に資料で配付したとおりであります。

建物について、使用されていない建物は何カ所あるかということでございますけれども、各福祉会館等、生活館、それから幼稚園等、保育所等、いろいろございますけれども、現在、使用されていない幼稚園が鹿浦幼稚園、阿権幼稚園、馬根幼稚園、糸木名幼稚園、喜念幼稚園でございまして、その他、町施設としましては阿三にございます紬センター、それから町立診療所が一応未使用の建物ということになります。

○耕地課長（大山秀光君）

2番目の国営、県営、団体営など、基盤整備された土地は何カ所で、面積は幾らかということでございますが、国営が2地区82ha、県営が7地区711.2ha、団体営が4地区101.8ha、県営のほうが続地区が5地区ありまして322.8ha、合計で1,217.8haでございます。

土地改良施設の管理については、国営については徳之島土地改良区、伊仙中部・東部については伊仙町土地改良区が管理をします。その他については、土地改良施設は町でやっております。

また、農地・水・環境保全向上対策等で水土里サークル活動という組織がありまして、地域ぐるみで農地や水を守り、協働活動を通して環境保全、土地改良施設の維持管理に努めています。

基盤整備ができていない土地は幾らということですが、これは調査をしておりますけれども、地区外については調査してありませんが、町の持ち面積は2,430haでございます。未整備地区は1,200haちょっととなります。

3番目の基盤整備された町有地を把握されているかということでもありますけれども、完了地区で町有地のほとんどは伊仙中部のほうに集中しております。町の土地改良区で植栽調査等をやっておりますので、だれが何を植えているか、町有地をだれが耕作しているのかは把握していますが、賃貸契約等はされておられません。また、町の賃借料は生じておりません。

すべてではありませんが、中には町有地の払い下げをした人が、土地改良事業に参加して、1筆、大きな土地を数人で分筆して、その分筆作業が終わらないうちに土地改良に入って、現在の状況があるのもあります。

いずれにしても、こういう状態は長く続きませんので、財産管理で協議をして、契約等に持っていきたいと思います。

それから、所有権取得時効が成立するのではないかとということでもあります、民法162条に所有の意思をもって、同163条に自己のためにする意思をもってとありますけれども、もともと町有地であることは耕作者本人がわかっているわけでもありますので、いつの時点から自分のもの、自分の権利を主張することが問題になると思いますけれども、工事が終えた時点で、受益者本人土地の位置、周囲の状況等を確認をして押印をもらっております。その原本は土改連の本部のほうにあります。

また、国、県、町が多額の補助金を投じて圃場を整備しているわけですので、そういうことにはならないように、今後、総務と早急に協議をしてまいりたいと思います。

同様のことが21年9月議会でもありまして、三崎地区において、昭和35年に町有地を払い下げたが、その後、土地改良が終わって10年以上たっても払い下げができなかったということがありますけれども、今、手続をしているところであります。

当初予算に畑総事業、町有地払い下げ台帳の作成費等を計上しております。今後、中部地区についての調査をし、常時払下げをするものは払下げ、町で管理するように作業を進めていきたいと思っております。

それから、農業用水の確保についてでありますけれども、17年の12月に前議員のお父さんから同じ

ような質問が出ているようでございます。

これは昭和40年代後半まで稲作、水田で利用していましたが、御指摘のように、崩落、陥没が数カ所あります。昨年10月の大雨で、随分畑が流される被害がありましたけど、その一部改修工事をしまして、先日の豪雨では大きな被害は出ておりません。

この地区に畑かん整備ができないかということでもありますけども、この地域一帯は水田、転作と大きな事業を取り入れております。その関係上、補助事業の実施が今のところ見込めない状況でありますけども、この地区においても水は今の時期はありますけど、夏場になるとほとんどありません。そういうことで、今後、水路等の調査を行って、改修に向けて方策がないか、検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○建設課長（上木千恵造君）

3番目の町営住宅整備についてお答えいたします。

現在、伊仙町地区で施行されている民間活用住宅条例は、町有地に民間が住宅を建設し、それを民間で管理して貸し付ける方法でございます。もし、前議員の提案なさっているように、民間でつくって、町が借り上げて、町営住宅として活用する場合には、改めて条例改正が必要じゃないかと思っております。

制度的にすばらしい制度ですので、これらについては前向きに検討してまいりたいと思っております。

ちなみに、この制度を活用している町村が志布志市、旧加治木町、それから旧金峰町などがこの制度を活用して、民間活力を利用して、町営住宅を建設しているようでございます。

質問の阿三のカシナトウ住宅につきましては、去年作成いたしました伊仙町の住宅政策の10年計画でございますけれども、この中に新しい住宅に建てかえの計画をしていますので、ここにつきましては町で住宅を建設する予定でございますので、民間活用についてはまたほかの地区を検討してまいりたいと思っております。

隣接地の紬センターにつきましては、先ほど町長の答弁にもありましたけれども、老朽化がひどくて、リフォームしても使える状況ではございません。今後、この跡地に民間活用住宅等を建設すればいいんじゃないかと思っております。

○3番（前 徹志君）

今、答えをいただきましたけど、1点目の町有地の土地、幾らあるかというのは、資料がたくさんもらいまして、余り数が多くてわかりませんが、使用していない建物の再利用などの検討会などはしたことがありますか。

○総務課長（稲 隆仁君）

建物の再利用ということでもありますけれども、検討委員会等は職員間で行っているという程度で、質問の4番目にもありますけれども、町有財産の有効活用ということにつきまして、やはり調査委員会等を立ち上げ、そしてそこで審議していくべきではないかなという思いがあります。

現在において、再利用できるものについて、町職員間での検討はありますけれども、検討委員会を立ち上げての検討ということはありませんでしたけれども、今後、検討委員会を立ち上げて、利用について協議してまいりたいと思います。

○3番（前 徹志君）

ぜひ、集落の有識者も集めて、建物がある集落の有識者にもちょっと意見を聞いて、検討していただきたいと思います。

次に、基盤整備された、2番目であります、すごい数の畑があると思います。

土地改良したときの負担金はどこが払っているんですか。土地改良負担金がありますよね。

どこが払ったのか。

町が払ったとしたら、今現在、ただで貸しているわけですよね。農民、1反1万で借りて耕作しているんですよ。町のものだから、ただで使っているていのが私に言えば許されないというか、その集落の力がある人が借りているのか、そういうことがないように、ちゃんと調査して、みんな借りたはずですよ、畑がなくて。そういう点を考えてもらいたいと思います。

次に、所有権の取得時効が成立するおそれはないということですが、これもちゃんと今耕作している人と話して、そういうことがないようにしてもらいたいと思います。

総務課長がおっしゃいましたけど、調査特別委員会を設置して、いろいろな物件を管理、次の有効活用にできるようにできますか。

○総務課長（稲 隆仁君）

前議員の質問の中で、調査検討委員会という御指摘がありましたので、一応インターネットで調べまして、本部町の有財産有効活用調査検討委員会というのがありますので、これを模して参考にし、委員会を立ち上げて審議してまいりたいと思っております。

○3番（前 徹志君）

財源確保のために、町有財産の有効活用をしてもらいたいと思います。

次に、農業用水の確保についてですが、アザマ耳付、伊仙耳付に国営徳之島用水の水が来る予定はあるのか、ないのか。

○耕地課長（大山秀光君）

徳之島用水の水は来ない予定です。

○3番（前 徹志君）

来なければ、ぜひ用水路を補修し、昔、役場の玄関前に立っている叶実統先生が石碑の中にもありますが、この水で伊仙の食料危機は逃れたようなものだと聞いております。

だから、この水を大切にし、ほーらい館ぐらいまで水が引いてこれないんですかね。

○耕地課長（大山秀光君）

先ほど申しましたように、補助事業がないということですので、町の財政的な問題で、これをつくるためにほかの事業が優先されないという状況になるとまた困ると思いますので、今後、そうい

うのできるようであれば、検討していきたいと思います。

○3番（前 徹志君）

優しい答えをありがとうございます。

ほーらい館に前にこの水で噴水とかつくって、子供が楽しく遊べるような、叶実統先生の政治理念というか、案内にもありますが、時は終わっても叶先生の政治理念、理想は色あせないものであり、その政治活動を再度思い起こして、その業績を学びながら、これからの伊仙町の進むべき方向を探りたいと思いますと書いてありますが、これを後世につなげるように、またこの水が我々農業生産額50億を目指す伊仙町の農業の歴史の第一歩だと思っておりますので、ぜひこの水を生かしてもらえますようお願いをいたします。

次は、住宅。町長、お願いします。

○町長（大久保明君）

町有財産の有効活用調査検討委員会は、直ちにつくっていききたいと思います。

それから、水問題は、昭和30年代、10数年かけて、そのころとしては大変な事業でしたので、今、やはりある水を鹿浦川ダムができたり、水量の問題も30年、40年前と大分違うかもしれませんけれども、今、阿三に来ているわけですから、あれが数カ所崩落していると予測されるわけです。

その辺がうまくできれば、例えば補助事業が課長の話では今のところないようですけども、今後、古い建物を再生すると、新しくつくるのではなくて再生するという事業が、長寿命化という事業がどんどん今は出てきておりますので、その辺を県、国とまた話などを進めていけば、補助対象になる可能性はあると思いますので、その辺を調査、全国的にこういう古い施設を生かしていくというふうなこと、例えば埋没した昔の用水路じゃなくて、大口市で今再開発して、そこがまた新しい観光地というか、伝統文化施設を生かしてということにもなっていますので、鹿浦川の取水口あたりは、そういう意味では遺産、ある意味では遺産にもなると思いますので、いろいろ考えていきたいと思います。

○3番（前 徹志君）

何で私がこんな質問をするかというのと、私の家の下を水路が流れているんですよ、真下を。

だから、落ちないかなと気になって質問しました。この水が生かせるように、何とか議論して、計画をできるようにお願いをしておきます。

次に、町営住宅についてですが、阿三の紬センターは寿命が来てだめだということですが、解体ができますか。

○建設課長（上木千恵造君）

町営住宅につきましては、先ほど申し上げましたとおり、23から32年までの10年計画で、新しく作りかえる計画にしています。紬センターにつきましては、リフォームしても使いが難しいということですので、今後、取り壊して、民間活用住宅の敷地としても利用できるんじゃないかなと思います。

○3番（前 徹志君）

町長答弁で不法投棄と言われましたが、紬センター、古い町営住宅が廃墟と化しているように思えるので、そこに不法投棄、車を持って行って置いて、だから町が先にきれいに更地にして、ロープを張るなりすれば、不法投棄か何かわかりませんが、そこへ置いているんですが、それを片づけるんじゃないかなと私はと思いますが、どうですか。

○建設課長（上木千恵造君）

今、前議員御指摘のとおり、ごみの山と化していますけれども、本人には何回も注意し、また警察のほうからも注意しているんですけど、なかなかイタチごっこで、パトロールをすると、また後でだれかが置くと、そういうイタチごっこの状態です。

今、前議員が御提案したとおり、今後、取り壊して更地にして、不法投棄などができないような状況にしていくのが先決ではないかと思えます。財政とも相談しながら、その辺のところは前向きに検討してまいりたいと思えます。

○3番（前 徹志君）

紬センターは解体をするということですが、大久保町政が始まって10年近くになりますが、町長は4年1回マイクを持つときに、住宅を絶対つくりますと3回言っておりますが、10年に1回ぐらいは何か成果を見せてもらえますかね。集落の人が期待しておりますけど、どうですか。

○町長（大久保明君）

建設課長が今答弁したとおり、その住宅は住宅計画の中に入っていますので、ちょっと10年かかりましたけど、間違いなく実現していきます。

○3番（前 徹志君）

ぜひ、民間資本が決まって、住宅をつくるときは、紬センターを解体し、あそこにイの一番でできるようお願いをして、私の質問を終わります。

○副議長（伊藤一弘君）

これで前 徹志君の一般質問を終了します。

以上で通告による一般質問は全部終了いたしました。

これで一般質問を終結します。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで本日は散会します。御苦労さまでした。

散 会 午後 4時30分

平成23年第2回伊仙町議会定例会議事日程（第3号）

平成23年6月16日（木曜日） 午前10時開議

1. 議事日程（第3号）

- 日程第1 伊仙町行財政調査特別委員会
- 日程第2 常任委員会

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	永田誠君	2番	福留達也君
3番	前徹志君	4番	佐藤隆志君
5番	明石秀雄君	6番	樺山一君
7番	永岡良一君	8番	清水喜玖男君
9番	伊藤一弘君	10番	杉並廣規君
11番	琉理人君	12番	上木勲君
13番	美島盛秀君	14番	常隆之君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 椛山正二君 事務局書記 佐平勝秀君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明君	副町長	中野幸次君
総務課長	稲隆仁君	企画課長	牧徳久君
税務課長	池田俊博君	町民生活課長	鶴永宏造君
保健福祉課長	松田一郎君	経済課長	樺山誠君
建設課長	上木千恵造君	耕地課長	大山秀光君
環境課長	福永正徳君	水道課長	中熊俊也君
選管書記長	岩井哲之助君	農委事務局長	仲武美君
教育長	亀山喜一郎君	教委総務課長	窪田良治君
社会教育課長	當吉郎君	学給センター所長	吉見誠朗君
ほーらい館長	四本延宏君		

△開 会（開議） 午前10時00分

○書記（佐平勝秀君）

朝のあいさつをします。御起立ください。おはようございます。ご着席ください。

本日は行財政調査特別委員会ということで、一応私、書記で担当するように言われましたので、この行財政特別委員会時のみ、この席に座らせていただきたいと思います。なれない点もあって、いろいろ御迷惑かけるとは思いますけど、皆さんの御協力をよろしくお願いします。

今、皆さんのほうに、お手元にお配りしました家畜導入事業基金管理状況報告というのがあるんですけども、こちらは初日に議員の皆さんには、明石議員の資料請求の分で一番最後に、このA3判をお配りしたものと差しかえになりますので、今お配りしたものを今日の参考資料としてお目通しいただきたいと思います。

執行部の皆さんのほうにもお配りしてありますので、きょうはそちらのほうをお目通しいただきますようよろしくお願いします。

以上です。

○行財政調査特別委員長（上木 勲君）

ただいまから伊仙町行財政調査特別委員会を開会をいたします。

行財政特別委員会は平成24年度の、来年度の予算編成に向けて、各分野ごとに今までのことを調査、協議行い、最終的には来年度予算編集に対しての、要望書を提出するということを目的としております。

そういうことで、12月議会にこの当委員会の調査報告書を出すということを目的としております。

そこで、この調査委員会は今大久保町政が一つの数値目標を出して、農業所得額所得50億という、いわゆる数値目標を出して頑張っておりますので、もう50億というのはそれは結果を出すということで、今は結果はそういう50億ということを出ているわけですから、それを本当に結果となるように今町の進めているいろんな農業政策等について本日はその問題、これから質疑と説明いただいて、その事業執行のいろんな問題点をとらえて、改革するにはどのような措置を講ずればよいかと、とるべき対策なり政策を究明してその結論を出すことであると。

単なる実態や実情を聞くだけ聞いて隔離するだけでなく、委員会として問題点に対する改善策と対応策を結論つけることが、究極の目的であるといったことで、伊仙町議会としてはいろんな施策に対して、するというものに対して、もうこうあるべしであるというふうな大体議会の意思は、みんなが共通認識もってできるようにするというのが目的でございます。

そういう観点から、ひとついろいろと質疑あるいは応答していただくようにまずお願いをしておきます。それでは、まず最初に資料要求されておりますので、それを請求をされて明石議員に内容についてちょっと質疑・応答お願いいたします。

○5番（明石秀雄君）

今、委員長から話がありましたが、農業生産50億を達成をするためには、どうしても今やってい

る事業そのものを一つ一つ検証をしなければいけないという観点から、特に畜産部門、畜産のところで基金がずっと導入されて、その基金を運用しているわけですが、その運用状況を的確に把握し、また改善する道があれば改善しということで、今資料請求してございますが、詳しいことについてもう一度担当課のほうの御説明をお願いしたいと思います。

さらに、どうしても50億という数値が出ておりますので、それを把握するためには町民の申告状況が一番手っ取り早い把握じゃないかなという観点から、所得状況を確認するためにとりあえず、これも税金を投入している、補助金を受けている方たちがどのような形で、どのようにそれを運用し成功しているかを確認するために資料を請求してあります。よって、これについても簡単に御説明をそれぞれの担当課でお願いをしたいと思います。

○経済課長（樺山 誠君）

資料のほうは、A3判の家畜導入事業基金管理状況報告という資料と、あとA4判の平成22年度家畜導入事業貸付金未納付状況報告という2つを、まず畜産肉用牛の導入基金の運用状況について説明をいたします。

現在、平成22年度状況で、平成22年度の基金、一番上の表の右、上のここの基金取り壊し額というのがあるんですけども、この取り壊し額というのが22年度に貸し付けた頭数でございます。

一番下の55頭というのが、22年度に貸し付けた頭数でございます。その横の61という数字があると思います。金額があつてその横に61と。これは過去に貸し付けた牛が返ってきた金額というんでしょうか、返ってきた頭数でございます。

あと、現在どれだけ牛がいるかという452頭、結局は上の表の年度末貸付頭数及び貸付残高というのがあるんですけども、452頭が現在貸し付けているということです。頭数に対してですね。

あと、この肉用牛の基金のうちに、今度A4判のほうを見ていただきたいんですけども、これは5年間大体貸し付けるわけなんですけども、平成17年度の分が滞納という形で入ってきます。

平成17年度に貸し付けた分が未納付の場合は滞納いう状況になります。

その中で、4番目の今年度末貸付金未納付額というのが出てきているんですけども、平成15年から17年まで出てきています。そして、現在の類型として4,394万1,000円の未納付額がありますよということでございます。

この精査作業を9月議会までに精査をして、どういう方向でいくという結論をつけて報告をしてまいりたいということをきのうの一般質問の中でお答えをしたところでございます。

ですから、この17年度あたり多くなっている部分に関しては、読み方としては非常に子牛の価格が高いときに導入した方が多いというときに、こういう状況になるという形も一つの要因ではないかなと思っております。

あと、2番目のこれまで補助事業した営農集団の申告の状況でございますけども、まず飼料生産組合、畜産の部分がありますけども、畜産の部分、平成18年度から22年度までの導入状況ですけども、18年度に2件、19年度に2件、20年度1件、21年度1件という形で、22年度は導入なしという

こととございますけれども、この内容につきましてまず実績から申し上げてみますと、頭数、組合員の数がまず書いてあります。組合員の数と18、19、20、21、22というのはその組合の全部飼っている頭数でございます。

ですから、例えば18年度に導入しました東目手久飼料生産組合の方を見てみますと、組合数が5名ですよということです。18年度に50頭いました。19年度に52頭、20年度に53頭、21年度に57頭、22年度に69頭ということです。これは、組合員5人の方の合計でございます。

ですから、この組合員5人の明細もあるということとございます。その中で、こういう方たちがやってきた中での申告の状況はどうなっているかということなんですけれども、まず組合員の申告の状況は東目手久、この表の見方なんですけれども、東目手久飼料生産組合の場合は、18年度に4人の方を申告していますと。1人の方は未申告ですと。19年度は5人は申告して未申告はいなかったと。20年度は申告が4人、未申告が1と。21年度は申告が4、未申告が1、22年度は申告が4、未申告が1というような状況でございます。

あと続きまして、年度別、ハーベスターの導入状況なんですけれども、ハーベスターの場合、ちょっと表が新しい年度からになっておりますけれども、22年度で2件、小島さとうきび生産組合と、西犬きび生産組合というところがハーベスターの導入事業を行っております。あと21年度も2件、20年度に1件、19、18年度は導入がありませんと。この表の見方なんですけれども、まず見ていただきたいのは大進ファームさん見ていただけませんか。大進ファームさんの組合員の数5名ですよ。21年度導入の組合員の方は5名ですよ。

21年度に、大進ファームさんがハーベスターで収穫作業をしたトン数が1,708 t やりましたと。

あと22年度は1,550 t 収穫をしましたと。これは、受託の部分でございます。自分のサトウキビプラ受託の部分がこのトン数でございます。括弧書きは組合員の実績ということとございますけれども、組合員5名の合計が400、21年度ですと457 t が5名の生産量でございます。面積が1,276ということですから、12.76町歩ということですね。あと、平成21年度は組合員の収穫の量が424 t あって、11.78haの面積になりましたという見方です。

この中でも、まず申告の状況なんですけれども、小島さとうきび生産組合の方は組合員が7名で7名とも申告をしていますということとございます。こういうような形でお目通しをお願いしたいと思います。

あと次ページ、マンゴー生産組合の部分なんですけれども、18年度に1件、大里果樹生産組合というところと22年度に伊仙中部果樹生産組合というところがありまして、今実績が出ている分に関しまして、大里果樹生産組合が平成22年度の実績として3,866 t のマンゴーが生産されましたということとございます。申告の状況も大里の場合は18年度が確定申告4名、19年度が4名、20年度が4人、全部4ですね。

この5というのは4にしていきたいと思えます。

あと、この中で農業の所得として申告している部分と急募の給料として申告している部分、いろ

んな部分があるんですけども、まず農業申告という形でやっている部分が申告という形で資料請求が出ていましたので、農業申告という形が税務課で調べましたら出てきましたので、追加でちょっと括弧書きしたのをコピーしてやったほうがいいかもしれないですね。飼料生産組合の場合ですね。東目手久の飼料生産組合、例えば申告が4となっているんですけども、農業所得が申告がされている人は3人でした。4人のうち3人は農業所得して申告されているという部分と、あと1人は急募だとか、そういう形になっています。ですから、18、19、20、21が3人で、22が2名とかいう形になっています。農業所得で分けて申告している方が。ですから、申告の状況そういう形です。以上です。

○税務課長（池田俊博君）

少し補足させていただきたいと思います。伊仙町のほうで申告の対象人員として20歳以上の人員が6,043名いる中で、農業申告を行っている人数が、これは5月末現在ですけど695名いらっしゃいます。そして申告の、今やっている申告率といいますか、申告を行っている方が84%で、あと残り15%の方が未申告となっています。一応補足させていただきます。

○行財政調査特別委員長（上木 勲君）

明石議員、質疑ないですか。いいですか。ほかに何か質疑ありませんか。今の件に対しまして、委員の皆さん。

○13番（美島盛秀君）

平成22年度家畜導入事業貸付金未納付状況報告に関連して、この運用基金は全体で幾らあるのか、その運用の仕組み、現在で452頭ということですけども、今後こういう回収はできなかつたり、未納額が出てくるとこの運用基金が枯渇してしまって運用ができなくなる可能性があるのではないかと思いますけれども、今後の見通しとちょっと説明をお願いいたします。

○経済課長（樺山 誠君）

この表の見方なんですけども、今現在残っている基金の状況なんですけども、基金残プラス貸付残高という部分があります。右から3番目あたりですかね。基金残プラス貸付残高、1億8,387万3,271円というのが基金の残高でございます。ですから、これを大体平均しますと33万円は貸し付けを行っているわけですけども、557頭分くらい、あと612頭分の貸し付けが可能だということになりますかね。612頭ですね。これは全く入ってこなかったという過程で、牛が全く返ってこないと想定した場合ということです。

あと、基金の造成状況はこの造成額というのが括弧のほうに造成額を入れている額があります。平成15年度に基金を造成したというか、県、国に返したりとかいうような状況が、この造成額の移動でございます。

済みません。期末の基金額というのがありますね、これが残っている部分です。済みません。

今さっき言ったのは基金と今貸し付けているお金との額ですから、これは4,213万9,271円というのがありますね、これ割る33ですから127頭分ということです。済みません。127頭分ということ。

では今基金としてのお金が残っているということです。貸し付けている全体額が183、これ基金残プラス貸付残高というのが貸し付け、これが全体のお金ということです。結局は、貸しているお金も含めてということです。

○行財政調査特別委員長（上木 勲君）

質疑はありませんか。家畜導入事業のこの基金の貸し付けに対して、何か質疑とかありませんか。

○10番（杉並廣規君）

お尋ねをいたします。よろしいでしょうか。農家1人当たり最高何頭くらい貸し付けていらっしゃるのかどうか。

○経済課長（樺山 誠君）

平成22年度の未納付の状況の中にも、未納付の人のもので2番目に、導入者個人の状況ということで、これはこの未納している方で最高どれくらいかということを書いてあるんですけども、これは。規定は、まず年間2頭導入できますという、条例の中で2頭までしか導入できないという規則というか、規約があります。ですから、今ちょっと最高でどれくらい5年間、結局5年間のうちに返さなきゃいけないものですから、最高が何頭かというのをしっかりとチェックしてみないと答えはできないというような状況です。

年間2頭ということです。1人一度に。

○10番（杉並廣規君）

10頭までできるということですね。

○経済課長（樺山 誠君）

可能性としてはあるということです。

○10番（杉並廣規君）

そういう人がいる。

○経済課長（樺山 誠君）

いえ、いないです。10頭というのはいないです。

○10番（杉並廣規君）

10頭まで借りれるけれども。それと、貸し付けの保証人がいるはずですが、どういう形態で印鑑証明等にとって保証人からもとってやっていたらいいのか。ただ名前だけ借りているのか、そこら辺ちょっと御説明をお願いします。

○経済課長（樺山 誠君）

平成20年まで見ますと、まず借りた本人も印鑑証明つけてないような状況でした。

あと、20年度の途中から、まず借りた本人の印鑑証明、実印が必要になりました。実印とあと保証人も、実印と印鑑証明をつけていただくということと、それにプラスをしまして納税証明、町の納税証明をつけていただくような形で進めております。

あと、20年度以前も納税証明書に関しましては添付をしております。

○10番（杉並廣規君）

それと、ちょっと勉強してから。

○行財政調査特別委員長（上木 勲君）

ほかに質疑はありませんか。

○5番（明石秀雄君）

約4,000万の滞納があるわけでありますが、これら牛、大体は1頭33万か、あと何頭分で、その所得に影響する金額はどれくらいなのか、計算ができますか。牛1頭、例えばおって、所得が出るわけですよ。それ本当に上がってこない、どれくらいの儲けが出るかというのを計算ができる。

○経済課長（樺山 誠君）

結局並行して1頭当たりから大体1日が幾らかという計算ですね。今ちゃんとしたものが出ている指針というのがないので、一昔前は1頭500円とか純利があるといわれた時代があったんですけども、今は飼料の高騰あるいは肥料の高騰だとか、その辺でちょっと利益率が下がっているとのが現実ですね。

○行財政調査特別委員長（上木 勲君）

ほかに質疑はありませんか。

○13番（美島盛秀君）

今の質問に関連してなんですけども、ちょっと意味が理解できないんですけども、牛1頭に対して幾らくらいの利益が、今農家のあるのか。私が普段聞く範囲以内では1日1頭100円しかないという話をよく聞くんですけども、そこらあたり農家とのそういう話し合い等あるいは意見等聞かれて、ただこの計画書には後で出ると思いますが、畜産で12億の売り上げを見込むとかいうような計画書にあるんですけども、そういう計算をしていかないと、どうもこの計画書自体、私はどんぶり勘定でやっているような感じがしてならないんですけどもね。そこらあたりもうちょっと詳しく説明ができないでしょうか。

○経済課長（樺山 誠君）

牛1頭が平均的に利益として幾ら、純利として幾らになるかという計算、今手持ちもないですけども、ちょっと普及センターとか、そのようなちょっとしっかり調べてまたお答えできる部分。

なかなか畜産担当に聞いても、それ僕らも単純な疑問で聞いてもなかなかわからないって言うんですよね。だから、感覚的の。

○行財政調査特別委員長（上木 勲君）

それでは、畜産の利益率の問題についてはまた後日、きちっと数値を調べてまた資料を出してもらうとして。

○13番（美島盛秀君）

そのときに、次回の報告するときについてですので、一農家、そのコスト、1頭にかかるえさ代がどれくらい、あるいは人件費がどれくらい、光熱費どれくらい、そういう申告状況をみて、そう

いうのを報告できればまたお願いしたんですが。

○行財政調査特別委員長（上木 勲君）

次に、よろしいですか。この今の家畜導入事業基金の未納、今のことについてどうしたらいいかといったことで御意見、委員からありましたら出してください。意見、質疑、何か。

委員から何かありませんか。そうしますと、町長、町長からさっきも前に一般質問でいろいろありましたけど、この問題解決というか、すっきりするために何らかの腹案というか、そういうあれありましたら、また。

休憩 午前 11時32分

再開 午後 1時40分

○行財政調査特別委員長（上木 勲君）

休憩前に引き続き会議を開きます。委員会を開きます。

先ほどの家畜導入事業貸付金未納状況について、何か質疑ありませんか。

○7番（永岡良一君）

それなりに、この家畜導入の未納の件について質問させていただきます。昨日の一般質問のほうで滞納額が4,394万1,000円ということではなしまして、149件、現在町外に住まれている方7名、本人死亡19名、廃業なされている方37名、計63名ということをおっしゃったんですけども、このことについて経済課、また町長ではどのようにしてこれから対処していかれるのか、昨日も少し触れたんですけども、これはどういう方向づけをしたいということを皆さんに言ってもらって、皆さんからの意見等を聞いたりやっていきたいなど。その状況というんですか、はっきり申しまして100%もらえない方々もいらっしゃるんじゃないかと思っておりますので、そういう方々の対処の仕方、町長はどのような方向でこの基金のその分の金額を捻出するのか、財務のほう、総務課長もほうも意見もあると思うんですけども、どういうふうな方向性でいくのか、経済課長また町長、説明願いたいと思います。

○経済課長（樺山 誠君）

昨日の中でもお話をしたんですけども、まず高齢者牛の基金、あるいは町有牛の基金、両方なんですけども、まず精査作業を進めたいと。9月の議会へ提出するためにしっかり精査をしたいと。今、ある程度といいますか、ちゃんとした調査はされているんですけども、その滞納者が本当に今僕らの調査したような状況どうかをチームを組んでやってみたいと思っています。

この調査を1週間程度で打ち上げまして、その中でどういう状況なのか、まとめ上げるということをおっしゃりたいと。その後に財源、その他絡みますので、総務課長と財務関係も交えながら、このどうしても取れない分に関してどのようにしていくかという作業をおっしゃるべきじゃないかと思っております。

また、あといろんなお話の中で昭和20年以前の契約書に関しましては、契約をされている方自体

も、印鑑証明もとってないと。あと、保証人に関しても印鑑証明の添付もなされていないというような状況なものですから、この辺の保証人がいるのかどうなのか、生存しているのか、生存していないのか、そのような状況も調査の中に入れながら、再契約というんでしょうか、こういうものができるかという研究も進めながらやっていきたいと思っています。ですから、この基金関係のもの、しっかりある程度、精度の高いものにして片づけていきたいというふうに思っております。

○7番（永岡良一君）

大体概算的にどれくらいというのが今わかっておられると思うんですけども、大体1,000万なり、2,000万、概算的にはそういうふうな数字はわからないですかね、現在。

○経済課長（樺山 誠君）

明細はあるんですけども、この明細の中にどれくらい、もしこれが取れないんだらうなという概算は出していません。明細はあります。ですから、計算の作業を進めていないというんでしょうか、というような状況です。明細はちゃんとしたものを持っているんですけども、この明細がまず確実にあっているかという作業を進めた後に、またそういう作業になるかなと思っております。

○7番（永岡良一君）

簡単で概算的なもの出て、そこでまた町長なり、財務のそれくらいだったらどうにかなるんじゃないとか、また皆さんの意見等も聞かなければいけないんですけども、数字をまず出して行ってやらなければちょっと精査してこうこう内容になって、約大体どれくらいはあるんだと、そういうものをまた知っていけば、町長なり、財務なりあれすると思うんですけども。

○経済課長（樺山 誠君）

今の状況で滞納をしている人が、基金事業、町有牛の場合149頭です。あと、その中で本人が亡くなっている方が19人、町外に移転している方が7人、この町外に移転というのは年をとって子供のところに行っているとか、そのような形の方です。あと廃業されている方、牛を飼っていない方が37人というような形でございまして、この人たちの一人一人の金額は出ているんですけども、積算をしていないというような状況なものですから、この積算はちょっと急いでするとまた誤った数字が出ると大変ですので、こういうような形の人数的なものは把握されておるといような状況です。

○7番（永岡良一君）

町長はどのようなお考えですか。町長の考えとしては。

○町長（大久保明君）

今、経済課長が話したとおりの作業を進めて、そして確認作業、また保証人の問題などを追跡調査していけば、ある程度の回収のめどはつくと思います。そのことに関してまた断固とした態度でやっていかなければいけないわけです。行方不明の方とか、本当に今先ほどの議論の中であった1日100円、150円の利益しかないという状況の中で、そこは厳しく心を鬼にして対応していかなければならないわけですので、そういうことを農家の方々にまた説明をして、理解をしていただくことが最も重要だと思いますので。

あと、不可能な事例に関してはこれは財務と相談しながら対応をしっかりと、これからのこの基金運営が確実にできて、また安心して町有牛を貸し付けることができるようにしていくということが、大事だと思っております。

いずれにしても、厳しい状況には飼料、肥料の問題などが出てきた中で、また今そういうことを解決するためには新しい飼料キビを今徳之島町がコントラクター、その次はTMRという形なども、しっかりとやっぱり農家の利益のためには、そういう方向性もしっかりと打ち出していくなど、総合的に農業生産額をもっともっと上げるためには、複合経営農業が絶対に必要ですので、このことを一つは解決してめどをつけて、次のビジョンというものをしっかりと明確の打ち出していかねなければいけないと思っております。

○7番（永岡良一君）

ぜひ、こういうものは早急に次の9月議会までといわずに、早急にやっていただいて、これからは特にこの畜産で伸ばしていくことが、私たち伊仙町の、町長が言われたように50億に近づけるのはやはり畜産じゃないかと思われますので、ぜひ若い方々もこういう導入事業等にどんどん取り入れられるような感じでやっていただけるためにも、こういうものは一つ一つ片づけていきながらやらなければいけないと思っておりますので、ぜひ早目に、経済課のほう大変だと思うんですけどもお願いしたいと思っております。

終わります。

○10番（杉並廣規君）

4点ほどお願いやら、ぜひ実行していただきたい。先ほどから、経済課長がおっしゃっているように、20年度中何も取れてないということですが、契約書の取り直し、再度契約書を、印鑑証明等のあるもの、保証人のしっかりしたものを取り直していただきたいということと、2番目には本来なら毎年6月議会にこの高齢者牛、肉用牛、両方の基金の額が出ておかねばならない。

基金の額が変更がある。平成10年からしてない。毎年6月の議会に出てくるべきなんです、それが出てきてないということは、毎年出てくれば条例の中でもいろいろお尋ねしたり、いろいろすることができるんですが、ぜひ喫緊の条例変更を毎年出していただきたい。

それと、それぞれ担当課長の皆さんは自分の担当している条例くらいは熟知をしていただかないと、全くなってない。ぜひ町長ともども、ぜひ担当はそれぞれの自分のところの条例くらい勉強していただきたい。

それと、今問題になっているわけですが、この税、伊仙町には行政運営調査会、条例があるわけです。このところを、この問題等、議会だけでなくこういうところに諮問をして、どういう結論を出せるのかわからないんですが、経済課長一人が悩むんじゃなくて、町長みずからがこういうところに諮問をして回答を出していただいて、また我々議会としてもこういう委員会があるわけですから、委員会の中で議論を進めたらいいと思うんですが、この3番目、4番目のことについて、町長どうですか、実行していく考えがありますか。条例の勉強と調査会への諮問。

○町長（大久保明君）

今、4点の提案がございました。まず契約書の取り直しが再調査という形の中で、先ほどから出ておりますその保証人の名前を本人が書いたりとか、そういうものも明らかにあるようですので、その辺は再度しっかりと確認作業を進めていきたいと思っております。

それから、毎年6月のこの議会において基金の状況、年間の滞納の額とかいうことも含めて、これは条例にそって6月議会でしっかりと報告をするようにしていきたいと思っております。

○10番（杉並廣規君）

町長、報告じゃなくて、基金の額の決定が条例にのっていますので、決算の終わった後にその額を毎年変更しないとイケない。それに対してお答えください。

○町長（大久保明君）

わかりました。そういった形での条例改正をしっかりとしていきたいと思っております。していきます。それから、もちろんこの条例集をしっかりと熟知するような形での勉強ということは当然でありますので、そういうのを課長会を開いてこのことをしっかりと課の課長が謙虚になって勉強をしていくように指導をしていきたいと思っております。

それから、来週行政運営調査会が、27日に今予定しておりますので、この中で今3つほど諮問を予定していますけれども、このこともまとめて諮ってまいりたいと思っております。

以上です。

○行財政調査特別委員長（上木 勲君）

自分の所管のところを今勉強を各課長がされているとね。ほかにありませんか、質疑。

○14番（常 隆之君）

4,000万くらいの基金が滞納になっておるわけですので、これの整理としてもう昭和時代のどう処理して基金に、一般財源化、取り入れて基金をするのか、そういうことをどう今後検討されるのか、1点だけ。昭和63年度まででも1,000万近くなるわけですよ。これをやっぱり基金として繰り入れをして運用できるような状態にもっていけるのかなと思って、1点だけお願いします。

今後の対策としてどのようにするのか。

○経済課長（樺山 誠君）

この基金の清算の中で進めなきゃいけないのは、本当に亡くなって取れないとか、あと結局廃業して確実に取れないとかいうものに関しては、それは基金にまず財源から入れなきゃいけないということはまず考えられると思っております。その中で、年度をどう見ていくかということも含めて、行政運営調査会、その辺も諮りながら進めていった後に、また議会のほうと御相談させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○14番（常 隆之君）

もうこれぶり返しても同じですからもう、昭和でやっぱりけじめつけるような方向で町長検討していけないものだろうか。

○町長（大久保明君）

回収が厳しい状況でありますので、これは確かに昭和の時代のこれだけおおよそこれ1,200～1,300とは思いますが、これはもう思いきった形で対応、徴収にある不納欠損みたいな形の処理は思い切ってもすべきだと思います。

○行財政調査特別委員長（上木 勲君）

ほかに質疑はありませんか。なかったら終わって、次のについて聞きたいと思いますが。この問題について、質疑はないようですので、この問題はこれで終わります。ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時00分

○行財政調査特別委員長（上木 勲君）

休憩前に引き続いて委員会を再開いたします。

○13番（美島盛秀君）

これは今日特別にお願いをいたしまして、私が関係している関係上、養豚の今状況についてかいつまんで説明をしてみたいと思います。

この件に関しましては、今町が農業所得50億達成という大きな政策の中で、その所得向上に向かって一助を担うことができればということで取り組んでいるところであります。

資料を皆さんの手元に配っておりますので、内容についてはこういう取り組みを今していると、今3年目に入りましたけれども、おかげさまで食品加工、いろんな6次産業の分野の中で食品加工をして販売に至るまでこぎつけられたというふうに思っております。

こういうことに至った経緯を少し説明をしてみたいと思います。この経緯に至ったのは、町長の政策の中で、Iターン、Uターン者の受け入れということで政策の中に、マニフェストの中にありまして、たまたまこういう技術を持った北海道出身の友達の村田さんというんですけども、そういう人と知り合いになりまして、この技術やこの考え方をぜひこの徳之島にも取り入れて、島の農業振興に役立てられないかなという思いをしておりました。

話は飛び飛びになりますけれども、昨日の新聞にも観光連携積極活動ということで、11年度の県の食と農の先進県づくり大綱というのが発表されております。そういうことで県としても、この6次産業化に向かって観光と連携をした取り組みをするということで、非常に私としても今後明るい事業食品加工に向かってできるのではないかなと、こういう思いがしているところでありまして、町としても伊仙町グリーンツーリズム会を作成して、今観光と連携した取り組みをしているということを今、本当に時期を得た取り組みはじゃないかなと、これからの養豚あるいは50億達成に向かっての時期を得た事業になるのではないかなという思いをいたしております。

その中で、この先般議員大会で提案をいたしました農高跡地の問題についても経済課が、この経済課

通信というもので障害を持った子供たちが農業を通じて学べることを、町を挙げて取り組んでいくというようなことがありまして、伊仙町が一体となってこの50億達成に向かって取り組んでいけると。あるいは、いろんな範囲で大いなる波及効果もあるというような思いをいたしてございまして、今回この報告をさせていただきたいということでお願いをしたところであります。

この経緯に至っては、議会の中で、雑談の中で島の廃牛、牛の廃牛をなんとかこれ、1万、2万でみんな廃牛、処分しているから、これを何とか島で地産地消につなげないかなということで、何人かの議会で話が出て、そして私がちょうど広域議会に席を置いておりましたので、広域議会ですうい話をいたしまして、じゃあ3町で取り組もうと、そのためにはまず食肉センターの改築からやらなければいけないという話に大きく進んでまいりまして、4年前にその話が進んで、ことし予算づけが行われまして来年4月には稼動するという運びまできたと。

そういう中で、県とのやりとりをしている中で、だんだん養豚が少なくなってきていると。

平成13年度をピークにして5,000～6,000頭処理していたのが、平成21年度、22年度には3,000頭を割ってきたというようなことで、果たしてこういう施設をつくっても、運営ができるのと、利用価値があるかというような県とのいろんなやりとりなんですけれども、必ずふえると。県や国でやっている地産地消、食の安心安全といった面からすれば必ずふえる可能性があるというようなこと等で、この島黒うあーぐわあ養豚を事業に着手したわけでありまして。

その食肉センターの件に関しても徳之島町、資料には載せてありますけれども、今後広域連合でこの取り組みについては、検討していくということで計画案が今進められていると思います。

そういうことで、各町から広域議会が議員が出ておりますので、今後各町あるいは広域連合、議会と連携をとりながらやっていかなければならない問題だというふうにも思っております。

そういう観点から、私がこれらのいろんな問題がありますけれども、この畜産問題、ただ役場の執行部だけ取り組んで、何か仕事に追われて先行き何か検討が、先が見えないような状況にあるような状況もいたします。ですから、私はこういう50億達成に向かってプロジェクトチームをつくって、みんなが1つになって頑張っていけるような1つの組織をつくっていかないといけないのではないかなという思いがいたしまして、ひとつ提案をしたいと思っておりますけれども。

例えば、役場執行部、執行部内だけでもさっきも杉並委員からありましたけれども、各課だけで悩むのでなくて、みんなが協力してやっていけるというようなそういう組織づくりをしていただきたいという思いと、それからこの農業所得50億の達成に向かっては、例えば農協なくしては私はこの問題はいろんな情報と生産物と協力ができないと思っておりますし、農協やあるいは共済組合、あるいは農業委員会、あるいは認定農家、4Hクラブ、NPOあるいは農業法人、あるいは観光協会、商工会、こういうような組織1つのプロジェクトチームに仕立てる。

そして、それぞれの中でそういう班分けというんですか、そういう活動していけるような組織を確立していただきたい。そうすればこの50億に向かってみんなが共通認識のもとで取り組んでいけるのではないかなという思いがいたします。その中で、今言われている共生協働のまちづくり、む

らづくりが確立できるんだという思いがいたしますので、ぜひこういうプロジェクトチームを、大きな意味で取り入れていただいて、一つの組織をつくっていただきたいと思います。

また、この島黒うぁーぐわぁについては、また今後店がオープンして地産地消、そして食育問題、食の安心安全という点では非常に私は徳之島に貢献できると。また、多くの皆さんから期待を受けているところでもありますので、今お中元セット、そしてお歳暮セットこれも百菜、夏のお中元、お歳暮よということで今準備を進めているところでございます。こういうふうにしてだれかがやるんだらうと、だれかがやるのを待つんじゃなくて、だれかがやらなければいけない、こういう思いはみんな、だれか一人が一人一人がそう考えていただければ、この50億達成は必ずできるという思いがいたしております。

それと、私が今現在、50億も60億も達成はできているんじゃないかなと思います。

先ほども申告の件がありましたけれども、そういうことを役場の経済課を中心にしてジャガイモでもゴマでもあるいは畜産でも調査、市場調査といいますかね、そういう調査をして大体ジャガイモが何haくらい植えられているとか、あるいはゴマが幾らくらい植えられているとかいう調査くらいは経済課ですて掌握しておっていただきたいと。申告でそれが出てくるのかどうか、あるいは農協からそういう資料が、生産高が出てきたときにそれと合わせてみて数字的に合うのかどうかというようにそういう点にも注意をして、留意しながら取り組んでいけば必ず50億の達成はできるのではないかなという思いがいたしますので、取りとめのない説明、話でありましたけれども、今後とも一つよろしく願いいたしたいと思います。

終わります。

○町長（大久保明君）

すばらしい案をいただいたと思っております。50億達成に対してまさにそのような思いが強かったプロジェクトチームですね。これ昨日徳之島3町の岩井4HクラブのOBである経営者クラブの総会がありまして、その中でいろいろあいさつの中でする話をしたんですけれども、鹿児島県が今北海道を除いたら千葉、茨城、鹿児島と大体4,000億前後の農業生産額をしているわけですね。

鹿児島県は今それを5,000億までもって、名実ともに農業第一県になろうと目標を立てているんですけれども、その中で奄美群島は250億いかないんですよ。目標も。鹿児島県農業生産額の4%ですよ。これは、県の面積と耕地面積、そして亜熱帯農業ということを考えてみたら、鹿児島県の1割は、最低1割は奄美群とで農業生産を、それ以上するんだけど、土地のあるわけ。

ですから、鹿児島県は5,000億だったら、奄美で500億くらいは農業生産できるはずだという話をしたんです。それじゃなぜできないかという理由は、ほとんどの方が理解しているわけですよ。

ですから、プロジェクトチームの中に南西農業も方々も含めて、やはり島全体が豊かになるために、全体の底上げが必要だということを考えてみたら、やっぱりキビの面積を縮小していくと。

本土は、種子島はつくっていますけど、ほとんどキビはつくってない。

ですから、土地の有効活用、土地の単収というのは全然違うわけですね。単収は3倍も4倍も本土

と違うわけですから、だからそういうことを議論を、いつもなさっている長島町と大崎町の話をしたら、島で自分たちが一番最先端を農業やっていると思っている方々でも、それだけしかないのか、島の農業生産がたったそれだけかという衝撃を受けるわけですから、だからなぜそういう情報をもっと早く農業の方々に示していただかなかったということも言われましたけれども、ですからこれはもちろんキビは絶対必要ですよ。けども、7割もキビが面積を占めているということは、島の農業というのは絶対それ以上伸びないということですから、ましてや今、TPPという話が出てきて、これはもうTPPはいずれそういう時代になるものと覚悟した場合、そうなると今から手を打っていくということが、絶対必要ですよ。TPPにならなくともですね。

だから、キビ関係の方々は、このことをいつも言ったら南西農業から抗議文まで僕は受けましたよ。けども、やっぱりみんなが豊かになるためにはそういうことは必要じゃないかということをお話をしたら、最近では理解もしていただいておりますので、そういったことをプロジェクトチームの中で議論をしながら、50億達成するためにはどうしたらいいかということを考えていくチームを早急に組織をしていきたいと思っております。

○行財政調査特別委員長（上木 勲君）

本日は一応これで閉会をいたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

そして、次の委員会、特別委員会ではもっときめ細かい各分野にわたっていききたいと思っておりますので、次の議会への資料を皆さん、こういうような資料をほしいということを、ひとつまた考えられて提案をしてください。そしたらまとめて執行部にまた提案をいたしまして、そして次の日改めてまた文書で委員会を、また皆さんにお知らせをしたいと思っております。

本日、きょうこれで閉会しいと思っておりますが、御異議ありませんね。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○行財政調査特別委員長（上木 勲君）

はい。それでは、本日はこれで閉会をいたします。御苦労さまでした。

散 会 午後 2時17分

平成23年第2回伊仙町議会定例会議事日程（第4号）

平成23年6月17日（金曜日） 午前11時開議

1. 議事日程（第4号）

- 日程第1 承認第1号 伊仙町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認（質疑～討論～採決）
- 日程第2 承認第2号 伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認（質疑～討論～採決）
- 日程第3 承認第3号 平成22年度伊仙町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認（質疑～討論～採決）
- 日程第4 承認第4号 平成22年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第7号）の専決処分の承認（質疑～討論～採決）
- 日程第5 承認第5号 平成22年度伊仙町老人保健特別会計補正予算（第2号）の専決処分の承認（質疑～討論～採決）
- 日程第6 承認第6号 平成22年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認（質疑～討論～採決）
- 日程第7 承認第7号 平成22年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認（質疑～討論～採決）
- 日程第8 承認第8号 平成22年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第2号）の専決処分の承認（質疑～討論～採決）
- 日程第9 承認第9号 平成22年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第6号）の専決処分の承認（質疑～討論～採決）
- 日程第10 承認第10号 平成22年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第2号）の専決処分の承認（質疑～討論～採決）
- 日程第11 議案第24号 町道の認定（質疑～討論～採決）
- 日程第12 議案第25号 平成23年度伊仙町一般会計補正予算（第1号）（質疑～討論～採決）
- 日程第13 議案第26号 平成23年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第1号）（質疑～討論～採決）
- 日程第14 議案第27号 平成23年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第1号）（質疑～討論～採決）
- 日程第15 議案第28号 平成23年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）（質疑～討論～採決）
- 日程第16 陳情第3号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の採択要請について

- 日程第17 陳情第4号 川内原発増設計画の白紙撤回などを求める陳情書
- 日程第18 発議第3号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書
- 日程第19 発議第4号 川内原発増設計画の白紙撤回などを求める意見書
- 日程第20 発議第5号 硫黄島島の米軍実弾射撃訓練場案に反対する決議
- 日程第21 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について
- 日程第22 各常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 追加日程第1 発議第6号 監査請求に関する決議

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	永田誠君	2番	福留達也君
3番	前徹志君	4番	佐藤隆志君
5番	明石秀雄君	6番	樺山一君
7番	永岡良一君	8番	清水喜玖男君
9番	伊藤一弘君	10番	杉並廣規君
11番	琉理人君	12番	上木勲君
13番	美島盛秀君	14番	常隆之君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 椛山正二君 事務局書記 佐平勝秀君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明君	副町長	中野幸次君
総務課長	稲隆仁君	企画課長	牧徳久君
税務課長	池田俊博君	町民生活課長	鶴永宏造君
保健福祉課長	松田一郎君	経済課長	樺山誠君
建設課長	上木千恵造君	耕地課長	大山秀光君
環境課長	福永正徳君	水道課長	中熊俊也君
選管書記長	岩井哲之助君	農委事務局長	仲武美君
教育長	亀山喜一郎君	教委総務課長	窪田良治君
社会教育課長	當吉郎君	学給センター所長	吉見誠朗君
ほーらい館長	四本延宏君		
総務課課長補佐	田島輝久君		
総務課課長補佐	佐平浩則君		

△開 会（開議） 午前11時00分

○議長（常 隆之君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 承認第1号 伊仙町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認

○議長（常 隆之君）

これから承認第1号、伊仙町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題とします。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから承認第1号について討論を行います。

○5番（明石秀雄君）

この条例は、地方自治法の179条、すなわち議会を開くいとまがないという理由で、専決処分されておりますが、4月になっても5月になっても議会を開けるわけでありますので、専決するには値しないと。また、特に条例でありますので、我々議会に十分な議論をして議決をいただいてすべきものだと考え、この条例は反対を、不承認とする旨求めます。

○議長（常 隆之君）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

この表決は起立によって採決します。承認第1号、伊仙町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、賛成の方の起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（常 隆之君）

起立少数です。したがって、承認第1号は不承認されました。

△ 日程第2 承認第2号 伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認

○議長（常 隆之君） これから、承認第2号、伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題とします。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから承認第2号について討論を行います。

○5番（明石秀雄君）

これも先ほどと同じ理由でありますけれども、特に町民に負担を強いるような条例の改正については、議会の慎重審議を必要とするものかと考え、この条例にも、一部改正にも、承認を求める案件についても不承認とする旨求めます。

○議長（常 隆之君）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

この議案は起立によって採決します。承認第2号、伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（常 隆之君）

起立少数です。したがって、承認第2号、伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認については、不承認されました。

△ 日程第3 承認第3号 平成22年度伊仙町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認

○議長（常 隆之君）

これから、承認第3号、平成22年度伊仙町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認についてを議題とします。

質疑を行います。

○12番（上木 勲君）

この案件に対しまして、3月31日付という日付でなっているんですけども、このことについて、ちょっと総務課長に質問いたします。

これから、ずっと議案が全部こういうふうな31日付となっているんですけども、これについてどういうことかちょっと説明を求めます。

○総務課長（稲 隆仁君）

ただいまの御質問にお答えいたします。

最終専決年月日が3月31日、なぜなっているかということでもありますけれども、地方自治法施行令128条におきまして、予算は会計年度計画においてはこれを補正することができないということで、年度内の最終日であります3月31日に22年度の、その当年度の補正をすべて終了するというように

より、3月31日の日付をもって専決とした次第であります。

以上です。

○12番（上木 勲君）

私は、要は今も法治国家でももちろんあるし、そしてこの会計年度で4月1日から始まって、そして3月31日会計年度、もちろんこの官公庁の予算は単年度予算で、そういうことで単年度予算でありますので、ただ3月31日に補正というのは考えられないことだと、こういうふうに思っております。そういうことで、この地方自治法の147条で、その前置きに歳入歳出予算の、失礼、148条の会計年度計画の予算の補正の禁止という項があって、そして予算は会計年度計画においては、これは補正することはできないというようなことになっておりますので、今この31日に補正しているとは、納得ができないということ。

○議長（常 隆之君）

12番、上木さん、質問を変えてください。先ほど答弁しましたので。

○12番（上木 勲君）

では、この日付で年度内に例えば全部できたと、思っていますか。

○総務課長（稲 隆仁君）

御指摘のとおりであります。3月31日以降に補正することは法律で禁じられておりますので、年度内3月31日、それまでに調査を行い、日付を31日をもってすべての補正を終了しております。

○12番（上木 勲君）

ということは、この間の一般質問ではその年度を越えたこともあると、こういうふうに説明なさっておったじゃないですか。

○総務課長（稲 隆仁君）

私はそのようなことは申し上げておりません。新聞にもちょっと誤解を招くような説明がありましたけれども、補正予算は3月31日をもって最終調整を行って作成してありますと、しかし執行は出納閉鎖期間というのが4月、5月ありますけれども、明石議員の御指摘のとおり31日で調定、歳入、歳出はすべてわかっておりますので、早期の4月の頭でくらいで整理つくべきじゃないかと、このことに対して4月、あるいは5月までまたがって、その整理をしなければならないということ自体が予算に対する執行の、ちょっと真剣みが足りないんじゃないかというおしかりを受けたので、これに対して確かに反省し、今後は効率よい早期的な予算執行を目指していくということで申し上げたまでであって、3月31日において我々、私どもが条例に違反をしたということは一言も申し上げておりませんし、また法的に31日後の補正は行ってはおりません。

以上です。

もっと迅速に整理がつけられるんじゃないかという御指摘に対する点でありますので、誤解のないように御理解いただきたいと思っております。

○12番（上木 勲君）

今、議会での質問と今の答弁と、今の答弁はもう整合性がないと思うんですよ。はっきりと議会ではそういうように、この問題についてはその後、各課で年度を超えて補正をやったというふうに、私はそういうふうに理解をしております。

○議長（常 隆之君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから承認第3号について討論を行います。

○12番（上木 勲君）

私は、今の町の全部3月31日付で、これが出てきているということに対しまして、今までのいろんな答弁とか、その他この実態を考えてみましても、これにはやっぱり会計年度内にできるとは理解ができないわけです。会計年度経過外の補正を年度も考えられると言ったようなこと等で、この今の案件に対しましては地方自治法の148条にやっぱり何かあったやないと。もう町長もそういうことでこれらの答弁でも完全委任なっておるといふような話は、せんだっての議会で答弁をしております。そういうことで、やっぱりきちっと会計年度の法律を守ってそれなりにやっぱり処理する必要があると、会計をいうことから反対討論といたします。

○議長（常 隆之君）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから、承認第3号を採決します。この議案には起立によって採決をいたします。

承認第3号、平成22年度伊仙町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（常 隆之君）

起立多数です。したがって、承認第3号、平成22年度伊仙町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認については承認されました。

△日程第4 承認第4号 平成22年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第7号） の専決処分の承認

○議長（常 隆之君）

これから、承認第4号、平成22年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第7号）の専決処分

の承認についてを議題とします。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから承認第4号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

承認第4号を採決します。

お諮りします。

承認第4号を承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、承認第4号、平成22年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第7号）の専決処分の承認について承認することに決定しました。

△ 日程第5 承認第5号 平成22年度伊仙町老人保健特別会計補正予算（第2号）の専決処分の承認

○議長（常 隆之君）

これから、承認第5号、平成22年度伊仙町老人保健特別会計補正予算（第2号）の専決処分の承認についてを議題とします。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから承認第5号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから承認第5号を採決します。

お諮りします。

承認第5号を承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、承認第5号、平成22年度伊仙町老人保健特別会計補正予算（第2号）の専決処分の承認については承認することに決定しました。

△ 日程第6 承認第6号 平成22年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認

○議長（常 隆之君）

これから、承認第6号、平成22年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について議題とします。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから承認第6号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから承認第6号を採決します。

お諮りします。承認第6を承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、承認第6号、平成22年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について承認することに決定しました。

△ 日程第7 承認第7号 平成22年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認

○議長（常 隆之君）

これから、承認第7号、平成22年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認について議題とします。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから承認第7号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから承認第7号を採決します。

お諮りします。

承認第7号を承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、承認第7号、平成22年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認について承認することに決定しました。

△ 日程第8 承認第8号 平成22年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第2号）の専決処分の承認

○議長（常 隆之君）

これから、承認第8号、平成22年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第2号）の専決処分の承認について議題とします。

質疑を行います。

○13番（美島盛秀君）

徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計について質疑をいたします。

6ページの歳出、款の健康推進事業費、款3の文化事業費この2点ですけれども、事業を縮小してマイナスにしてあると私は受けとめておりますけれども、事業を縮小してこれから「ほーらい館」の事業推進につながるかどうか。総務課長のほうは「ほーらい館」の企業努力だというようなことでは言っていましたけれども、こういう事業を縮小することによって影響はないかどうか伺います。

○ほーらい館長（四本延宏君）

美島議員の質問にお答えします。

見たこの推移の中で事業縮小といえますか、健康増進事業につきましては研修旅費の執行残があったのと、消耗員費が執行残が出たところが、大きなところで、この委託料の受付システム保守管理委託料でございますが、これは今、実際その委託をしませんでして、その管理委託というのが少し委託がここにきて旅費とかそういった高くついて、何か節約できないかという観点から少し委託を待ったところでございます。

そういうところで少し執行残が出たというふうに対して、ここに関しては事業縮小というふうには考えておりません。

次の文化事業費のところでございますが、これも大きな謝金でございますが、これは一遍はほーらい館でコンサートをしましたけれども、この方が懇意している方でございますので、名瀬から

徳之島までの旅費と宿泊費でよろしいということで、酒井雅子さんという方で、徳之島の民俗学などをやっている方でしたけれども、ほとんど会場満杯の講演でございましたけれども、20万円そこらでいいということで、これは少し節約になったかなと思います。

普通でしたら、その旅費、車の旅費等を含めても50～60万くだらないようなところを、徳之島の音楽研究等をなさっている方でございますので、すごく割引していただいて懇意に思っております。

次の、委託料でございますけれども、これは見積もりをとったところ、電気の関係の確認とかいうようなこととか、向こうから来て旅費の問題等が、委託の中身を見てみますと高いんですね。

ですから、去年ですけれどもここまで払って委託する必要があるかなと、電気関係の確認、中身を見てみるとそういう具合なものですから、故障がないように十分取り扱いに注意して気をつけていけば何とかなるかなと思った次第で、これも委託をせずに今やっているところでございます。

そして、営業フィルム借りにつきましては、名瀬のほうでは映画の貸し出しをしていた業者があったんですが、それは九州ということでありましたので、これはその実施をしませんでしたが、この展示会にしましても、今年度ですけれども、奄美視聴覚センターのほうから無料で借りれる映画がありましたので、子供の日に2本でしたか、映画を借りて、無料で借りて子供たち向けに映画上映をしたところでございます。できればが安いほうを何とか探して企業努力をしたいと思うのと、町から繰り入れを受けている状態でもありますので、何とか安く抑えられないかなということばかりは常に気をつけているところでございます。

しかし、いろいろなほかにスポーツ教室だとか、今もやっておりますが、スイミング教室等の拡大、また健康増進の拡大、そしてまた今きのうおとといからやっています。脂肪ばいばいコンテストとか、回答いただきながら高齢化の利用率また利益率といいますか、使用料等いただきながら、できる限り町からいただかないで経営できるように努力して行って、ますます皆様の御期待にこたえるような施設運営を目指していきたいと持っております。

以上でございます。

○13番（美島盛秀君）

説明では企業努力をしているというのも見受けられるわけですが、当初で予算を計上するわけですから、途中でこういう努力で経営が落とせたとなったときに、以前から私は「ほーらい館」そして「百菜」、お客さんをふやすためにビデオテープを録画をして流したらどうかということを提案しておったんですけれども、こういう予算が余ったら、そういうところに減額して落とすんでなくて、さらにまた来るお客さんが喜んで、そしてまたお客さんがふえてくるような、そういう企業努力も私は必要じゃないかなと。全部、三角で落としていますけれども、235万くらいですよ。

だから、これくらいの予算で録画を流すと。例えば5月25日に全郡の議員大会などがあったわけなんですけれども、こういうことが伊仙町であったんだよというようなことを、町民の皆さんに知らしめて、そして議会活動あるいは伊仙町の取り組み、こういうことを普段からお客さんがいっぱい来ると、場所で提供できれば伊仙町をもっともっと売り込んでいけるいいチャンスではないかと

思いますので、この予算執行についてはそういう点も勘案して、今後予算計上して、また落とせるものはまた落として、また使うべきところには使うというふうなことをお願いしたいと思います。

○議長（常 隆之君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから承認第8号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから、承認第8号を採決します。

お諮りします。承認第8号を承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、承認第8号、平成22年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第2号）の専決処分の承認について承認することに決定しました。

△ 日程第9 承認第9号 平成22年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第6号）の専決処分の承認

○議長（常 隆之君）

これから、承認第9号、平成22年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第6号）の専決処分の承認について議題とします。

質疑を行います。

○13番（美島盛秀君）

伊仙町簡易水道別会計について質疑をいたします。6ページの歳入、水道使用料ですけれども、説明のときに通帳の残高不足で落とせなかったということに、説明がありましたという落とせなかったが分についてはどう取り扱っていますか。

○水道課長（中熊俊也君）

去年までは年間まとめてそういう滞納ということで請求していたんですけども、今年分からは月々毎月落ちなかった時点で、各落ちなかった方に電話をして知らせ、必ず入れるようにという連絡をしています。そして2カ月一遍今度落とす手続等しているところであります。

以上です。

○13番（美島盛秀君）

過去の滞納分は今、水道料の滞納分は今わかりますか。——わからなかったら、それでいいですよ。

○水道課長（中熊俊也君）

今、資料が持ち合わせてないんでまた、後ほど連絡します。

○13番（美島盛秀君）

この前の一般質問だったですかね、水質検査について異常はないということだったんですけども、私の阿権地区で地下水を上げている関係で、もう祖先にお茶を上げて、翌日になるともう油が浮いて、もうどす黒くなって飲めないぐらいな状況なんですけども、ほかの集落の水の鮮度というんですか、そういうのなど見たり、あるいは聞いたりしたことがあるかどうか、阿権のもう地下水を上げてから、ずっと文句が出て、住民から、いるんですけども、水質検査についてもうちょっと。

○水道課長（中熊俊也君）

水質検査、きのうですか、説明しましたように各浄水場、各小学校校区を水を採取しまして、検査に出しているんですけど、それでは一応ないということで連絡受けていますけども、どの油が浮いたようにというのは、ちょっといろいろ聞きましたら塩素と石灰が反応して油が浮いたような状態になるってということです。

それで、阿権のほうは原水の取水口掃除等していますが、もうちょっと整備が必要で、以前よりかなり減っているのと、あと阿権地区でかなり大きな漏水があるような感じがします。

それというのは、配水池が全然たまらない状態で阿権の原水からとっているのだけでは十分賄うことができないということで、地下水を多く入れています。今までよりは、生活用水が追いつかないために。

そういうことで、今水道課でもその漏水箇所を専門家に依頼しておるんですけども、忙しくて今度来るときに阿権地区調査してもらおうことになっていますが、今度対策としまして八重竿地区のろ過機がかなりいろいろ過機なんですけど、向こうの水を阿権のほうに何とかして引っ張ってこれないかなって今考えているところです。

そうすれば、この高速からの水を抑えることができるのだと思っています。それと、阿権原水の整備、以前のように水が来るように、何回かこういつているんですけど、度々の大雨でごみが詰まったり、葉っぱが詰まったりとか、木が詰まったりとかいうことでいつているんですが、前向きに対処しているところでもあります。あした阿権地区で何か会があるということで、そこ行って説明してくださいということで、区長さんから話しありましたので、水道課2人ほど行ってちょっと話し合っ、どういう方向にいくかというのを話し合っみたいと思っているところでもあります。

以上です。

○議長（常 隆之君）

ほかに質疑はありませんか。

○11番（琉 理人君）

今、水道、22年度の補正で7ページをお願いします。

項2の原水上水費の減額があるんですが、やはり今も言われたように去年は水の濁りやいろいろな水道問題が発生しておる中で、原水の上水費の減額があるんですが、これ説明をしていただきたいんですけども。

○水道課長（中熊俊也君）

この減額は、電気料金の減額です。これは昨年よりも、前年度よりも多めに予算を組んでありまして、その分の減額であります。電気料金の減額です。

○議長（常 隆之君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから承認第9号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

承認第9号を採決します。

お諮りします。

承認第9号を承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、承認第9号、平成22年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第6号）の専決処分の承認について承認することに決定しました。

△ 日程第10 承認第10号 平成22年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第2号）の専決処分の承認

○議長（常 隆之君）

これから、承認第10号、平成22年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第2号）の専決処分の承認について議題とします。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから承認第10号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから承認第10号を採決します。

お諮りします。

承認第10を承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、承認第10号、平成22年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第2号）の専決処分の承認について承認することに決定しました。

△ 日程第11 議案第24号 町道の認定

○議長（常 隆之君）

これから、議案第24号、町道の認定について議題とします。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから議案第24号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第24号を採決します。

お諮りします。

本案は可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、議案第24号、町道の認定については可決することに決定しました。

△ 日程第12 議案第25号 平成23年度伊仙町一般会計補正予算（第1号）

○議長（常 隆之君）

これから、議案第25号、平成23年度伊仙町一般会計補正予算（第1号）について議題とします。

質疑を行います。

○13番（美島盛秀君）

歳出の13ページ、企画費、19の負担金補助及び交付金の子育て支援活動を行うNPO法人支援活動補助金ということで529万1,000円と、国、県の支出でありますけれども、どのような活動、子育ての活動をするのか、その内容についての説明をお願いいたします。

○企画課長（牧 徳久君）

このNPO法人の立ち上げ支援について、昨年度この事業で立ち上げが行われたわけですが、さらにこれについて今年度においてこの立ち上げたNPOについて活動を支援していくということでもあります。

内容といたしましては、まず1番目に夏休みなどの長期休暇を活用し、子供たちに地域環境の特徴を生かした自然体験活動や、伝統文化体験を行い、みずからはぐくむ地域の知識や、世代間交流を深めることで郷土愛と豊かな心をはぐくむという、まず1点目。

2点目に、持続的に子育て支援活動を行うためにスタッフの資質を向上させる先進地視察や外部講師を招いた事務研修などを行い、地域におけるすぐれた人材を育成するということで。

3つ目に子育て支援活動を行うNPO団体のウェブサイトの立ち上げを行い、情報収集や活動等に関する情報発信、広報周知を図り地域での子育て支援活動を充実させる。

4番目に、移動博物館等を利用し、県内のすぐれた作品や文化財等に触れ、地元の歴史や文化について、ともに学び学習する機会をつくるということで、事業の内容を組んでございます。

以上です。

○13番（美島盛秀君）

すばらしい事業だと思います。これからの子供たちの育成のために、大きく役立つものじゃないかと思いますが、このNPO法人の名称、代表者がわかっていたら教えてもらえないですかね。

○企画課長（牧 徳久君）

名前はちょっと忘れましたが、代表者はその松田清三さんです。

○13番（美島盛秀君）

このNPO法人の名称は、このまま受けとめていいですか。書いてある子育て支援活動を行うNPO法人。

○企画課長（牧 徳久君）

いや、これじゃなくて正式なNPOの名前を載せてありますが。後で報告します。

○11番（琉 理人君）

同じく歳出の12ページのほうをお願いいたします。

一般管理費で区分の17で公有財産購入100万円の徳之島ビジョン株式会社株券購入費ということであるんですが、一般質問でも質問しておったんですが、この事業、光のこの徳之島ビジョンに関

してはインターネットの分野の取り扱う会社ということで、これがまたその上の管理のほうで、これは関西ブロードバンドとなっておりますが、この徳之島ビジョンさんの株券購入にあたっては、業務といたしますか、その公益はどういうふうになっておるのでしょうか。

○企画課長（牧 徳久君）

この徳之島ビジョン株式会社から、企業誘致認定というのが提出されまして、この前これを認定審査会という形で役場内でやったわけですが、これによりましてこの企業は将来全町含めて貢献する企業だという形で認定をいたしました。こういう状況の中で、この株券購入というふうに至ったと思います。

○11番（琉 理人君）

今光ケーブルの1つで、光通信が大分便利になってくるという予測と、またこれからいろんな台風等で光の線が切れたり、そういったことに関して、今後これは伊仙町がまたそういった負担をするのか、その会社が負担をするのか、そこら辺はどうなっておりますでしょうか。

○企画課長（牧 徳久君）

今後については、今この前の台風2号については九電工の工事の手直し期間中でありましたので、保険適用されたわけですが、今後についてもこの徳之島ビジョンさんと伊仙町との間において、IRU契約なるものを結びますので今後は徳之島ビジョンさんがこの保険を経て、これで断線とかある場合は対応するという形になると思います。

○11番（琉 理人君）

そういった線とか、そういった部分に関しては保険がきくということで、それからあと不安視されるのは、その光回線をつないで例えばインターネットを利用中にインターネットの作動がおかしくなったりとか、そういったトラブルが発生したときに、例えば一般の利用者はこれは伊仙町にこういった被害を訴えるのか、またこの徳之島ビジョン関西ブロードバンドここら辺にそういったのを窓口としていくのか、どういうふうにはこれは今後はなりますか。

○企画課長（牧 徳久君）

この前、一般質問の中でもお答えいたしました。徳之島ビジョンさんのひぜんや跡ですが、この中に徳之島ICTセンターなるものを設置いたしておりますので、ここに町民から無料電話でできるようなシステムをつくってございますが、もし役場にかかってきた場合は役場のほうでも対応しますし、できなければビジョンのほうに、難しい難題に対しては専門でございますので、ビジョンさんのほうに電話を回していただくとか、こういうことをやっていきたいと思っています。

○11番（琉 理人君）

いろんな町民の方々からクレームといたしますか、そういった不安視の声があちこちで聞かれますので、そこら辺を議会でもこういった公有財産の購入ということで承認をする街頭ではやはり、そういったトラブルがないような形で行動していかないと、また光については既存のNTTさんもやっている中で、新しく導入したこの光事業がやはりそういったトラブルで先行きが不安視されると

というようなことにでもなれば、大きなまた町の損害にもなりますので、そこら辺を十分にまた光、徳之島ビジョン、関西ブロードバンドとの話もよく町としても決めるところは決めて、ちゃんともつというのを確実に行って進めていただきたいと思います。

以上です。

○企画課長（牧 徳久君）

先ほどの美島議員の答弁を行います。

きょう、美島議員からそのNPOの名前ということでありましたが、徳之島虹の会、虹という漢字で徳之島虹の会というNPO法人です。

○10番（杉並廣規君）

お尋ねをいたします。

6ページ、国営徳之島用水事業が債務負担の変更ということで6,800万くらい減額になっているんですが、この減額になった理由は何なのかお尋ねをいたします。

○耕地課長（大山秀光君）

この件については3月に補正をしたわけでありまして、その後国営の方から事務費の負担減ということで、第1期分について4,136万8,000円、2期分について2,716万2,000円ですね。合計で6,853万円減額ということです。

○10番（杉並廣規君）

14ページの目18のキュラシマ出会い支援事業費、もう少しこの内容について御説明をお願いします。この委託料が1,000万も落ちているんですが、システム開発委託料というのはどういう事業の内容なのか、お尋ねいたします。

○企画課長（牧 徳久君）

杉並議員のキュラシマ出会い支援事業費についてお答え申し上げます。

これについては今回、厚生労働省の地域子育て創生事業の一環で、伊仙町においては出生率も日本1位だということではありますが、独身男女は町民の人口を増やす目的から、独身の男女は多いわけではありますが、未婚者が多いということで、昨年あたりも関西交流会の中でもやったわけですが、こういった都会からの独身男女を呼びまして、島の役場の中でも職員含めて多数いるわけですが、これらの独身男女の皆さんと見合いをさせようという発想でおりますが、これが婚活イベントとして東京、大阪、鹿児島、こういったところから旅費を半額負担しまして、この事業も100%ございますが、この一人でも成立しまして、人口がふえる伊仙町にしたいということで、これを提案してございますが、今後、このシステム開発につきましても、この婚活を発信、光ファイバーもできておりますし、これを伊仙町からこういった事業を始めますという発信、サーバーをつくりまして、これを本土向け、これを発信しようということでございます。

費用弁償というのでも500万ほど組んでございますが、これを東京、大阪、鹿児島あたりからも例の半額助成でお願いして、このシステム開発というのは今言ったように光ファイバー網を利用したこ

ういったのを、出会いを発信するというふうでございます。

以上です。

○議長（常 隆之君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから議案第25号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第25号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、議案第25号、平成23年度伊仙町一般会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第13 議案第26号 平成23年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（常 隆之君）

これから、議案第26号、平成23年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第1号）について議題とします。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから議案第26号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第26号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、議案第26号、平成23年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第14 議案第27号 平成23年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第1号）

○議長（常 隆之君）

議案第27号、平成23年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから議案第27号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第27号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、議案第27号、平成23年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第15 議案第28号 平成23年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（常 隆之君）

議案第28号、平成23年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）について議題とします。質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから議案第28号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第28号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、議案第28号、平成23年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第16 陳情第3号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書案の採択要請について

○議長（常 隆之君）

日程第16、総務文教厚生常任委員会に審査を付託してありました陳情第3号、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書案の採択要請についての審査の結果を委員長の報告を求めます。

○13番（美島盛秀君）

総務文教厚生常任委員会の報告をいたします。

去る6月14日に、当委員会に付託されました30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書案の採択要請については、6月15日議会委員会室において教育長、教育委員、総務課長から詳細にわたって説明を受け、委員からも意見を求め、慎重に審査いたしました。

子供たちに豊かな教育を保障し、一定水準の教育を施すことは極めて重要なことであると考えます。義務教育に係る費用に対して国庫負担金の割合が2分の1から3分の1まで縮小されたことは現実問題で地方交付税削減や財源が逼迫した地方財政の状況などから、地域間各差が生じることも懸念されます。また、新しい学習指導要領と暴力行為や不登校、異性と生徒指導面の課題が深刻化しています。

障害のある児童生徒など、特別支援教育には特段の配慮が必要である。将来を担う子供たちの教育射費用は、未来への先行投資としての大きな意義があります。このようなことを踏まえ、陳情第3号、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書案の採択要請については採択することに決定いたしました。

以上、報告します。

○議長（常 隆之君）

これで委員長の報告を終わります。

これから陳情第3号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから陳情第3号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから陳情第3号を採決します。

お諮りします。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、陳情第3号、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書案の採択要請については委員長報告のとおり採択することに決定しました。

△ 日程第17 陳情第4号 川内原発増設計画の白紙撤回などを求める陳情書

○議長（常 隆之君）

日程第17、経済建設常任委員会に審査を付託してありました陳情第4号、川内原発増設計画の白紙撤回などを求める陳情書についての審査の結果を委員長の報告を求めます。

○8番（清水喜玖男君）

経済建設常任委員会委員長の報告をいたします。

去る6月14日、本委員会に付託された陳情第4号、川内原発増設計画の白紙撤回を求める陳情書について、6月15日議場において経済建設常任7名の出席のもと、慎重に審議した結果、福島第一原発にみられるように、原子力発電所は絶対安全という信用は崩壊し、原発事故による甚大な被害を目の当たりにしています。よって、陳情第4号、川内原発増設計画の白紙撤回などを求める陳情書については採択し、意見書を提出することに決定しました。

以上、報告します。

○議長（常 隆之君）

これで委員長の報告を終わります。

これから陳情第4号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから陳情第4号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから陳情第4号を採決します。

お諮りします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、陳情第4号、川内原発増設計画の白紙撤回などを求める陳情書については委員長報告のとおり採択することに決定しました。

△ 日程第18 発議第3号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

○議長（常 隆之君）

日程第18、発議第3号、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書を議題とします。

意見書については、皆さんのお手元にお配りしているとおりです。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから発議第3号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから発議第3号を採決します。

お諮りします。

発議3号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、発議第3号、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書については原案のとおり可決されました。

△ 日程第19 発議第4号 川内原発増設計画の白紙撤回などを求める意見書

○議長（常 隆之君）

日程第19、発議第4号、川内原発増設計画の白紙撤回などを求める意見書を議題とします。
意見書については、皆さんのお手元にお配りしているとおりです。
質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから発議第4号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから発議第4号を採決します。

お諮りします。

発議4号について原案のとおり可決、決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、発議第4号、川内原発増設計画の白紙撤回などを求める意見書については原案のとおり可決されました。

△ 日程第20 発議第5号 硫黄鳥島の米軍実弾射撃訓練場案に反対する決議

○議長（常 隆之君）

日程第20、発議第5号、硫黄鳥島の米軍実弾射撃訓練場案に反対する決議を議題とします。
提出者の趣旨説明を求めます。

○13番（美島盛秀君）

趣旨説明を事務局に朗読をさせます。

○議会事務局長（花山正二君）

硫黄鳥島の米軍実弾射撃訓練場案に反対する決議案、徳之島の西方約66kmに位置する硫黄鳥島、沖縄県久米島町を政府が米軍実弾射撃訓練場に移転する方向で検討している問題について、私たち徳之島はじめとする、奄美群島民がまたしても不安や危険にさらされようとしています。

昨年の米軍普天間基地徳之島推薦に群島民が反対運動を全国的に展開したにもかかわらず、非情にも徳之島と近距離にある硫黄鳥島を米軍実弾射撃訓練場にする政府案は、群島民を愚弄するものであり、また硫黄鳥島周辺は漁業関係においても生活を支える豊富な漁業であり、行政区は沖縄県であってもこの問題は断じて輸されるものではありません。歴史的に見ても硫黄鳥島の硫黄島は中国との振興防衛として重宝され、そのほかにも奄美の人々に欠かせなかった挽き臼の生産地であったことや保養地、湯治として数多く訪問する地でもあった。これらを踏まえて硫黄鳥島への移転案

は、群島民の生命、財産を守るため、硫黄島米軍実弾射撃訓練場とする政府案に断固反対し、これを阻止することを決議する。平成23年6月17日、鹿児島県大島郡伊仙町議会。

以上です。

○議長（常 隆之君）

これで、趣旨説明を終わります。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから発議第5号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから発議第5号を採決します。

お諮りします。

発議5号について原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、発議第5号、硫黄島の米軍実弾射撃訓練場案に反対する決議については原案のとおり可決されました。

△ 日程第21 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○議長（常 隆之君）

日程第21、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続審査の件を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第75条規定によって、お手元にお配りしました本議会の会期日程など議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△ 日程第22 各常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○議長（常 隆之君）

日程第22、総務文教厚生委員会及び経済建設常任委員会、並びに伊仙町行財政調査特別委員会の閉会中の特別事務の継続審査の申し出について、議題とします。

会議規則第75条の規定によって、各常任委員長及び伊仙町行財政調査特別委員会委員長から、お手元にお配りしました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員長及び伊仙町行財政調査特別委員会の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△ 追加日程第1 発議第6号 監査請求に関する決議

○議長（常 隆之君）

お諮りします。

ただいま明石秀雄君ほか7人から発議第6号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。発議第6号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

退場してください。

追加日程第1、発議第6号、監査請求に関する決議を議題とします。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから発議第6号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと求めます。

これから発議第6号を採決します。

発議6号を可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、発議第6号、監査請求に関する決議について可決することに決定しました。

お入りください。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。

本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。平成23年第2回定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

閉 会 午後 0時10分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

伊仙町議会議長 常 隆 之

伊仙町議会議員 樺 山 一

伊仙町議会議員 永 岡 良 一